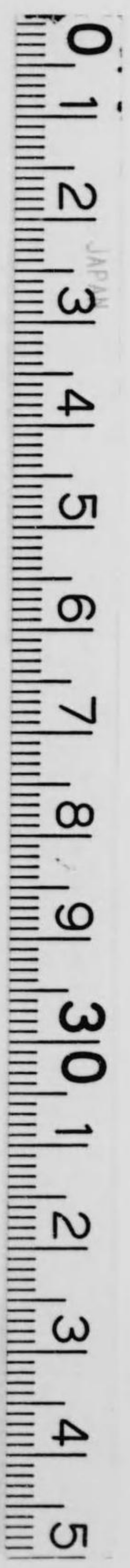


354
49



始



世界大戰と帝國之將來

354-49



世界大戦と帝国之将来

大正
4. 9. 98
内交

自序

平和の世界、黄金時代、之萬人を擧げて欲求するの所ならずや、而も其出現たる終に期待すべからざるなり。人類個々の生存競争は遂に絶ゆるの期無きが如く、國家の生存競争亦遂に絶ゆ可からず。見よ、國家人類の歴史は、戦争を以て殆ど埋めらるゝに非らずや、實に、人類の生活と戦争とは相離る可からざるなり、既往にして然り、將來亦素より然らざる可からず、戦争にして若已に絶ゆる期無しとせば、苟くも一國家として、生存場裡に馳驅せんとするものに、これに備ふる所無くして可ならんや、宜なり世界の各國が口に平和を唱導し之が維持に汲々たるが如きも、一面、益々軍備を脩め、何物をも之が犠牲に供して惜まざるの概あるをや、吾人は元來戦争を好まず、然れども戦争若し已む可からずんば、希くは之を善用すべし。然り而して軍備の根底は、兵員の數にあらざ、武器の精銳にあらず、實に國民愛國尙武の念に存するなり。約言すれば、

形而下の完備にあらざして、形而上の完備にあり。夫れ天の時は地の利に若かず、地の利は人の和に若かずと、愛國の念鐵の如く、尙武の氣火の如き國民の前にありて、武器の精何かあらん、兵員の衆何かあらん、吾人が軍備の根底を、愛國尙武の念にありとなすもの即之が故のみ。今や世界の大半は戰亂の巷と化し、諸強は國運を賭して之に従ふ、吾人國を極東に建て、戰亂の余波甚だ多からざるに似たると雖も、何れの時か如何なる國交關係より東亞の天地亦戰雲に閉さるゝ無きを保せん、此の秋に當りて、よく帝國の國威を發揮し、金甌無缺の國體を防護するもの、一に平時に於ける軍備に待つ。吾人茲に見るあり本書を編して頒たんとするもの、嘗に世界戰亂の事情を叙するに止まらず、國防の眞隨と、軍國建成の根本義を道破し、牽て國民尙武の念を振起せしむるもの其功必して尠少ならざるを信するものなり。

大正四年九月

編者識

目次

總論.....1

第一章 歐洲大戰と國民の覺悟.....1

第二章 戰爭と其準備.....8

第三章 千載一遇の機.....14

第一編 大戰の導火.....17

第一章 セラエヴオの銃聲.....17

 第一節 埃皇儲の巡狩.....17

 第二節 皇儲途に斃る.....18

 第三節 皇儲と其夫人.....19

第二章 埃帝と悲報.....24

 第一節 悲慘なる埃帝の生涯.....24

 第二節 埃帝と皇儲.....24

 第三節 埃帝の憤激.....26

第三章 皇儲暗殺事情	三三
第一節 犯人の糾問.....	三三
第二節 奥人の憤激.....	三四
第四章 奥塞の關係	三六
第一節 大塞爾比亞主義.....	三七
第二節 トリアリズム.....	四〇
第三節 ホヘ二州の奥國併合.....	四三
第四節 奥の對塞策.....	四七
第五章 汎スラブと汎ゲルマン	五〇
第一節 歐洲民族の消長.....	五〇
第二節 汎スラブイズム.....	五五
第三節 汎ゲルマニズム.....	五六
第六章 カイゼル	六四
第一節 鐵血帝王.....	六四
第二節 獨乙流.....	六八
第三節 神授君權と獨裁.....	七〇

第四節 政治的手腕.....	七二
第五節 私的生涯.....	八一
第六節 微行のカイゼル.....	八三
第七章 奥塞國交斷絶	八九
第一節 奥の強要.....	八九
第二節 塞の回答と露の態度.....	九三
第三節 奥國の宣戰.....	九五
第二編 獨逸の勃興	九七
第一章 普魯西の建國	九七
第一節 獨逸人.....	九七
第二節 ホーヘンツォルレルン家.....	一〇一
第二章 フレデリキ大王	一〇三
第一節 フレデリキ、ワイルム一世.....	一〇三
第二節 大王父子の確執.....	一〇五
第三節 七年戦争.....	一〇八
第四節 波蘭土問題とバザリア問題.....	一一三

第五節	大王の治績	二四
第三章 大王歿後の獨逸		
第一節	奈翁戦前後の普國	二七
第二節	聯邦の立憲運動	三三
第三節	塊普の反目	三六
第四章 ウィルヘルム大帝		
第一節	好戦帝王	三九
第二節	帝の軍國主義	四三
第三節	普墺戦役	四四
第四節	北獨逸聯邦成る	四八
第五章 普佛戦争		
第一節	ナポレオン三世	五〇
第二節	西班牙王位繼承問題	五三
第三節	『伯林』『伯林』	五六
第四節	佛軍敗績す	五九
第五節	ナポレオン降る	六一

第六節	巴里の包圍	六一
第七節	和約來る	六九
第六章 アルサス、ローレン		
第一節	二州の割讓	六九
第二節	獨逸治下の二州	七五
第三節	二州の反獨的傾向	七八
第七章 獨逸帝國の建設		
第一節	帝國の組織	七〇
第二節	戦後の獨逸	七四
第三節	ビスマルク	七八
第三編 戦亂の各國		
第一章 露西亞		
第一節	スラブ民族	八三
第二節	スラブ族の特性	八五
第三節	露西亞の崛起	八九
第四節	ペートル大帝	九二

第五節	波蘭土の分割	二九七
第六節	奈翁戦争	二九七
第七節	神聖同盟	三〇一
第八節	クリミア戦争	三〇四
第九節	極東經營	三〇七
第十節	日露戦役の前後	三〇九
第二章	佛蘭西	三二八
第一節	ラテン民族と其特質	三二八
第二節	敗後の佛蘭西	三三三
第三章	英吉利	三三九
第一節	アングロサクソン族	三三九
第二節	英吉利の國運	三四一
第三節	ヴァイクトリア女皇の治	三四六
第四節	英吉利とバルカン	三四六
第五節	日英同盟	三四〇
第四章	伊太利	三四七
第一節	伊太利の國民性	三四八

第二節	伊太利の統一	三四八
第五章	埃地利	三五三
第六章	爾餘の諸國	三五八
第四編	巴爾幹問題	三六一
第一章	バルカン諸邦	三六一
第一節	バルカンの住民	三六一
第二節	半島諸國の興亡	三六三
第三節	土耳其の勃興	三六八
第二章	土耳其の盛衰	三七〇
第三章	露土戦役	三七四
第一節	クリミア戦後の露西亞	三七四
第二節	サン、ステファノの和	三七八
第三節	伯林會議	三八〇
第四章	伯林條約とバルカン諸邦	三八四
第五章	露土戦後の土耳其	三九〇
第一節	アブズル、ハミッド	三九〇

第二節 希土戦争……………三二九

第三節 マケドニア……………三二六

第四節 マケドニアの改革……………三二〇

第六章 青年土耳其黨……………三〇三

第一節 青年土耳其黨の主張……………三〇四

第二節 青年土耳其黨の運動……………三〇六

第三節 青年土耳其黨の革命……………三〇八

第四節 青年土耳其黨 矛盾……………三〇二

第七章 露獨とバルカン……………三二四

第一節 露國と羅馬尼……………三二五

第二節 露國と勃牙利……………三二七

第三節 勃牙利の獨立……………三三二

第四節 バルカン鐵道問題……………三三三

第五節 タアタネルス問題……………三三九

第六節 獨、露を凌ぐ……………三三三

第八章 バルカン戦争……………三三七

第一節 アルバニアの叛亂……………三三八

第二節 伊土戦争……………三四一

第二節 第一バルカン戦争……………三四三

第四節 第二バルカン戦争……………三五二

第五節 戦後のバルカン……………三五四

第五編 歐洲國際政局……………三五九

第一章 三國同盟……………三五九

第一節 三帝同盟……………三六〇

第二節 柏林會議と露獨……………三六五

第三節 獨塊密約……………三六八

第四節 伊太利の加盟……………三七三

第二章 三國協商……………三七七

第一節 露佛同盟……………三七七

第二節 兩同盟と英國……………三八一

第三節 英佛協商……………三八五

第四節 英露協商……………三八八

第五節 三國協商の曲折……………三九三

第三章 英獨の角逐……………三九八

第一節 カイゼルの嫉視……………三九九

第二節 モロッコ問題……………四〇四

第三節 パルフォアの英獨關係論……………四一〇

第四節 テルブリックの駁論……………四一四

第四章 英獨製艦競争……………四一八

第一節 獨逸の製艦計畫……………四一九

第二節 英の二國標準主義……………四二三

第三節 二國標準主義の危機……………四二四

第四節 英國民の奮起……………四二七

第五節 製艦制限問題……………四三三

第六節 英政府の覺醒……………四三六

第五章 平和運動……………四四一

第一節 第一回平和會議……………四四三

第二節 第二回平和會議……………四四八

第三節 マハン大佐の仲裁裁判論……………四五三

第六編 列國宣戰前後……………四五九

第一章 カイゼルの違算……………四五九

第一節 カイゼルの軍事觀……………四九八

第二節 獨逸意外の反響……………四六三

第三節 開戰前後の伯林……………四六九

第二章 露西亞の奮起……………四七二

第一節 遺恨七年有半……………四七二

第二節 露の宣戰……………四七五

第三節 露國民の意氣……………四七九

第四節 露獨開戰顛末……………四八三

第三章 佛の蹶起……………四八六

第一節 ボアンカレとショレー……………四八六

第二節 佛獨國交斷絶……………四九〇

第三節 ボアンカレの教書……………四九二

第四章 英國の參加……………四九五

第一節 英の舉國一致……………四九六

第二節	獨逸の中立國侵害	四九九
第三節	英獨開戦	五〇三
第五章	諸國の向背	五〇七
第一節	伊太利の中立	五〇七
第二節	バルカン諸邦の態度	五二三
第六章	列國の軍備	五一八
第一節	獨逸	五一二
第二節	露西亞	五三一
第三節	佛蘭西	五三九
第四節	英吉利	五四五
第五節	埃洪國	五四六
第六節	伊太利	五四九
第七節	爾余の諸國	五五三
第八節	兩軍の比較	五五九
第九節	列國空中勢力	五六七
第七編	戰塵漠々	五七三

第一章	白耳義の突破	五七三
第一節	リエーザの激戦	五七四
第二節	ブラツセルス陥落	五七九
第三節	ナミュールの陥落	五八二
第二章	アルサス方面	五八七
第一節	佛軍アルサスに入る	五八七
第二節	佛軍退却す	五八九
第三章	東方戦局	五九一
第一節	露獨埃攻防概観	五九一
第二節	露軍東普に入る	五九五
第三節	露軍の蹙退	五九七
第四節	レムベルク陥る	六〇〇
第四章	白佛國境戦	六〇三
第一節	獨軍の急進	六〇五
第二節	獨軍阻む	六〇八
第三節	聯合軍の反噬	六一一
第四節	エスマの激戦	六一四

第五節 エヌ×戦後の状況……………六二七

第六節 アントワープの攻陥……………六三〇

第五章 露獨戦況……………六三四

第一節 露軍益々振ふ……………六三五

第二節 獨帝東向す……………六三七

第三節 ウイスツラ河岸の大戦……………六三〇

第四節 獨軍の再舉……………六三四

第五節 戦局中心の移動……………六三九

第六節 ワルシヤウ方面の激戦……………六四三

第七節 東普の激戦……………六四五

第八節 カ山徑の激戦……………六四九

第六章 土耳其の妄動……………六五二

第一節 大艦の暴行と各國の宣戦……………六五三

第二節 土軍一激せらる……………六五

第三節 埃及方面の戦況……………六五六

第四節 タ海峡の砲撃……………六五九

第七章 白佛境對峙戦……………六六一

第一節 イーゼル争奪戦……………六六二

第二節 獨逸の英國脅威……………六六四

第八章 塙塞戦局……………六六六

第九章 海戦の経過……………六六九

第一節 地中海の第一戦……………六六九

第二節 ヘリゴランド島沖の海戦……………六七二

第三節 英艦の奇禍……………六七二

第四節 北海の海戦……………六七八

第十章 漂浪の獨艦……………六八四

第一節 エムテンの最期……………六八五

第二節 智利沖の海戦……………六八七

第三節 漂浪獨艦の全滅……………六九〇

第八編 日獨開戦……………六九五

第一章 日本の主張……………六九五

第一節 帝國政府の勸告……………六九五

第二節 首相外相の宣明……………六九八

第三節	宣戰の布告	七〇一
第二章	獨逸の東洋政策	七〇五
第一節	獨の殖民政策	七〇六
第二節	日清和約の干渉	七〇九
第三節	獨逸と三國干渉	七一三
第四節	膠州灣の占領	七一六
第五節	獨逸手中の膠州灣	七一九
第六節	黃禍論	七二二
第三章	米支の態度	七二五
第一節	米國の態度	七二七
第二節	米の仲裁提議	七三二
第三節	支那の態度	七三五
第四章	皇軍進發	七三六
第一節	陸海軍の部署	七三七
第二節	膠州灣の封鎖	七三八
第五章	青島の攻圍	七四〇
第一節	青島の防備	七四二

第二節	帝國陸軍の上陸	七四三
第三節	敵前進陣地の蹶破	七四五
第四節	飛行隊の活動	七五〇
第五節	英軍參加	七五五
第六節	山東鐵道の押収	七五九
第六章	青島攻略	七五九
第一節	聖恩無邊	七六〇
第二節	高千穂の最期	七六三
第三節	總攻撃の準備	七六七
第四節	青島總攻撃	七六八
第五節	淨法寺旅團の奮戦	七七五
第六節	山田旅團の激戦	七七八
第七節	堀内旅團の戦蹟	七八二
第八節	海軍の策動	七八四
第七章	南遣艦隊の活動	七八九
第一節	南洋の獨領占領	七八九
第二節	海戰第一期終了	七九三

附 録 戰 塵 餘 話

戰亂の中心人物……………一

英露獨皇室の親族關係……………三二

交戦各國の將帥……………三五

最新精銳の武器……………三一

ドレッドノート……………三七

四十二瓏の巨砲……………四二

列國の屬地と殖民地……………四四

交戦列國の財政狀態……………四七

交戦列國の食糧問題……………五一

獨軍の蠻行……………五六

獨逸の暴宣言……………六一

露西亞の禁酒令……………六五

壯烈無比空中の突撃……………七二

世界帝國之將來

總 論

第一章 歐洲大亂と國民の覺悟

セラエヴオ市一發の銃聲は、遂に歐洲戰亂の導火索に火を點して、歐洲諸國を戰亂に投じ終れり。事に當るもの、曰く露、曰く獨、曰く英、曰く佛、曰く埃、共に歐洲第一流の強國として、雄を世界に稱するもの、之に塞、黒、土、白を加ふれば、現に歐洲に於て戰鬪に従ふもの、實に九ヶ國を算し、近くは葡の英を助けて戰鬪に干與せんとするを傳へ、伊亦土に對して宣戰を布告したるを告ぐ。實に十一國家が、錯綜して干戈を交ふるもの、又歴史の偉觀たらざんばあらず加之、獨が東洋及び南洋に有する領土に對しては、帝國亦日英同盟の明文に従ひ、陸海の師を發して之が攻略を遂ぐるあり、其他獨の敗殘艦隊の南米地方に逃竄せるありて、之を撃滅せんが爲、日英佛の聯合艦隊は、該方面に遊弋しつつあり、戰局の擴大遂に全世界を蔽はんとするに至る。而も戰役は、今その道程にあり、

何れの時に終熄すべきや、未だ俄に豫測を許さずして、戦局の遷延は、更に何國の之に參與するやを知る可からず。否、天の一角已に日米戦争の聲を聞くあり、不測の變脚下に起るなきを保せず。全世界の大亂、又絶無を保す可からざるなり。

嗚呼、歐洲戦争、开は久しく期待せられたる所なりき。獨逸近時の勃興、日露戦争によりてその東方經營に頓挫を來せる露國が、捲土重來の勢を以て向ふ可き所の、巴爾幹なる可きの一事は、已に歐洲大戰の必然を豫期せしめたりき。獨逸が、その新興の勢ひに乗じて、建設に努力したりし強大なる海軍は、海上王たる英國を刺戟すること少からざりき。獨逸海軍の膨脹は、實に海上に於ける英國の勢力に拮抗し、若くは之を凌駕せんことを期したるや明けし、英國たるもの、焉んぞ晏如たるを得んや。彼れ一艦を作れば我れ二艦を得、以て太陽没することなき、その廣大なる殖民地を護らんことを期せり。而も隆興の運に乗せる獨逸海軍の急激なる膨脹は、英國を焦慮せしむること大なるものあり。何等か之に打撃を加へんことは、その欲したる所なるや勿論なり。佛や、獨逸に對して四十年の怨を有す、一度之に酬いんことは、その夢寐尙忘れ能はざりし所、殊に況んや、獨逸の著るしき膨脹は、寧ろその存立に壓迫を加ふること大なるものあり、露との同盟、英との協商によりて、僅に一日の安を偷ひに過ぎず、獨逸の勢力を覆へし、一面國家の安きを保つと共に、

英海軍の劣勢となるの時、英國は事實上衰滅を免れず

アルサス、ロレンと五十億の價金、之れ佛國の忘れんとして忘るゝ能はざるところ。

他面積年の怨を報ぜんことは、その最も望みたる所なる可し。

觀じ來れば、今次の戦亂は、何れも當然の運命に達したりと云ふを得可きなり。而も彼等諸國は、如何に之を避けんとしたりしか。平和會議と稱し、仲裁裁判と唱へ、戦亂を未前に防止すべき運動は、頻々として行はれ、或は製艦制限に、軍備制限に、種々の方法と種々の提議は致されたり、而も常に空論に終りてその實行を見ざりしが、如何に彼等が戦亂を恐れたるかを知る可きものあり。此を以て、歐洲戦争の實現は、一面に於て之を豫期せられたるも、他面に於ては、架空の談として斥けらるゝの常なりき。

口に平和を唱へ、手に軍備を擴張す、已に矛盾なり。平和は軍備によりて保障せらるると稱へ、強大なる軍備を以て平和を攪亂せんとす、更に大なる矛盾にあらずや。而も世間の事、矛盾あらざるもの夫れ幾許ぞ。歐洲諸強が平和を愛好すること彼が如く、若し夫れ小國間に於て干戈を事とせんとするあれば、威力もて之を壓せんとし、その及ばざるに當りてや、所謂戦局極限なる名の下に、努めてその終熄を速かならしめんとせるもの、頻々としてその例に乏しからず、而して之れ實に、延いて大國間に事端を醸さざらんとするが爲にして、今次の戦亂に當りても、此種の運動盛んに行はれたるは、讀者の記憶に新なる所ならん。然り而して遂に及ばず、戦亂をして一層大ならしめたるもの、實に彼の矛盾の破

武裝的平和、その名已に矛盾なり。

モロッコ問題は、佛獨をして開戦せしめんとせり、英國艦隊の戦備は、遂にカイセルをして目的を放棄せしめたるを見よ。

壊せられたると、當然戦はざる可からざる諸國が、その必然の運命に達したるに由る。而して之に激成したるもの實に勢ひなり。

勢ひや、何物も之を遏む可からず。その激するに當つてや、恰も火山の爆發に似たり、得て抑ふ可からざるなり。巴爾幹問題に於て、モロッコ問題に於て、歐洲諸強は、常に之を抑へんとし、而して遂に之を激せしめ、大なる歐洲戦争として爆發するに遭ひぬ。吾人國を東洋に立て、今次の事、未だ多く直接の交渉を有せざるが如く、たゞ一青島の攻略によりて、吾人が爲す可きを終りたるが如くに信ずるもの少からず。國民が歐洲大戰に對する觀念、對岸の火災を見るが如きものあるは、之を語るものにあらずや。誤れる觀念よ、少しく思を勢ひに致せ。今や世界は大變革の岸に立てり。歐洲戦争は昔に歐洲のみの事に非るなり、單にその戦局に就て云ふも、早く己に世界を蔽はんとするあり。皇師亦與國艦隊と策動せるにあらずや。況んや國際關係の危殆ならんとする、彼が如きものあるを見ずや、勢ひ一たび激せば、東洋の天亦砲煙彈雨に包まるゝなきを保せず。假令此事なしとするも、此の世界大變革の際に當り、國民は最善の努力を致して、國威の發揚を期せざる可からざるや論なきなり。豈嘗に一青島、一山東半島の問題として、輕く看過すべけんや。國民にして小國民たるに甘んじ、八洲の地に踞踏して、自ら衰滅を待たんとせば則ち止

日本は素より日本の日本なり、然れども日清戦前にありては、決して世界的に斯く認められたるに非りし。

ひ、苟くも一等國民として、東洋の覇たるを實にし、更に國威を發揚して、五大洲上に雄飛せんことを欲すれば、今の時、決して安閑たる能はざるなり、常に機變に應ずるの準備を整へ、時局に對して最善の處置に出づるの覺悟を要す。惟ふに日清戦争は、維新以來最初の外戦にして、之によりて國民の自覺を高めたること頗る大なるものあり、日本の日本として、眞個世界的に競争し得るの自覺は端緒を得たり、かの忌む可き歐化心醉主義の影響を收めたる、實に日清戦捷の賜なりき。次いで北清事變の在るあり、歐洲各國の、所謂精兵と行を共にし、戦陣の間に馳驅するや、所謂強國の精兵なるものは、敢て恐るゝに足らざるを知れり、のみならず、我が武力は漸く西歐諸國に認めらるゝに至り、英國は、その光榮ある孤立を捨て、茲に日英同盟の事あり。降りて日露戦争は、黃人の決して白人に劣るものにあらざるを示すと共に、我が國際的地位は、一躍して一等國に上れり。而も尙東洋以外の地に於ては、我が勢力は多く認めらるゝならず、一等國として、世界強國の班に列せるも、尙東洋の日本たるに過ぎざりき。然り而して、今や此の大戦亂に會し、我れ亦交戰國の一員として、戦捷の光榮は、三たび國民の頭上を飾るを疑はずと雖も、東洋の日本をして世界の日本たらしめ、歐洲國際間に、日本の發言權を認めしめんとするに當りては、國民亦大に覺悟する所なかる可からず。一青島の攻略に意を安んじ、徒らに桃源の

露の西伯利亞
復讐は已に成
を告げんとす
歐露の精兵陸
續として東亞
に到り得るも
近きあり。

夢を貪るあらば、千載又遇ひ難きの好機空しく去り、遂に捕ふるの期なかる可きなり。
然らば則ち國民の覺悟とは果して如何。要するに一等國たるの實力を備へ、一朝不測の
變あるも、直ちに立ちて之を處理し得るにあり。而して之を爲す、一には武力なり、二に
は富力なり、世人往々我が武力を過大視し、此の強兵を以てする、何者か恐るゝに足らん
やと爲すものあり、吾人亦敢て之を非議するものにあらず、即ち我が兵の強は、よく自ら
守るに足らん、現在に於て、我と東洋に武を争はんとするもの、恐らくは有らざる可し。
之れ而かも我が兵の強なるが爲のみならずして、實に我が國の地勢與つて大なるものある
を知らざる可からず、隣國清を除きては、境土何れも遠隔、若し東洋に事を爲さんと欲す
れば、懸軍萬里の不利を忍ばざる可からず、而も我は逸に居て勞を打つの利あるなり、此
を以て、我は東洋に覇を稱するを得可し。獨り清國あり、その國土は廣く、その民は多し
と雖も、老大徒らに瀕死の境にあり、敢て大に齒牙にかくるに足らず、故を以て、我にし
て若し退嬰を事とせば、敢て更に武を張るの要なかる可しと雖も、苟くも進取に出でんと
せば、現狀決して甘んず可きにあらず。況んや國際關係の幾微、殆んど端睨す可からず、
今日の善隣も、明日の仇敵たるを保し難し。昨の弱者、今日の強者ならざるを期す可から
ざるなり。吾人が武力の充實を叫ばんとする、實に之が爲なり。

王朝以後國民
皆兵の實なく
徳川氏封建制
の確立は土農
工商を明かに
區別し爲に一
般國民の尙武
心を鈍磨した
る事少からざ
りき。明治維
新國民皆兵の
制は稍之を補
へるも尙獎勵
を授うす可か
らず。

然り而して、武力の充實は、富力之に伴はざる可からず、國富衰耗して、精兵誰れか之
を養はんや、富國と強兵と、尙車の兩輪の如し、一之を缺く可からず。而して富國の策に
至りては、千態萬様、之を一言の下に律す可からず、吾人亦茲に絮説するの間を有せずと
雖も、強兵の一事に至りては、その根本義たゞ一に出でず、曰く、國民尙武の念を旺盛な
らしむること之れなり、由來我は尙武の國、國民亦多く尙武の念に富むも、時世の變遷は
遂に國民性を移すなきを保せず。日露事あるに當りて現はされたる國民の熱情が、今次の
事變に當りて遂に之を見る能はざるもの、一は國民が之を重視せざるに出るなる可しと雖
も、一面その尙武の念が、幾分にも銷磨せられたるの反映に非るなきか。
世界は今大變革の岸に立てり。此の時に當り、一步を誤らんか、將來の事亦云ふ可から
ざるものあらんとす、而して之に處するの國民の覺悟は、吾人之を挙げたり。而も歐洲國
際關係の複雑なる、實に甚だしきものありて、此の大事業に當り、國民として之に處する
の道を研究せんとする、先づその情偽に通ずる所なかる可からず、又我が國民が、今次の
大亂に際して、極めて冷淡視せんとするもの、一は歐洲國際の事情に通ぜざるに因するも
のあるを信ず。吾人が本書を編するもの、實に國民をして此の間の情偽に通ぜしめ、因つ
て執る可きの道を知らしむると共に、他面國民尙武の風に貢獻する所あらんとするの微意

に出づ。以下先づ軍備の充實せざる可からざる所以を述べ、次いで歐洲國際關係の如何なるものなるかを語り、以て如何に大戰亂を見、如何に之に處し、帝國が最善の方法に出づるの道如何を講究するに便せんとす。

第二章 戦争と其の準備

普國陸軍大將
クラウゼリキ
ツツは戦争は
格闘を擴張し
たるに過ぎず
と喝破せり。

戦争とは如何、その學理的解説に従へば、各國間に生ずる政略上の紛議を判決する爲に威力に訴ふる所の術策なりと云ひ、又國民が國家的目的を遂行し、若くは之を維持するが爲に用ふる威力的行爲にして、尙之を目的としたる意志を實行する最後の手段なりと云はる。而かも要するに、個人間に於ける格闘の如く、一の粗野なる腕力の闘争に過ぎざるは何人も知る所の如く、即ち戦争は、文化並に道德の觀念に背反し、之を破壊すること著るしきものあり、爲に社會人類の幸福を破壊し、その慘禍の大なる、殆んど譬ふるに物なからんとす。此を以て、戦争の不利を説き、不條理を説き、戦争を絶滅すべしと絶叫せるの學者亦少からず、嘗て露帝が平和會議を宣言せるもの、實に露國の銀行家ブロック氏が、その著「戦争の將來」に於て、戦争の罪惡を鳴らせるもの、偶々露帝乙夜の覽に入りて、痛くその胸臆に共鳴せるものあるに依ると云はる。而も氏の論據や、主として戦争の經濟

若し夫れ經濟
上の不利のみ
を云々せば、
戦争は決して
起る可からざ
るなり。

的損失にありたるも、戦争は已に格闘なり、之に條理を求めんとする、未だ當れりと云ふ可からず、戦争の基因亦必ずしも經濟上の問題のみに限らるゝに非ず、否、却つて感情によりて起るゝこと少からず、従つて經濟的不利の如き、多く顧みられざるなり。

又或者は、世界統一によりて戦争を絶滅し得可しとなし、之が策を樹てたるの學者亦少からず、その所論や、實に卓越せる見地に立し、傾聴に價すべきものある勿論なるも、如何せん世界統一の如き、理想としては或は可ならんも、之が實現は、到底不可能事たるを免れず、僅に一説として、世の視聽を惹くあるのみ。

物必ず表裏あり、事必ず反覆あり、一方戦争の慘禍を説き、之が絶滅を策せんとするあれば、他面戦争を謳歌するあり、之を以て、文化、道德並に人類社會に及ぼす可き影響、最も有益にして、且つ必要なりと論ず、我が陸軍の師父たる獨のメツケル將軍亦此の論者にして、氏は曰く、

戦争の必要なる所以は歴史上昭々乎として毫も疑を容るゝの餘地なし、蓋し戦争は、人民の開發進歩及び生存力の振興に最大の價値を有するものなり、若し夫れ多年の間、絶えて戦争起ることなく、而して人民軍事上の意識を放棄するに至れば、遂に文弱に流れ、士氣頹廢するに至る可し云々。

萬有の生存競争は片時も止む時なく、只生存に適するもののみ現在するも、その劣敗者たるとき、即ち絶滅せらる。

帝國海軍大佐佐藤鐵太郎氏亦戰爭必要論者の一人として、説くこと頗る詳密なり、氏は曰く、

世界永遠の平和と云ふは、唯一種の妄想に過ぎず、思ふに人類の生存上一として絶對と認む可きものなく、現有の萬物一として弱點を備へざるなし、生存競争弱肉強食は、世態の現在にして、禽獸草木の間、尙日々戰爭の行爲を絶つことなし、蓋し平和は、車に疲れたる場合に於て行ふ可き小休止なりと云ふを以て適切とすべし、況んや戰爭は社會の生存上極めて必要なるに於てをや、勿論人類の生存競争には理義の論争ある可し、然れども其極度は決闘なり戰爭なり、千萬簇出して盡くことなき紛争も、一撃の鐵拳に終結を告ぐる可し、要するに漫然として望もなき海晏を待つは空漠なる思想なり、海に波なきは殆んど望み難く、又海晏の二字を以て海水の本性なりとすれば、創海は忽ち變じて死水となる可し、社會と戰爭との關係も、亦是と同一なり、即ち戰爭は社會の生命なり、其の汚濁を去り、其の面目を新にし、其の進歩を促成せしむ可し、有史以來世界の文化が翕然として踵を亂後に接するは、争ひ難き證據とする所なりブルック一流の所説の如き、眼界恐くは經濟の範圍を脱する能はざるもの、蝦は躍れども斗を出でず、吾人は常に眉に唾して其の好辭令に瞞着し去られざるを必要とす云々。

ブルーメ、ゴルツ、クラウゼウキツは共に獨逸の將官なり、獨逸が軍國主義を奉ずるの厚き此の一事に見るも察するに餘りあらん。

其他ブルーメ、ゴルツ、クラウゼウキツ等の説く所、何れも之と大同小異にして、戰爭の必要、その社會文化に貢獻するを説かざるなし。

戰爭はその慘禍の一面のみを見て之を絶滅すべきか、或はその利益ある一面のみを見て之を奨励すべきか、吾人之を知らず。然りと雖も、世界は、事實に於て戰爭を絶つことなし。是によりて之を見れば、戰爭は之を要とするも、將た不要とするも、到底絶滅し得べからざるは、之を信するに足る。已に戰爭絶滅す可からず、苟くも國家として、常に之に備ふる所無かる可からざるは論なし、然り而して、國際戰爭の準備は、不斷の努力に待たざる可からず、世間往々國際關係の親善を云爲し、近く開戦の要なきに藉口し、軍備を怠らんとするものあるは、吾人の最も取らざるところ、國民にして眼前の小康に安意し、苟且偷安を事とせんか、一朝事變に際し、錯愕狼狽措く所を知らざらん。況んや國際關係の如き、朝に夕を計る可からず、平和は要するに武装によつて維持せらる、我が軍備に缺陷あらんか、昨の善隣、直ちに敵として境上に臨む亦無しと云ふ可からざるなり。苟くも國運を維持し、その發揚を期せんとする、一刻も軍備を怠る可からず、否益々之を堅うし、敵をして乗ずるの隙なからしむる、最も急要なり。之を史に徴するも、軍備の廢弛が、國家を衰滅に導きたるの例、昭々として枚擧に遑あらず、國民は、かの無責任なる政黨者流

獨逸は先づ白
耳義に對して
獨逸の軍事行
動に便宜を興
へんことを求
め、その聽か
れざるに及び
て、亂暴にも
宣戰を布告し
たり。

の言議に惑はさるゝことなく、常に敵國我を窺ふとなして、之に應ずるの覺悟なかる可からざるなり。

見よ今次の大亂を、之が誘發者たりし大塞耳比亞黨も、恐らくは戰亂を豫期せざりしならん、而も騎虎の勢ひは、遂に如何ともする能はざらしむ。更に見ずや、永世中立國として、歐洲列強によりてその中立を保證せられ、干戈の如きは敢て我事にあらずとせる白耳義は、何か故に戰渦の中に投じたりしか、獨乙が強要せる中立侵犯は、白耳義の聽き得る所にあらず、而かも之が爲に開戰を強要せられ、止むなく立ちて之に對せるにあらずや。其他佛の如き、英の如き、否露の如きも、開戰はその本意にあらずりしこと、戰前の實際に徴して之を知り得可し。然れども降りかゝる火の子は拂はざる可からず、諸國がその本意ならざる戰爭に従ふに至りしもの、抑も亦止むを得ざるに出づるのみ。更に翻つて我が國の過去に見よ、日清、日露の兩役や、その起因如何。我は素より領土を求むるにあらず、その求むるところは、帝國獨立の保障と、東洋全局の平和とのみ。而も帝國の獨立を壓迫し、平和を攪亂せんとするものあるに當りて、我れよく之を忍ぶ可けんや、立つて之に抗せんとするは、必至の勢ひなり。然れども、戰爭は帝國の多く欲する所にあらず、樽俎の間平和の保障を求めんとして、切に對手の反省を求め、その聽かれざるに及びて、遂に干戈を動かすの止むを得ざるに至れるは、宣戰の大詔毎に之を明かにし給へり。

平和會議は、
宣戰布告なく
して戰鬪行爲
に出づるを禁
じたるも斯の
如きは以て先
示となすに足
らず。

我れ毫も戰爭を好まずと雖も、敵にして之を強ふるあらば、遂に止む能はざるなり。若し尙之を避けんとせば、たゞ屈辱あるのみ、否、國家の衰滅あるのみ。而も戰爭は、何等かの先示ありて後始めて來るものにあらず、假令その先示あるとするも、之ありて後軍備に手を染めんとするが如きは、盜を見て繩を縛ふの類のみ。我が準備の成るに先ちて、敵の襲撃は早く已に來らん、吾人が、國際戰爭の準備は不斷の努力に待つと云ふもの、實に之が爲なり、我にして常に戰爭に對する備準あり、武備儼として弛廢するなくんば、先示なき戰爭も何ぞ憂ふるに足らん。否、何ものか我に戰爭を挑まんや。儼乎たる武装は、眞個平和の保障たるなり。

知らずや旅順港頭の一撃が、早く已に日露戰爭勝敗の主因たりしを。露國にして我の戰意を疑ひ、その立つなきを信じたる結果は、我が海軍の襲撃を被り、癒し難き損害を受けたるもの、爾後の戰況に多大の影響を致せるならずや。殷鑑昭々として斯の如し、夫れ戒めざる可けんや。

吾人は已に多くを説けり、軍備の忽せにす可からざる、復た之を云ふの要なし。然れど

獨逸に於ては
壯年の男子は
悉く戦場に送
られ、僅に小
兒、老人の殘
留せるのみ。

も、所謂戦争の準備は、たゞに陸海軍の整備を以て足れりとす可からず、國民を擧げて之に對するの覺悟あるを要す。見よ歐洲に於ける實際を、獨逸はその全人口六千萬を算するに過ぎず、その陸軍は、戦時四百萬と稱せらる。而も今や戦場にあるもの、恐らくは一千萬に近からん、之れ總人口の六分の一に當れり。知る可し、苟くも軍旅に従ひ得る者は、劍を取りて戦線に立てるを、一國興亡の岐るゝところ、之れ素より當然なり。生を神州に受け、金匱無缺の國體を擁護せんとするもの、素より獨人に劣る可きにあらず、大和民族の血管に流るゝ血は、獨人の夫よりも更に熱烈に、愛國尙武の念に富めるを疑はず、而も世界に雄飛せんとする、更に之を鼓舞し、獎勵する所あらざる可からず。吾人が國民の覺悟を論じ、戦争の準備を説いて、國民が之に對する不斷の努力を叫ぶもの、眞に之が爲のみ、乞ふ之を諒とせよ。

第三章 千歳一遇の機

明治天皇寶祚を踐ませ給ふの始め、斷乎として鎖國退嬰を抛ち、開國進取の宏議を立て給ひ、爾來着々として之を實にし給へりしは、我が國民の、世界と共に瞻仰する所にあらずや、而して之を贊襄し、遂行するは、萬代易ふるなきの國是たらざる可からず。而も今

や、之を爲すに於て、千載一遇の好機に際す、豈奮起せざる可けんや。

遼東遼附の一
事、我が戦捷
の効果を滅却
して、日本の
勢力は、一時
大陸を拂はん
としたるも、
日露戦捷の結
果は、大に之
を復するを得
たり。

想ひ起す二十年前、清國我に和を請ふや、廣島行在の御前會議に於て、時の陸軍大臣山縣有朋は、遼東の地必ず獲ざる可からざるを論じ、海軍大臣西郷從道は、臺灣澎湖決して逸す可からざるを主張し、大藏大臣松方正義は、領土は敢て要なし、たゞ償金十億を得て戦後經營を全うせんと説けり。伊藤、陸奥兩全權此の意を體して、茲に馬關條約成るを見たり。爾來形勢幾變轉、日露戦捷の結果は、朝鮮の領有となり、南滿亦我が勢力範圍に入り、東蒙の施設意を用ゆるの要あり。加ふるに日獨戦争の結果は、新に山東省を我が權下に加へ、南洋諸島亦我が有たらんとす。開國進取の國是益々その歩を進むるは、眞に賀するに堪へたり。

然りと雖も、我が行く處無人の境にあらず。南せんか、儼として米の在るあり。北せんか、露の勢力蟠屈せるを見る。我が國是の遂行に當りてや、之に伴ふの實力なかる可からざるなり。此に於てか、北せんとする陸軍は、二十五個師團を要求し、南せんとする海軍は、五十萬噸を以て足れりとせず、軍備の負擔は、益々重きものあらんとす。而も一面又聲あり、民力休養、財政整理、生産獎勵を叫び、軍備の擴張に反對せんとす。然り而して之を國家の上より見る、北進素より廢す可からず、南進亦止む可からず、而も軍備の爲に

國富を犠牲に供し、人民塗炭の苦を嘗むる、素よりその可なる所以を見ず。即ち知る、三者の調節は最も急務なるを。

軍備の弛廢が遂に國家を衰滅に導く可きは、吾人已に之を述べたり、斷じて之を許す可きにあらず。而も爲に國民をして苛税の苦に泣かしむるは、忍びざる所なり。之れ經世家の最も苦心せる所なるを信ずると共に、國民亦その苦辛を分たざる可からず、而してよく産業の發達に努め、勤儉以て國富の充實に努むるは、最も緊要なる所なり。

今や歐洲各國何れも國運を暗し、戰爭に従へり、東亞の事又彼等の手の及ぶところにあらず、之れ我が産業の爲に、實に千載一遇の好機を與ふるものにして、此の間にありて大に我が商權を張り、動もすれば涸渴せんとする國富の涵養に資するは、最も喫緊の事に屬す。同時に、一面大に武備を修め、國威を四方に宣揚するは、又此の機を逸す可からず。噫、機は容易く來らずして逸し易し、此の千載復遇ひ難きの機に際して、國民は大に覺悟せざる可からず。然り、開國進取の國是を翳して猛進あるのみ。而も世界の日本たらんとする、眼を大局に馳するを要す。さらば、進んで歐洲國際の情偽を説かん。

東洋市場に跋扈して我が商品の強敵たる獨逸品は、今や殆んどその跡を絶てり。

第一編 大戰の導火

第一章 セラエヴオの銃聲

飛電あり、曰く、

埃洪國皇儲フランツ、フェルチナンド親王殿下には、セラエヴオ市に於て、その夫人と共に兇漢の毒手に斃れたり。

時に一千九百十四年六月二十八日。

皇儲や、實に事實上に於ける埃洪國の主權者なりき。埃洪國皇帝フランツ、ヨセフ陛下には、齡已に八十有五を算し、特に悲惨なるその生涯は、一層帝に老いしむるものありたりき。此に於てか皇儲フェルチナンド親王は、陸海軍統率の全權を委ねられたるのみならず、外交に將た内治に、殆んど帝に代りてその經綸を行ひ、埃洪國の運命をその双肩に擔ひて、歐洲國際場に馳驅せるなりき。而も今や突として兇漢の毒手に斃る。埃洪國上下の震駭や、固より云ふを須ひず、世界を擧げて驚異の念に打たれたりき。更に況んや、之を導火として、歐洲大戰亂の勃發となり、餘炎は東洋、南洋に及び、世界を擧げて戰亂の巷たらんとするに至りては、實に一埃洪國の事に非るなり。

セラエヴオはボスニア州の首都なり。

嗚呼、歐洲大戦亂を誘發せるフエルヂナンド親王の死よ、如何にして事茲に至れるか、歐亞大戦亂の跡を敍せんとする筆は、先づ之を語らざる可からず。乞ふ、吾人に幾頁を貸すの雅量あれ。

第一節 塊皇儲の巡狩

一千九百十四年六月、塊洪國陸軍は、その第十五、第十六兩軍團をして、南方國境附近なるボスニア、ヘルツェゴヴィナ二州の地に特別大演習を舉行せしめたりき。演習は、皇儲統監の下に行はれ、月の二十七日を以て無事終了を告げぬ。

今次の大演習は、塞黒二國を想定敵として行はれたりと云ふ、皇儲が塞人の手に斃れたる、又止を得ざるどころか。

ボスニア、ヘルツェゴヴィナの兩州は、ダニウブ河によりて、セルビア、モンテネグロと境し、近く一千九百八年を以て塊洪國の版圖に屬せるもの、その塊洪國に併合せられたるの一事、實に又今次戰亂の一因として知らる。而して之を決行せるもの、一にフエルヂナンド親王の政策に出づと稱せらる、彼れが政策は大戦の一因となり、彼の死が戰亂を誘發す、又一奇と云ふ可し。

演習已に終る。皇儲は、豫定に従ひ、翌二十八日を以て、ボスニア州の首府たるセラエヴオ市に入り、皇儲夫人、前數日來りて此に郎君を待てり。即ち之を停車場に迎へ、自動車と共にして、市廳内に催されたる接見式に臨まんとす。沿道塔の如き群集は、熱心な

る歡呼を以て彼等を迎へたりき。

榮あるセラエヴオ市よ、各戸の窓は歡迎の意を致す可く、美麗に裝飾せられたり。廣き街路は、歡迎の群集を以て満たされ、皇儲の自動車過ぐる處、數萬の群集が捧ぐる萬歳の聲は、宛として百雷の如く、打振る帽子は、風に舞ふ蝗の大群にも似たらんか。

突如、群集を排して現はれたる壯漢あり、身を挺して自動車に近づかんす、警固の警官憲兵等は、彼を遮らんとして走れり、間一髪、彼が手にせる一物は空を掠めて飛べり。嗚呼、恐る可き爆裂彈、正しくも皇儲の自動車を襲ひぬ。

沈着なる皇儲は、身を翻へす間もなく、飛び來る爆裂彈を拂へり。疾驅せる自動車は、早くも之を後にしぬ。爆然たる大音響は四隣を動かせり。不幸なる犠牲者よ、後車にありたるボースワルドック伯並に副官メリツチ中佐は、その破片を受けて傷けり。群集中傷を蒙るもの亦十數人。

歡呼の聲は、驚愕の叫びと變じぬ。不時の事變に、錯愕せる群集を衝いて、兇漢は飛鳥の如くに走れり。警官亦之を追うて飛べり。群集も之に續けり、彼は遁るゝに道なきを見るや、突然路傍の流に投じぬ、警官亦流を亂して、兇漢は遂に捕縛せられたり、彼はセルビア人なりき、ベルグラードの活版職工にして、カプリノウイツチと呼ぶものなりき。

親王身邊の人々は、危険の更に親王の身に及ばんことを憂ひて、速に退去せんことを願ひたるも、大膽なる親王は遂に離れざりしと云ふ。

第二節 皇儲遂に驚る

警報全市に傳へらるゝのとき、市民の驚愕は云ふ可からざるものあり、全市を擧げて、宛として鼎沸の状あり。而も皇儲が無事なりしを以て、混亂も少時にして止み、彼等が歓迎の熱誠は、一層深さを加へぬ。

大膽なる皇儲は、危険の其の身に迫れるを知らざるもの、如く、悠揚として自働車を驅り、市廳に入りぬ。茲に盛大なる接見式は開かれ、市長は歓迎の辭を述べ可く立てり、今や彼れ將に第一句を放たんとす。兇漢の爆裂彈を拂ひて、悠揚たりし皇儲も、流石に激する所ありたるか、激越なる口調にて、突如市長の發聲を遮りぬ。曰く、

市長足下、予は茲に足下等を訪はんが爲に、敢てセラエツオに來れり、而も圖らざりき爆裂彈の予を待つあらんとは。

その聲は亢奮して顛へたりき。市長は答ふ可き辭を知らず、全員亦肅として互にその面を成るのみ、敢て一語を發せんとするあらず、市民が熱誠を罩めたる接見式も、斯くて白け渡らんとするなりき。

少時にして皇儲は平靜に復せり、更に市長を顧みて曰く、
宜し、予は足下の述ぶる所を聞かん。

市長は鞠躬如として進めり、熱誠なる歓迎の辭は、彼の口によりて致されぬ。皇儲は再び起りて、ボスニア、ヘルツェゴヰイナ兩州の人民が、その新らしき主權者に捧げたる熱誠なる歓迎を喜ぶ旨を告げ、茲に接見式は、満足なる終りを得、廳外に群集せる幾萬の市民は、皇儲の爲に祝福するなりき。

メリツチ中佐は先の爆裂彈に傷きて衛戍病院に在るなりき。

式已に畢りて、皇儲は、夫人と共に、再び自働車上の人となれり。蓋し先に負傷せしメリツチ中佐を衛戍病院に見舞はんとするなりき。時に午前十時を過ぐることに正に三十分、夏の太陽は、赫々として無蓋車上の皇儲夫妻を照らすなりき。

途上群集は、更に萬歳を叫んで、熱誠先に倍するものありき。自働車は、爆音殊に勇ましく、群集を縫うて飛べり。先の出來事に驚かされたる官憲は、一層警固を嚴にして、乗ずるの機なからしめんとせり。皇儲の車は、今や進んでフランツ、ヨセフ街と、リュドルフ街との交叉せる十字街路に進めり。數萬の群集が捧ぐる萬歳の聲は、全市を震撼せしめんとす。自働車は、方向を轉ぜんとし、少しく速力を緩めぬ。

塔列せる群集に混じて、一個白面の美少年、等しく駕を迎ふるなりき。群集の多くが、その帽を振るのとき、彼の双手は衣囊中にあり、黙々として駕の來るを待てり。皇儲の自働車は、今や彼の前を過ぎんとす。彼は突として身を進めぬ。彼の手は衣囊を出でたり、

煌として日光に輝けるは夫れ何物ぞ。忽ち見る白煙彼が手裡に起りて、三發の銃聲は耳朶を貫けり。

一彈は先づ親王の面を射、身を以て親王を救はんとして、たる夫人は第二彈に斃れ、第三彈は更に親王の頭部を射たるなり。

驚愕せる群集は、忽ちにして彼を圍繞せり、亂打又亂打、警官が彼を引起す迄に、彼は已に垂死の打撃を受けぬ。嗚呼されど、事は已に終りたり。彼が放てる彈丸は、皇儲の面を射、夫人の腹を貫き、剛毅なる皇儲は、その最愛の夫人と共に、鮮血に浸されたる自動車上に、瀕死の重體を横へぬ。

自動車は疾風の如くに飛べり、衛戍病院は、皇儲夫妻を迎へて大混雜を來せり、幾多の警官は、有らゆる治療を加へたり。而も致命の重傷は、遂に如何ともす可からず、フェルデナンド親王は、その夫人と共に、セラエヴォの鬼となり了れり、嗚呼。

刺客、名はピロロプリンジブ、當年僅に十九歳の學生なりき。彼亦セルビア人にして、そのカプリノウイツチと連絡あるは勿論なり。

第三節 皇儲と其夫人

皇儲名はフランツ、フェルデナンド、現埃洪國皇帝ヨセフ陛下の皇弟、カル、ルードウキツヒ親王の子なり。埃帝始め一子あり、ルードルフと呼ぶ、立て、皇太子たりしが、その死するや、親王即ち皇姪を以て、立て、皇儲とせり。親王性剛邁不羈、頗る大志あり、

今や皇帝老齡の故を以て、陸海軍の全權を委託せらるゝと共に、内治に外交に、百般の政策、殆んど親王によりて決せらるゝに至り、先にボスニア、ヘルツェゴヴィナ二州の宗主權を撤し、一步を進めて埃洪國の一州とせる如き、實に親王の英斷に出づ。實に親王は、汎ゲルマニズムの權化として、國民の期待頗る厚かりしと共に、之に反抗せんとする大塞耳比亞主義者の憎惡頗る深く、そのセルビア人の兇手に斃るゝや、又實に偶然ならざるなりき。

皇儲夫人、名はソフイヤ、コテツク、埃國貴族の出なり。千九百年七月、フェルデナンド親王と婚す。埃洪國は、歐洲の大國として、近時國勢多く振はざるものありとは云へ、尙世界強國の一に居る。之が皇儲として、將來此の大國に君臨するの親王は、その妃を選ぶに當り、何れかの皇女ならざる可からず。而も親王は、父帝の同意を経ずして、恣に一貴族の女と婚す、加ふるに夫人の家系多く高からず、此に於てか、皇太子妃の尊稱を受くるを得ず、その子女亦皇嗣たるを得ざるに至れり。而して親王は、夫人との間に二男一女を擧ぐ、長は女子にして十四才、次は男にして十一才、三亦男にして十才なるも、共に皇嗣たるを得ざる前述の如し。

聞く、皇儲南狩の擧あるや、夫人甚だ喜ばず、その不測の危險ある可きを慮り、諫止頗

夫人の生家は
埃國の伯爵な
り。

る努めたるも、遂に皇儲の容るゝ所とならず、己れ亦之と行を共にして、遂に兇手に斃れ
たるなりと。

皇儲は素と一介の武弁、ルドルフ皇太子死し、父ルードウキツヒ親王の皇儲たるを辭
するに至りて、冊立せられて皇儲たりしと雖も、素より帝王の學を受けず、その素養、そ
の人格、光榮あるハプスブルグ家の承繼者として、果して適するや否やを疑はれたりき。
而も齡漸く重なるに及びて、著るしくその手腕を發揮し來り、一大勢力として認めらる
ゝに至りぬ。

皇儲は又、太くカイゼルに私淑せり、その軍備に大擴張を試み、國勢を張らんとした
るが如き、特に、アドリアチック沿岸に於て、僅に海に接する奥國にして、強大なる海軍
を建設せんとし、輿論と政府と、二つながら之に反對せるに拘はらず、遂に今日の海軍を
創造せるが如き、カイゼルが所業と相似たるの何ぞ甚だしき。

皇儲已に斯の如し、宜なる哉カイゼルと肝膽相照すや、彼等は相倚り相助けて、以て汎
ゲルマニズムの實現に努めり。カイゼルは、彼を目して唯一の親友と云ひ、獨逸に於ける
最高最貴の勳章にして、他の何人にも贈らざりしものも、獨り彼に贈りて惜まざるが如き
は、以て兩者の意氣如何に投合せしかを見るに足る。而も今や亡し、カイゼルが落膽は夫

奥國の海軍
が今日ある、
全く親王の力
に依る。

れ幾許なりしぞ、その奥帝に送りて、皇儲の死を悼むの辭が、最も感慟なりしもの、單に
一片の辭令と見る可からざるものなり。

皇儲已に薨ず、その遺骸は、六月二十九日を以て、ゲルマチアなるメトコウイツ港に
送られ、此に軍艦に移されて、海路トリエスト港に至り、上陸して鐵路ウインナに入れり
老いて嗣を失ひたる老帝の感や夫れ如何なりしぞ。深夜人定まれるの時、二個の棺に對し
て、靜に祈禱を捧ぐる老帝の眼に、漲る熱涙は、抑も何によりて乾くを得ん。

追慕の涙は盡くるの期なからんも、遺骸は永く之を止む可からず、即ち日を期して葬儀
を行ふ。然り而して、夫人已に妃たるの待遇を有せず、之をウインナなる皇室墓地に葬る
べきにあらず、而も又、夫妻墓を異にするが如き、情に於て忍びざる所あり、即ち之をダ
ニウブ河畔アルツテツテン城の側に葬ることゝなれり、その式亦頗る質素を極め、各國元
首の會葬の如き、凡て之を謝絶し、唯獨逸皇帝のみ、特殊の關係あるを以て、式に列する
の豫定なりしも、奥帝式に列せざるに及びて遂に中止するに至れり。

皇儲その夫人
の皇室墓地に
葬られざる可
きを知り、豫
じめダニウブ
河畔の勝地に
その墓地を選
べるなりき。

第二章 奥帝と悲報

老いて嗣を亡ふ、假令尋常の死ならしむるも、人生悲痛の極ならずや。一國皇儲の尊貴

にして、途上兇手に斃る、況んや居常敵視せる塞國人の手に出づるをや、埃帝が悲憤は素より其の所なり。斯して塞人の作りたる大亂の導火索は、埃帝の嚇怒によつて點火せられ終りたるなり。

第一節 悲惨なる埃帝の生涯

帝即位の時齡僅に十八。現今世界に於て最も古く主權者となりし人なり。

埃洪國皇帝フランツ、ヨセフ陛下、齡已に八十有五、歐洲大國の主權者として、萬乘の尊貴に居ると雖も、その生涯や、實に悲惨なるものありて存す。その帝位に登るや、時已にハプスブルグ家に利あらず、年と共に衰ふる國運は、帝をして煩悶に堪へざらしめしこと夫れ幾許ぞや、内治に外交に、常に困難なる問題は帝の前に積まれたりき。加ふるに、九族悉く血に塗るゝの慘痛事は、帝の心をして悲哀の石と化せしめぬ。

芽出度かる可き即位の始に於て、早くも悲運は帝を襲ひぬ、帝の領地の一部は、伊太利の爲に奪はれ、ナポリに王たりし皇妹は、追放せられ終れり。爾來悲運は悲運に次げり。帝始め三弟を有せり、その一は、前の墨西哥國王マキシミアン太公其の人なり、太公は白耳義の公女シャアロットと婚し、佛帝ナポレオン三世の策するところによりて、墨西哥代理委員によりて王に擧げらる。而も墨西哥には内亂絶えず、此の時亦内亂の發生せるあり、王の位に即くに及びて、亂益々甚だし、王之を平定せんとし、却つてその敗る所とな

りて、叛徒の爲に捕へらるゝや、彼等の爲に叛逆者として罪せられ、クエレンタロ郊外に銃殺せらるゝに遭ひぬ。王后シャアロット、王の爲に、歐洲列強の救を求めんとして、之に先ちて渡歐せしが、悲痛の極、遂に狂して、悲しき王の運命をも知らず、ポツシユ一城中永久に歸らざる王を慕ひて泣けるなりき。

帝は、その皇后エリザベスとの間に一男三女を擧げぬ、皇子名はルードルフ、性頗る俊敏、而も溫良閑雅、歐洲の舊家たるハプスブルグ家の繼嗣として、誠にその然るを思はしめ、一國敬愛の焦點たりき。立て、皇太子たりしが、一朝メーエルリンクのシユーチングボックスの中に、冷たき死骸となりて横はれるを見出だされたりき。暗殺か將た自殺か。愛人マリー、ヴェトセラの死骸が、その附近に發見せられたるを以て、彼れの死因は明かなれり、嗚呼、大國の皇儲として、幾千萬人に君臨すべき彼は、その秘密の情事の爲に死せるなりき。

悲哀は之に止まらず、皇后エリザベス亦流血の慘に斃れぬ。皇后は、容儀頗る端麗、加ふるに才華亦爛漫、就中語學に秀て、洪牙利、ボヘミヤ、伊太利、英吉利、佛蘭西、希臘等の國語に委しく、文學、美術、音樂の造詣亦甚だ淺からず、乗馬を好み、旅行に趣味を有し、常に近隣諸國に旅行せしが、一年、瑞西に遊びて、ゼネバ湖畔、風光繪の如き所

巴里の慈善市
に出火あり、
アランソン公
夫人此のとき
焼死せるなり
き。

に旅情を慰むるとき、無残、兇暴なる無政府黨員の匕首は、此の佳人を斃し終んぬ。ウ
インナなるチャブシン寺院の殯葬場内、老帝に先立てる一族の柩中、花環の飾られたる夫
れこそ、此の歐洲第一の美人と謠はれたる皇后の柩なれ。

其他皇弟ジョーン太公亦その死は惨なりき。セント、マアガレット艦に長として、喜望
峰沖に、船と共に海底の藻屑となれり、皇后の妹、アランソン公夫人亦、巴里に焼死する
の惨を見たり。

嗚呼悲惨なる帝の生涯よ、その額に刻む皺の一つ一つは、實に幾多悲哀の痕ならんか、
最愛の子を先立て、相思の皇后に別れ、一族又多く非業の死を遂げて、孤影悄然なる老帝
は、傾く國運を憂ひつゝ、獨り兀然として立てるなりき、而も帝や、性頗る堅忍、頗る剛
毅、此の堪へ難き不幸に際しても、嘗て一絲を棄すなく、肅然として神に謝せり。

神よ、朕は決して神を怨まず、たゞ發奮の教を謝するのみ。
又曰く、

朕はたゞ邁進を知るのみ。

老帝は、斯くして悪魔と戦ひ續けぬ、異種異族を包める塊洪國民、此の治し難き國民を
率ゐて、夕陽にも似たる國運の挽回に老體を委ねたりき。

四 露のニコライウイツ太公

西に獨塊を敵とし、南に土耳其を受けて、泰然として動かす、ワルシャワの堅塞に數百
萬の大軍を集め、一部は縦つてガリシヤに入らしめ、一部をして時に東普の地を窺はしむ
るもの、實に露西亞にあらずや、塊兵は早く彼の爲に驅逐せられたるも、獨の精銳は續々
として東向し來り、茲に壯大なる國境戰となりて、一進一退、未だ露の攻撃大に進捗せざ
るものあるも、由來忍耐力に富む露兵は、決して屈撓するものにあらず、その鈍重なる足
が、シレジアに向ふの時、獨軍は蓋しその敵にあらざる可し。

露軍に總司令官たるもの、實にニコライウイツ太公にして、太公今や六十歳、父はア
レキサンダア三世の弟にして、露國皇室とは最も密接なる關係にあるのみならず、太公亦
最も謹嚴なる好個の武人にして、國民の心腹最も深きものあり、實に露國陸軍の柱礎たる
に恥ぢず、太公又保守主義なる露國皇族中にありて、進歩主義を持し、今次の戰亂に當り
て、ポーランド人に向ひ、露國の爲に奮起せんことを諭告されたる等に見れば、政治的手
腕亦凡ならざるものあるを思はしむ。

太公はニコライ陸軍大學の出身にして、卒業後參謀本部附となる、後侍從武官となり、
露土戰爭に際してはダニウプ軍の指揮官たり、一千八百七十七年、太公の率ゐる一軍は、

ルーマニアに侵入し、ダニウブ河に向つて進軍するや、最も巧妙なる運動を以て、僅々二日を以てダニウブの巨流を横ざり、ブルガリアに殺到して、幾多の堡壘を陥落せしめ、大に土耳其軍を苦しめぬ、戦後アレキサンダー二世はその殊功を賞し、セント、ゲオルギー勳章に、勇敢章を添えて下賜せり。

爾後累進して第二旅團長、第二近衛騎兵師團長より侍從武官長に任ぜられ、一千八百九十五年全露國騎兵指揮官の重職に登り、今や官陸軍大將たり。

五 リエーチの名將

リエーチの堅塞に獨の大軍を引附け、寡兵を以て數次之を敗り、その攻陷に十四日を費さしめたるもの、實にリーマン將軍なりとす、將軍は、實に白耳義陸軍にありて有數の名將にして、砲術及び要塞戰術にありては、世界にその名を馳するの人、獨逸陸軍中彼の意見に傾伏するもの少からずと傳ふ、彼のリエーチの要塞に赴任せるは今より四年前にして、爾來彼は、その豊富なる知識により、大に防備を堅め、將卒を鼓舞して萬一に備へつゝありしが、今次遂に獨大軍の攻圍を受くるに至る、而も將軍よく戦ひ、敢て屈せず、獨軍の精銳を以てして、尙容易に之が攻略を遂ぐる能はず、然れども、將軍が熱血を注げる防備も、遂に四十二砲の威力に敵する能はずして、リエーチの堅塞も空しく獨軍の手に歸す

ると共に、彼れ亦捕虜の身となれり、而も此に獨軍を阻止せるが爲に、爾後聯合軍の作戰を有利ならしめたるは争ふ可からざるの事實にして、將軍の名譽亦最も高きものあるを思はずんばある可からず。

最新精銳の武器

最新科學の進歩は、幾多の斬新なる機械の發明となりて現はれ、人智の進歩頗る恐る可きあるを思はしむ、従つて武器の如きも、日に月に改良せられ、益々その威力を逞しうするに至りしが、就中最新武器として最も恐る可き威力を有するものは、實に航空機と潜航艇との發明之なり、而もその實戰に應用せらるゝは、今回を以て嚆矢とすべく、航空機の如きは、土伊戰爭、バルカン戰爭等に用ゐられたるの實驗あるも、之等は殆んど云ふに足らず、その大規模にして壯烈なる空中戦を見るは、今回を以て實にその最初とす、其他の武器にありても、従前に比し、著るしく改良せられたるもの少からずして、各々偉大なる効力を現はしつゝあるが、今之等最新發明の武器に對し、二三を紹介する、又讀者の好參考たる可きを信するものなり、尤も航空機については、先に少しく説く所ありたるを以て茲には省略することとせり。

一 爆 彈

爆彈とは、飛行船又は飛行機上より投下するものにして、交戦列國今や之を用ゐざるものなく、ツエツペリン飛行船が、アントワープに與へたる損害も、實に之に依るものにして、我が青島攻圍軍亦之を使用して偉大なる効果を奏せり、而して爆彈の研究は、獨逸に於て最も盛んに行はれ、又最も精銳なるものを備ふるを以て、茲にその二三を紹介せん。獨逸の航空隊が普通に使用しつゝあるものは、重量二十封度を有し、その内部にトリニトロリールと稱する藥品四封度及び三百四十個の鋼丸とを有す、而して之等の彈爆には、最も巧妙なる安全装置施されありて、普通の場合には決して爆發することなし、之を二百呎の上空より投下するにあらざれば、爆發せざる如くなされあり、以て航空器及び乗組員をして不慮の災害に罹らしめざる如く設計せらる。

其他クルップ氏の考案に成るものは、一種の光彈にして、その投下せらるゝや、直ちに強大なる光を發し、地上に達するまで、恰もサーチライトの如く四方を照らし、以て飛行機上の砲手をして照準を得せしむ、又地上に落下し爆發するときは、多量の煙を噴出して、附近一帶を煙の中に包む爆彈も使用せらる、主として航空機の敵に發見せられ、その射撃を受けんとするに際し、之によりてその形を沒せんが爲に用ゐらる、或は有毒瓦斯を發散

する爆彈あり、その瓦斯は頗る有毒にして、一びその爆發を見んか、百ヤード以内の生物は、爲に全く斃死す可しと云へり。

二 潜 航 艇

潜航艇の研究は最も古く行はれ、その發明亦飛行機よりも古く、日露戦争の當時、早く已に之が建造を見たりしが、未だ實戦に應用せらるゝことなかりし、爾後各國共に之が改良に苦心し、近時は頗る著大なる進歩を見ると共に、各國亦之が建造に努め、現に北海に於ける獨逸潜航艇の活動頗る目覺しきものあり、軍艦商船の撃沈せらるゝもの甚だ少しとなさす。

潜航艇は、その普通のものにおいて、長さ百四十八呎、直徑十五呎の大きさを有し、水上速力十一海里、水中にて五海里を算す、而して最近その改良著るしきものありて、活動力四千五百哩に達するに至り、燃料其他の準備品を新にすることなくして、よく北大西洋を横斷し得るに至れり、その發動力には、水上にありてはガソリンを用ゐ、水中にありては發電機に依るを常とす、而して此の發電機は、艇の水面上に在るに當り、ガソリン發動機によりて電力を蓄積するの設計となせり、又その沈降力に至りては、最近のレコードによれば、よく二十四時間に達せりと稱せらる。

露國に於ては、嘗て世界無比の大飛行機を作り、皇帝自ら之に試乗せることありしが、潜航艇に於ても、亦頗る偉大なるものを作らんとし、その設計を爲せりと云ふ、傳ふる所によれば、此は寧ろ潜航巡洋艦と稱すべきものにして、長さ四百呎に達し、艇幅亦三十六呎を最大とし、排水量四千四百噸に達すと云ふ、機械は一萬八千馬力を有し、水中に於ても尙四千四百馬力を有せしめ、速力水面上二十六海裡、水中十四海裡の快速力を出ださしめ、一活動の範圍一萬八千五百哩にして、一潜航距離二百七十五哩に達す可しと云ふ、武装亦頗る有力にして、水上用としては四インチ七の大砲五門を搭載し、水中用としては三十六個の水雷發射管を具へ、その十六個は兩艇側に位置せしめたる、斯くて六十個の魚形水雷と、百二十個の敷設水雷とを携行し、時としては敵港深く潛入して、敵艦の附近に水雷を沈設し、或は魚形水雷を發射するものと云ふ。

獨逸潜航艇は、又他に見ざるの一装置を有す、即ち飛行機に對する豫防にして、天上に向つて發射し得る大砲を備ふ、之れ潜航艇が敵飛行機の爲に發見せられ、飛行機が之に爆弾を投ぜんとして着弾距離に下り來れるの時、砲門を開いて之を撃破するの用に供するものなりと云はる。

以上は普通公表せられたる所に基づくも、由來之等最新武器に對しては、各國共に嚴

秘密を守るを以て、容易にその真相を知る可からず、所有隻數の如きも、正確なる數字を知る可からざるも、その最も恐る可きの武器たるは、何人も之を疑ふの餘地なし。

三 水 雷

潜航艇の發達顯著なると共に、一面水雷の改良亦最も著るしきものあり、今や一發の魚形水雷よく超弩級戰艦を轟沈するに足るもの發明せらるゝに至れり、即ち英國の海軍少佐ハードカッスル氏の近頃發明せるものは、重量千六百封度にして、中に二百五十封度の縮火薬を裝填せるものにして、射程よく七千ヤード即ち約四哩に達すと云はる。

水雷の改良中最も著るしきものは、實にギャロスコープオムバスの發明にして、(ギャロスコープオムバスは、水雷の方向を定めしむる裝置なり)之によりて發射後の水雷は、よく所期の方向を保ち、その甚だしきに至りては、敵艦に向ひ駛走せる潜航艇が、その舷側より放ちたる水雷も、この巧妙なるギャロスコープオムバスの作用によりて、漸次にその方向を轉じ、九十度の角度を以て敵艦に命中するを得るに至れり、此の結果として、今や水雷の命中率は、却つて砲彈を凌ぐに至りたりと云ふ、ハードカッスル氏の發明せる偉大なる水雷も、若しギャロスコープオムバスにして完成せざらんか、大にその効果を減す可しと雖も、之あるか爲に四哩の遠さよりよく敵艦を轟沈するを得るに至れるなり。

四 自動車其他

自動車の發明が延いて飛行機の發明を促がし、軍事上一大革命たらんとするは、今次の戦亂に見るも明かなる所なるが、自動車夫れ自身亦軍事上に多大の害與を爲せるは争ふ可からず、今次の戦亂に於て、最も著るしき事實の一は、戰場に於ける迅速なる物資の運搬之なり、而して之が用を爲すものは、實に自動車にして、獨逸、佛蘭西、英國等にありては、戦時に際し、民間の自動車を徵發し得るの制あり。

獨逸は、今次戦亂の勃發せんとするや、直ちに民間の自動車を徵發すること二千輛に及べるが、之等に對しては、一臺につき、一時拂は一十弗として買上げ、或は一ケ年二百五十弗、四ケ年契約を以て借り上げられたりと云ふ、英、佛、露亦多く之と異なるところなる可し。

斯くの如く、自動車は、有要なる軍用品たると共に、之が使用の方面亦頗る廣きに亘りて、自働野戦病院、自働輜軍隊、自働無線電信部等を始め、飛行機狙撃砲の如きは、自動車に仕掛けらるゝを常とす。

今次の戦亂に於て、始めて實驗せらるゝものその數少からずと雖も、無聲大砲の如き亦その重なるもの一として數ふ可きなり、無聲大砲は、米人ハートフォードのヒラム、ベ

レシー、マキシム氏の發明にかゝり、之を使用せるもの、交戦國中にも頗る少かる可しと雖も、發明者は、英國が嘗てカーツームの戦争に機關銃の威力を立證したるが如く、無聲大砲亦大にその價値を發揮す可しと云へり。

ドレッドノート

ドレッドノートとは何ぞや、軍艦の最も新式にして巨大なるもの、謂なることは、何人も之を知らざるはなかる可し、ドレッドノートは、實に一千九百五年十一月英國ポーツマス工廠に於て起工せられ、特にその工を急ぎて、翌六年二月僅々四ヶ月の短日子を以てその船體の建造を終り、進水後十ヶ月にして全く艤装を終りて、六年十月早くもその雄姿を海上に泛べたる英國最新戦艦の名たるなり、その要目左の如し。

排水量

一七、〇〇〇噸

砲力
主砲
補砲

十二吋砲

十門

十二吋砲

二十七門

帶甲

十一吋

速力

二十一節(試運轉二一、八節)

之と前後して英海軍の設計せるものにインフレキシブルあり、現に所謂巡洋艦と稱するものにして、その勢力に於て殆んどドレットノートと伯仲の間であり、たゞその速力の大なる、帶甲の比較的薄弱なるを相違とするのみ。要目左の如し。

排水量

一七、二五〇噸

砲力 主砲
補砲

十二吋砲

八門

四吋砲

十六門

帶甲

七吋

速力

二十五節

ドレットノート及びインフレキシブルの相繼いで世に現はるゝや、茲に世界の海軍は一
新紀元を劃するに至り、ド級艦以前の戰艦及び裝甲巡洋艦の價値を著るしく落さしむるに
至れり、而してド級艦(巡洋戰艦を含む)特長とする所は、齊一なる主砲を多數に有す
ること並に速力優秀なることに於ては、ド級艦以前の戰艦に比し、二
對一の割合を以て計算せらるゝを常とす、而も尙舊式の戰艦は、今後の海軍に於て、到底
第一線に立つの資格なきものとせらるゝに至れり、之れやがて各國の海軍が、競うてド級
艦の建造に努力する所以にして、今後の海軍は、ド級艦及び速力優秀なる輕巡洋艦、驅逐

艦並に潜航艇より成る可きの狀況にあり。のみならず、ド級艦は更に一層その艦形を増大
し、砲煩を大ならしめ、所謂超ド級艦、超々ド級艦等相次いで出現し、排水量三萬噸を越
ゆるものを出現せしむるに至りぬ、主砲亦十三吋半より十四吋、十五吋に達し、殆んど停
止する所を知らざるの概あらんとす。

ド級艦の出現が、何故に舊式戰艦を殆んど廢物同様の運命に陥らしめたるか、その排水
量の大なるに於て、巨砲の數に於て、舊式艦かド級艦に對抗し得ざるは明かなる所なりと
雖も、若しド級艦の一に對し舊式艦の二を以てせば、優に之を制壓するを得可きは、何人
も想像に難からざる所なる可し、然り、單に一隻のド級艦と二隻の舊式艦とを對抗せしむ
れば、假令之を制壓するを得ずとするも、勢力相伯仲するの間にある可し、然るに、戰艦
を以て編成せる戰線の長さには自から制限のあるあり、八隻以上を以て一戰隊を組織し、
一司令官の下に戰術的行動を執らしむることは、殆んど不可能なりとせらる、即ちド級艦
八隻より成る戰隊に對し、舊式艦十六隻より成る戰隊を向はしむることは不可能にして、
等しく八隻編成の戰隊を用ふるの外なく、爲に舊式艦は一對二の劣勢を以て戰はざる可か
らずして、到底勝算なきは明かなる所なるのみならず、ド級艦隊は、その優秀なる速力に
より、常に戰術上自己に最も有利なる距離と位置とを維持しつゝ、敵と交戦し得るの利

を有す、日本海々戦に於ける東郷艦隊の優勝は、敵の舊艦に對し、我は比較的新艦を以て之に當り、優秀なる速力を利用して、戦術上有利なる地位を占むるを得たるもの、之が大因たるに見れば、D級艦對舊式艦の不利は自から明かなるものあらん。

斯くの如く海上に於て絶大な威力を有するD級艦乃至超々D級艦にありても、尙恐るべきの敵あるを知らざる可からず、何ぞや、機械水雷及び潜航艇即ち之なり、特に最近水雷の進歩は、三萬噸の大戦艦も一發の下によく之を轟沈せしむるものあるに至りては、その威力亦恐れざる可けんや、而して之等の防禦方法としては、機械水雷にありては、非常に危険にして又煩雜なりと雖も、掃海作業によりてよく之を防ぐを得べく、即ち沈設せられたる凡ての水雷を引上げ、之を爆發せしめ、若くは除却するによりて、よく安全に大艦を進め得可し、然るに潜航艇に至りては、大に趣きを異にするものあり、巧に之を操縦して、出沒自在なるを得ば、D級艦の爲に最も畏怖す可き大敵たらざる可からず、此を以て、幾多名譽ある大家も、その優劣に對し、未だ劃然たる斷定を下すを得ず、或ものは、戦艦は到底潜航艇の敵にあらずとなして、之が廢棄説を唱ふるに至れり、然れども又仔細に對比し來らば、必ずしも戦艦のみ危険なるにあらず、今若し單に戦艦と潜航艇との競争を試むるとせば、戦艦或は潜航艇の危険を防ぐを得ざらんも、之に附するに巡洋艦及び驅逐艦並に飛行機を以てせば如何、潜航艇如何に巧にその影を潜むるとも、飛行機は容易に之を發見するを得可く、而して一たび發見せられたる潜航艇は、到底速力優秀なる逐驅艦の追撃を免る可からずして、遂にその撃沈する所たる可し、特に潜航艇は、内海若くは近海戦に之を使用するを得るのみにして、遠洋に於ける戦闘に參加し能はざるの缺點あり、その真に海戦上最も優秀なる武器たるは、今後多くの改良に待たざる可からざるなり、然らば則ちD級艦は、今日に於ける海上の絶對威力として見るに至當とす。

現時海上の絶對威力たるD級艦は如何にして作られたるか、その英海軍の設計に成るや前述せる所なりと雖も、その始めて之を首唱せるものは、實に伊太利の造船總監キユニベルチー氏なりとす、氏はゼーンの海軍年鑑に之を論唱し、實際その建造に堪へ得るもの獨り英國あるのみとして、大に英海軍に德通する所ありしが、時機未だ到らずして、斯の種の戦艦が、果して實戦上有利なるや否やを疑はれつゝありき、時に日露海戦の教訓は、重砲の威力が絶大ななるものあること、並にその命中率が中口径以下の砲に比して高率なることを證せられ、此の教訓に基づき、日本海軍が、十二吋砲四門、十吋砲十二門を有し、排水量一萬九千二百五十噸に達する戦艦薩摩の建造に着手せるの一事は、大に英海軍の注目する所となり、齊一なる巨砲の多數を有し、速力優秀なる戦艦は、單に理論の上のみなら

す、實戰に於ても亦從來の戰艦に比して有利なる可きの確信を抱かしめ、茲にキユニベルチーの論唱に基づく一大戰艦の建造に着手するに至れり、斯くして作り出だされたるもの實に海軍に一新紀元を劃するのドレツドノートなりき。

四十二珊の巨砲

今次の戰亂に於て、獨軍が四十二珊の巨砲を使用せりとの報は、甚く各國の軍事界を驚かしめたり、四十二珊は實に十六インチ十分の八にして、斯る巨砲の効力が絶大なるものある可きは素より疑ひを容れず、堅要無比と稱せられたるリエーヂの要塞も、アントワープの大堅要も、之が爲には容易く獨軍の陥るゝ所となり、東普の戰場に於ては、サゾノフ將軍以下三名の將軍は、一時にその犠牲となり了れり、嗚呼恐る可き巨砲の威力よ、而して獨逸が、斯る巨砲を有す可しとは、流石に密なる軍事探偵等も之を偵知する能はず、從つて各國共に全く之あるを知らざりしなり。

然り而して獨逸が斯る巨砲を使用せるの報一ひ各國に致さるゝや、列國の軍事關係者は驚異の目を見張りて詮索を始めぬ、斯くて得たる所は、一千八百九十八年米國市俄古に住せる獨逸人ルイ、ガゼットなるもの、該巨砲を發明して、初め米國政府に賣らんとしたる

も、同國政府遂に之を採用するなかりしを以て、轉じて獨逸に賣れるものなりと云ふ、若し果して當時のものならんか、その口径は四十二珊、彈の重量は一千八百斤にして、一發に要する火藥の重量百斤なりと。獨逸陸軍にして、果して之を採用せりとするも、現に使用しつゝあるものは、幾多の改良を加へられたるや勿論にして、威力一層大なるものとなるを疑はず。

獨逸四十二珊砲の威力たるや、實に最も驚嘆すべきものにして、その着弾點を中心とし八町以内の物件は悉く之を破壊するのみならず、人馬亦震死を免れずと稱せらる、言少しく誇張に過ぐるの感あるも、その絶大なる威力を有するや勿論にして、從來要塞の防備として、ペトン若くは鐵筋を用ゐたるもの、此の砲の前には何等の効力なく、忽ちにして粉齏し盡すと云はれ、現にリエーヂ、アントワープ等に於て之が實蹟を示せり、斯くの如くその猙猛なる威力は、殆んど譬ふるに物なしと云ふも不可ならずと雖も、如何せんその重量亦頗る大なるものありて、一門凡そ二百七八十噸に達し、現在の運輸能力を以てして、之が運搬は最も困難ならずんばならず、此の點實に列強並に軍事界の疑問とせられたる所なるも、無限軌道はよくその重量を半減せしめ、よつて運搬に堪ふるの事實明白なるに至れり、而して無限軌道たるや、實に日本人の發明する所にして、獨逸がその發明を奪ひ、

敢て特許權を侵犯して、之を巨砲の設計に應用せりと云ふに至りては、吾人獨逸が軍事に熱心なるに驚かざるを得ず。

列國の屬地と殖民地

歐洲諸強が最も優良なる人種として世界に威を揮ふもの、到る處廣大なる殖民地又は屬地を有するに依らずんばならず、彼等は斯くして狭き歐羅巴に溢れたる人口を豊饒にして人煙稀疎なるの地に移し、此にその勢力を植ゑ、漸次世界の各地を蠶食して以て今日に至れるなり、而して今次の戦亂が如何に終結するやを知らずと雖も、その講和會議に重大なる問題たる可きものは、諸強の屬地若くは殖民地の爭奪なる可きは疑ひを容れざるところなり、即ち茲に列國の屬地、殖民地につき少しく説く所あらんとす。

四百年以前、歐洲中原の諸國が宗教戰爭に寧日なきに當り、獨り扁舟に棹して喜望峯を廻り、印度より極東に到る迄遠征を試みたる葡萄牙人の努力は、今は歴史の數頁を埋むるのみ、今將たその跡を偲ぶ可からず、之に續ける和蘭人の爲に、その占めたる地の大半を奪はれ、和蘭亦英佛の追ふ所となりて、附近の島嶼に僅にその昔を偲ばしむるのみ、西班牙亦同じ運命を繰返すに過ぎずして、コロンブスの亞米利加發見に次ぎ、中央及び南亞米

利加を經略して、餘威遠く比律賓に及びたるが、一び佛と戦ひて破れ、アルマダの海戦に英國の破る所となるや、海外の所領殆んど英國の手中に歸し終れり。

斯くの如くにして英と佛とは、最も大なる殖民地を有するに至りたるが、當時にありては、現時の所謂勢力範圍と稱する如き、確たる定りあるに非ずして、尙未だ渾沌たる状態にあるを免れざりき、又その爭奪も常ならずして、加奈陀、印度の如きも、嘗ては佛國の有なりしも、何時しか英の所領となり終れり、此の間ナポレオン一世の出づるあり、歐大陸はその擾亂する所となりて、又他を顧みるに遑あらず、英國即ち獨り力を殖民地の經營に専らにするを得、以て大英帝國殖民地の基礎を確ならしむるを得、今やその殖民地及び保護國を併せて一千万平方哩の大を致せり、之に次ぐは佛蘭西にして四百萬平方哩に達す獨逸以下は遙に之を下り、獨逸の百二萬餘、白耳義の九十萬餘、葡萄牙の八十萬餘、和蘭の七十八萬餘、米國の七十二萬餘、伊太利の五十九萬餘をその重なるものとす。

これら諸國の領地中、その阿弗利加又は西大陸に存するものによりては、我國殆んど何等の交渉を有せずと雖も、獨り太平洋諸島に至りては、我と大なる關係を有す、況んやその獨逸に屬せるもの、如き、現に帝國が占領の下にありて、講和會議の結果、我が有となるもの亦少からざる可きをや、即ち之等諸島の如何に諸國に分領せられ居るかを表示せん。

▲英國領

フィジー諸島

ソロモン諸島(南洋)

サンタクルズ諸島

ジルベルト諸島

エリス諸島

フエニツス諸島

ユニオン諸島

トンガ諸島

クツク諸島

マニヒキ諸島

ビトカイル諸島

▲佛國領

ニュー・カレドニア

ロイアルチー諸島

マルキーズ諸島

ソンエテ諸島

▲獨逸領

ビスマーク諸島

ブーガインビル島

カルミヤ諸島

マリアナ諸島

カモア島(小部)

▲米領

グアム島

ハワイ諸島

サモア島(一部)

以上の外尙幾多の島嶼あり、前記以外の諸國に屬するもの及び獨立の體を備ふものあるも、寥寥として語るに足らず。

交戦列國の財政状態

歐洲戰亂は、遂に免かる可からざる運命にありたりとは云へ、その今日に於て爆發す可きは、多く豫期せざりし所に屬す、然れども、各國何れもその兵備を整へ、豫じめ備ふる所ありとは、前已に説ける所によりて明かなり、獨り兵備のみならず、その資源についても、各國何れも之が充實に苦心しつゝありしは、前後の事情容易に之を首肯せしむ、而してその傾向の最も著明となりしは、バルカン戦争以後なりとす。

バルカン戦争は、要するに歐洲二等國以下の争ひのみ、たゞこの影響する所列強勢力の均衡を紊すの恐あるが爲めに列強は之に干渉して、努めて現状維持を破らざらんとし、一千九百十三年僅にその局を結びしめたりと雖も、畢竟之れ姑息の療法のみ、悪腫僅に癒えたりと雖も、猛毒は體內に瀰蔓して、遂に未曾有の大戦亂となりて爆發せり、列強亦バルカン問題の、到底姑息の手段を以て解決を告ぐ可からざるを知れり、即ち戦後列強は、一層その兵備を嚴にすると共に、一面軍資の充實に努め、以て來る可き禍亂に備へんとしたり、而してその最も早く之に着手し、最も活潑に進みたるもの、實に獨逸たるなり、獨逸が備ふる所の周倒なる、寧ろ驚く可きものあらんとす。

傳へ聞く、モロッコ問題に關し、佛獨の間將に事あらんとするや、カイゼルは、有力なる銀行家を集めて、獨逸の財政状態に就いて諮る所あり、獨逸の財政状態がよく開戦に堪ふるや否やを究めんとす、時に銀行家等皆その不可なるを説けりと。爾來カイゼルは、獨逸銀行に命じて金準備の増加に努めしめ、モロッコ事件以來、已に二億有餘圓の金貨を増加したりと云はる、露佛亦到底獨逸と一戰の避く可からざるを思ひ、バルカン戰爭以來、盛んに金の蓄積に努めたるを以て、佛蘭西銀行は三億四千萬圓、露西亞帝國銀行亦三億圓の金準備増加を見、以て今日に至れり。

然り而して戰亂の各國財政に及ぼせる影響や何如、獨逸は又最も著るしき影響を受けたる、開戰劈頭八月四日を以て二十五億圓の公債發行を確定したるが、その募債の方法及び條件は、凡て帝國の宰相之を決すと規定せるのみにして、何處に、何如にして募集せらるゝかを示さず、又獨逸帝國銀行券は、開戰と同時に不換券となり、又帝國々庫證券は法貨とせられて同じく不換券となり、國庫は、銀銅貨の輸納に對して貨金を交附するの義務を免ぜられぬ、斯くして帝國銀行を戰時状態の許におくと同時に、制限外發行紙幣に對する發行税を免除し、更に手形割引並に保證準備たる手形の資格に關する從來の規定を撤廢したるを以て、帝國銀行は、大藏證券を引受け、之を保證準備として紙幣を増發するを得る

に至りて、即ち帝國銀行は、時と額とを論ぜず、帝國政府に資金を融通するを得、その債券を準備として紙幣を發行し得るなり、而も此の紙幣たるや、發行税を要せず、將た兌換の義務をも有せず、要するに一葉の紙片たるに過ぎずして、獨逸經濟界の苦痛恐察するに堪へたり、尙政府は、戰時民間の金融を便ならしめんが爲に、從來帝國銀行の一職分たりし擔保付貸付に代ふるに新設の貸付金庫を以てし、而して此の金庫は、その貸付を爲すに當つて、從來の通貨に代ふるに自ら發行する貸付金庫證券を以てす、獨逸の財政状態や、最も極端なる戰時状態にありと云ふ可く、而も之れ開戰後多くの時日を経過せざりし當時の状態にして、爾來戰局の遷延は、一層經濟界を壓迫すること大なるものある可く、加ふるに更に多額の公債募集ありたるを以て、一部論者が悲觀せる如く、獨逸は先づその財力に於て敗ることなきを保す可からざるなり。

若し夫れ塊洪國の財政状態に至りては、更に一層悲しむ可く、殆んど絶望の域にあるを思はずんばならず、彼れや、バルカン戰爭に際し、一部の動員を行ふに當りて、早く已に財政の破綻を危ぶまれたるもの、今や大軍戰線にあり、戰局已に永きに亘るに當りて、その財政の如何なる状態にある可きかは、想像に難からざる所にして、恐らくは非常の苦境にあるを疑はず。

一方同盟側の財政状態が斯くの如くなるに反し、協商國側において、最も良好なる状態にありと云ふ可く、開戦當初に於て、倫敦の金融市場は、一時大混亂を來し、英蘭銀行の公定割引歩合が、三分より一躍して一割に上れるが如き、實に未曾有の現象を示せり、七月三十日より八月六日に至る間に於て、一億圓以上の金貨が流出せるの一事は、沈着を以て誇りとせる英國經濟市場を驚かしたるもの、實に爲が因たり、政府即ち八月三日を以て、議會の協賛を経て支拂猶豫條例を發布し、同日此の條令に基づきて、八月四日以前に引受たる外國爲替手形の支拂期日を一ヶ月間猶豫する意味のモラトリアム即ち支拂延期條令を發し、次いで此の條令の效力を一般の爲替手形に及ぼしたり。此の間財政界鎮靜に關する幾多の手段は講ぜられ、流石に混亂したりし市場も漸く舊に復するを得たるが九月二日第一回モラトリアムの期限盡くるに及び、更に之を繼續し、爾來金融状態は多く舊に復して、數回の公債募集も、常に良好なる成績を得たりき。

佛蘭西は、富裕を以て世界に鳴るもの、その財政状態の佳良なるや敢て言を待たず、開戦に先だつ約三週日、軍備擴張の爲に、三億二千萬圓の公債を募集するや、一般の應募買に四十倍の多さに達し、佛人の富とその愛國の至誠とは、大に世界を驚かしめしが、開戦後この議會は、政府をして借入を爲さしむる爲、佛蘭西銀行の兌換券發行力を増して四十

八億圓に達せしめたり。

露國の財政状態亦頗る佳良なるものあり、一千九百八年以來、日露戰の創痍は漸く癒えて、その財政状態は頗る順調に發達しつゝありしが、連年の豐作は一層その形勢を助長する所あり、國庫剩餘金は年々増加を告げ、已に數億圓を算するに至れり、加ふるにその與國たる英佛は、常に世界の資本國たると共に、今次の戰亂に於ても、露國を利すること少からず、その大藏證券は、倫敦に於て最も大なる成功を以て發行せられたるが如き、之が一例ならずとせず。

聯合國對同盟側の財政状態は、宵讓の差あること前記の如くなるを加へ、最近に於て、英佛露の財務當局者は巴里に會して協定する所あり、三國戰費に缺乏を感ぜざるの策を講じたのみならず、新に協商國側に興して立たんとする邦國に對しては、三國聯合して財政的援助を約するあり、同盟側の勢威日に盛まるものあらんとす。

▲交戦列國と食糧問題

今次の開戦に當り、交戦列國の食糧問題は、その兵力及び財力と共に、各國識者の注目する所なりき、即ち食糧の缺乏は、獨り軍隊の戰鬥力を殺ぐのみならず、國民を擧げ

て飢餓に瀕せしむるものなればなり、古昔にありては、食糧問題は、遠征軍隊若しは籠城の軍隊に對してのみ、之を研究するの要ありたるも、今や即ち然らず、全國を擧げて之が研究を要するに至れり、ナポレオン戦争當時にありては、英國にして尙農業國たり、その食糧は自給して足り、クリミア戦争に至りても、尙英國はその食糧に多くの考慮を拂ふの要なかりき。然るに近世の國際關係は、有無交換の原則によりて、各國共にその得意とする方面の事業を發達せしめたる結果、その種類と多寡は相等しからずと雖も、各國共に食物の輸入を見ざるはなく、互に供給を交へつゝあるなり。此の故に、戦亂によりて國際的關係の打破せらるゝや、食糧就中彼等の常食品たる小麦の供給如何が國民生存上の大問題となり來れり。

今交戦各國につき、その常食たる小麦の供給如何を検するに、交戦七ヶ國を分ちて、小麦の自給力あるもの及び他の供給を仰がざる可からざるもの、二となすを得可し、即ち露西亞、佛蘭西、埃地利、塞爾比亞の四國は前者にして、白耳義、英吉利、獨逸は後者に屬し、就中英と白とは、最も自給力少くして、他の供給を待つにあらざるよりは、到底その需要を充たす能はず、たゞ獨逸に至りては、他の食糧の補給によりて、或は他の供給によりらざるを得んとす。

自給力を有する前記四國中にありて、露西亞は北米合衆國に次ぐの小麥産額を有し、佛國亦露國に次いで世界第三位にあり、共に毎年多額の輸出を爲しつゝあり、埃塞亦白國の需要を支へて餘りあらんとす。而して輸入國中、英國は毎年六千五百萬ブツシエルを産して二億一千七百萬ブツシエルを輸入し、白耳義亦自産一千四百萬ブツシエルにして、四千九百萬ブツシエルを他に仰げり、獨逸に於ける需給の關係は、未だ判然たるを得ざるも、概算自國産出一億四千九百萬ブツシエルに對し、六千七百萬ブツシエルを輸入するの状況にあり、斯くして英と白とは、自給額は僅に總需要量の二割に過ぎず、獨逸はよく六割に達するも、尙之を以て國民の需要を支へんことは困難ならずとせず。

更に之等の不足が如何にして補はるゝかを見ん、先づ英國にありては、(一九一一年)

- 英領印度 二〇、一六一、五一八
- 露西亞 一八、一〇六、一〇〇
- アルゼンチン 一四、七四八、六〇〇
- 加奈陀 一四、三七三、七〇〇
- 濠洲 一三、九一〇、七二〇
- 米國 一一、九三九、二二九

の小麦を輸入せる外、肉類も亦その三分の二を海外に仰ぎつゝあり、即ちポーランド、デンマーク、加奈陀、北米合衆國、濠洲等にその供給を仰げるを以て、英國國民は、殆んど海外の食糧によりて養はれつゝありと云ふを妨げず、而して之等食糧の輸送せらるゝは、北大西洋、南大西洋、地中海の三大航路にして、英國が常に強大なる海軍を備へ、海上權力の維持に努むるもの、實に之等の航路を安全ならしめんとするに外ならず、若し英海軍にしてその優勢を失ひ、之等の航路にして脅かされんか、英國は、國民を擧げて坐して餓死を待つの外なきなり、而して又之等英國に食糧を供給する諸地方と英國との交通状態を見るに、英國より南米アルゼンチンのブラク河口迄は六千五百哩、ボンベイ迄は蘇士經過六千二百五十哩、喜望峯廻り一萬五百哩、ニュージールランド、濠洲亦各々一萬哩の遠距離にあるに拘はらず、北米の諸港は僅に三千五百哩に過ぎざるを以て、戰爭にして若し永きに亘らんか、米國は勢ひ英國の食糧供給所たるに至る可し、而も昨年於ける米國農況は、頗る豊作を報じたるを以て、英國は近く食料に缺乏するの憂なると見るを得んか。獨つて獨逸に於ける状況を見んか、その北海岸は英艦隊の爲に全く封鎖せられ、波羅的海方面に於て僅にスエーデン、ノールウエーと交通し得るに過ぎず、加ふるに従來小麦の供給を仰ぎたりし露西亞は、その當面の敵として、到底供給を之に仰ぐを得ず、之れやが

て列國環視の眼が獨逸の食糧問題に集注せらるゝ所以にして、今獨逸需要の小麦が如何にして供給されつゝありしかを見るに左表の如し。(一九一二年)

露西亞

五五八、四二二

アルゼンチン

五四六、四三九

加奈陀

二六九、五三〇

北米合衆國

四四六、五二二

濠洲

三二二、五九〇

露西亞既に當面の敵たり、加奈陀、濠洲共に英の殖民地として、又當面の敵國たり、到底その供給を得る能はざるや明かにして、たゞアルゼンチン及び北米合衆國は中立國たるの故を以て、敢て小麦の供給を拒まずと雖も、之が輸入には幾多の困難を伴ふのみならず、今や英國は之を防遏せんとしつゝあり、到底多大の供給を望む能はず、加ふるに、戰役の爲に多數の壯丁を徵集せる結果は、勞役不足となりて、その農耕地が戰場たるを免るゝと雖も、例年の如き收穫を認む可からざるや勿論なり、宜なり獨逸が早く已に食糧の缺乏を憂ひて、あらゆる食糧を政府の手に收め、各人所要の量を定めて賣下ぐるの舉に出づるあるや、而も戰亂永きに及ばば、獨人果して餓えざるを得可きか。

▲獨軍の蠻行

西人口を開けば曰ふ、基督教は文明の宗教なりと、又曰く、有色人種は野蠻なりと、而も基督教果して文明なるか、黄人果して野蠻なるか、大に然らざるなり、所謂基督教の博愛も白人の文明も、一たびその外皮を剥ぎ來らば如何、要するに彼等は假面を着くるに過ぎず、今次歐洲大亂の勃發に當り、假面を脱したる獨軍の蠻行や如何、苟くも文明を以て任ずるもの、何人も面を蔽うて直視する能はざるの事を行ひて、反つて得々たるの情あるに至りては、吾人云ふ可さの辭を知らず、斯くの如きもの、或は特に獨人に限れるやを知る可からずと雖も、等しく白人たるに於て、他の白人も之に坐する亦止むを得ざるものあらんか。

獨軍蠻行の叫びは、開戰當時早く已に擧げられたる所なりき、爾來交戦久しきに亘るに及び、益々その聲は高くして、獨軍の侵入は直ちに蠻行を連想せしむるに至る、噫、蠻賊獨逸、尙自ら文明を誇り、基督教民を謳歌せんとするか、惟ふに獨逸は、眼中戰爭ありて人道なきなり、彼等はたゞ暴力によりて自己の爲さん所を欲するのみ、苟くも自己に利ならざらんか、基督教の教義も將た人道も、之を土芥視し終るなり、而して彼の放漫無類なる

觀念が、彼をして世界に孤立せしめ、今や國家を擧げて潰滅に歸し終らんとせるに至れるの因たらざるを得んや。

蠻賊獨逸、怪物カイゼル、彼は、開戰劈頭先づ白耳義の永世中立を無視し、その軍隊をして、暴力を以て白耳義の領土を通過せしめんとし、而も表面辭令を巧みにして、最後の通牒を送りて曰く、

白國若し獨逸に對し、好意的中立の態度を執らば、平和の克復に際し、獨軍は直ちに領土を去り、白耳義王國の保全を保障す。

白國若し獨逸側に立つ態度を示さば、白軍に必要な軍費を供し、白軍の損害に對し償金を出す可し。

白軍にして若し敵對動作を執るか、殊にムーズ河孟の要塞にして抵抗するか、其他道路鐵道隧道等を破壊し、獨軍の前進を妨ぐるの意あらば、獨逸は白國と約束する必要なく兩國間の關係は直ちに旗鼓の間に決す可きのみ。

最後に獨逸政府は、白國が多分獨逸の希望に副ふ如く諸般の措置に出づるを信じて已まず、然らば則ち兩國間の親密なる關係は更に親密永遠的なるべし。

噫、何ぞ白國を侮蔑するの甚たしきや、彼や素より國際條規の如きその眼中にあらざる

なり、而も尙曲辯して、前記最後通牒の前文には、左の宣言を副えたりき、何等の狡猾何等の鐵面皮ぞ。

獨逸政府は、佛軍が今やジベール、ナミユールを経てムーズ河谷に依り前進すべき企圖を有すとの確報を得たり、果して然らば、假令白國が如何にその中立意志の確固たるものありとするも、他の援助なくして強大なる佛軍の前進を阻止し得ざる可きを懸念せずんばならず、此事たる獨逸をして敵の攻撃に先んじ、至當の手段に出づ可く餘儀なくせしむるものなり、白耳義が吾人の已むを得ずして行ふ領土の通過を以て白國に對する敵對行為なりと誤解せられざらんが爲、獨逸政府は此の宣言を爲す。

白國小なりと雖も、何ぞ此の暴慢なる要求を容れんや、國王アルバートは、一面急を英國に報ずると共に、白國政府は左の回答を獨逸に致し、奮然として干戈を執れり。

白耳義は獨逸の要求する宣言に同意し得ざるを遺憾とす、元來白國の中立は、一千八百七十年の條約により確定せられたる一千八百三十九年の條約に規定せられたるものにして、白國の獨立と中立とを保障したるは當時のプロシア王其人なり、されば白耳義は、常に國際上の義務を重んじ、公平無視の精神に於て其の中立を維持し、且つ之を尊敬せしむることにつき懈ることなかりき、獨逸政府の通牒する如き行動は、即ち國際法侵害

の現行犯を構成することとなる可し、自己戰略上の利害より打算し、中立國の神聖なる權利を侵害することは、其の利害の如何に關せず無道なり、白耳義政府は國民の名譽を犠牲にするにあらざれば、獨逸の通牒に承諾を與へ難し、白國は、八十年來承け來れる自己の任務を思ひ、中立の侵犯を甘諾するにあらざれば、白國獨立の維持せられざるを信する能はず、若し此の希望を破る可く強ふるものあらば、白國亦其の權能に於て、總ての手段を盡して斷然之を擊退するに躊躇せざるなり。

時に已に境を壓して到りつゝありし獨軍は、此の回答に接すると等しく、直ちに國境を越え、白國の已に與せざるを怒りて、行々都邑を燒き無辜を殺し、亂暴云々可からず、早く已にその蠻性を發揮せしが、次いでリエーデユに殺到するや、此に阻止する所となり、焦躁措かず、漸く之を攻略するに及びて、附近住民の多數を殺害せり、斯くして遂にルーヴァン市を燒くに至り、世間批難の聲は、その蠻行の上に集まりしも、彼等は恬として顧みず、益々その蠻行を逞うしつゝあり、佛國首相ツイアーニ氏は、語つて早く、掠奪、放火、強淫等は、獨軍にありて尋常茶飯事とする所にして、所在の人民は、老若男女の別なく、俘虜として獨軍に護送し、力盡きて路傍に仆るゝ者あれば、之に銃槍を擬し、或は蹴蹴して死に至らしむる如き敢て珍とするに足らず、ナンシー東南デルベグ

インなる一村落到に於ては、若干の獨兵一家に闖入し、赤十字の腕章を纏へる一人を捕へ、其の手を縛して街路に引出し、之を射殺せり、或は年老いたる兩親の面前にて、愛子の死體に石油を注ぎ、火を放てる如きもあり、又露國外務省に報ずる所によれば、獨軍は、到る處の戰場に於て露國の負傷兵を殺戮し、特にコサツク兵に對して残忍刻薄を極め、生きながら焚殺せられたるもの少からずと云へり、其他ダムダム彈、赤十字旗、白旗の濫用、衛生部員の虐待等、獨軍の蠻行は到底枚舉に遑あらず云々。

カイゼルの白國を視る、一喝してよくその中立を破らしめ、少くとも白國軍隊の通過を容易ならしむ可きを思へり、而も白國の毅然として肯かす、飽くまで正義を主張するや、一舉之を蹂躪せんとし、反つてリエーヂ要塞の阻む所となりて、戦機を逸する事多く、その多年企てたる内線作戦の破るゝに及びて、白耳義を惡むこと一層甚だしく、その軍隊は、白國內到る處に亂暴狼藉を逞うし、今や白國又處女なしと云はるゝに國る、其他獨軍の傷病兵は、凡て止めて白國內に在らしめ、爲に白國民の被る迷惑は頗る大なるものあり、加ふるにその産業は悉く破壊せられて、曩日の樂土今將た何處にか求むるを得ん、悲惨なる白國民は、獨軍の暴虐に泣きつゝあり、世界の同情は一にその上に罹れる亦至當と云ふ可し、而も獨軍は尙難きを求めつゝありて、最近のブラッセル情報は傳へて曰く、

アル、ドイツ
チエ、フェル
ブントは、全
獨逸同盟なる
意義を有する
調語なり。

吾人は先に汎スラブイズムの目的とする所を挙げたり、又汎ゲルマニズムの目的とする所を挙げざる可からず。カイゼルの獎勵によりて、益々發展し來れる汎ゲルマニズムは、強力なる運動となり、アル、ドイツチエ、フェルブントなる一種の團體は、一千八百九十四年を以て組織せられたり。彼等は曰く、

往年の普佛戦争は、未だ以て獨逸の地位を永遠に鞏固ならしむるに足らず、今にして民族的大結合をなし、將來に備ふる所なくんば、前途甚だ憂ふるに堪へたり、且つ又獨逸は、埃地利、和蘭、瑞西等に對する經濟上の關係を一層密接にすると共に、一方には、歐洲以外に殖民地を獲得して、年々六十萬宛を増加する人口のはげ口を求め、以て經濟的に外國より獨立せざる可からず。云々。

實に之れ汎ゲルマニズムの目的とする所、彼等は之を以て汎スラブイズムに對抗せんとするなり、斯くして全獨逸同盟の氣焔は、漸く獨逸人の散在する世界の各所に瀰蔓するに至れるのみならず、之が機關雜誌を發刊して、更に主義の宣傳に努むるあり、獨逸に於ける汎ゲルマニズムの首領ブレーグの如きは、埃地利の地に全獨逸同盟を發展せしめんが爲に、先づその少年少女を感化せんとし、その歡心を買ふに努め、或は貧民を賑恤して、主義の擴布を計り、その熱心最も驚く可きものなくんばあらず。

彼等の運動は爾く盛んなり、之が反響なくんばならず、一千九百一年に於ては、之に加
入せるもの實に二十萬人の多きを算し、その支部の如き、埃地利洪牙利のみに於ても、已
に八十有五の多きに達せり。

一千八百七十八年、埃國議會に於て、同主義の首領シエネラーが、「埃地利國內の獨逸民
族の間には、今や獨逸帝國と合同せんとするの希望日に旺なるを見る」と大呼せるのとき、
何等の反響を見ざりしもの、今や埃國議會に二十人の汎ゲルマニズム議員を見るに至れる
もの、又以て彼等の運動が如何に盛んなるかを見るに足らずや。

夫れ然り、之に加ふるにカイセルの煽揚を以てす、埃地利全土に於ける親獨熱は、益々
高潮に達し、「埃地利に於ける汎ゲルマニズムの維持は、全ゲルマン民族の死活に係る」と
さへ揚言するものあるに至れり。此の間宗教方面より此の運動を助けん企つるものあり、
即ち獨逸の新教派の長老コップの如きは、「カトリック教を改めて新教に來れ、速にカトリ
ック教の本山たる羅馬と離れよ」と説き、新教の宣布を計れり、蓋し埃地利は、カトリッ
ク教を奉じ、獨逸は新教を奉ず、獨逸相乘離するもの、此の宗教の相違亦與つて大に力あ
り、コップが埃國民間に新教を宣布せんとするもの、實に此の溝渠を除きて、獨逸の併合
を易からしめんとするに出づ。羅馬を去れば埃を離れて獨に來れの意ならずんばならず。

宗教の異同が
國際政局に至
大の影響を與
ふるは歐洲の
常なり。

此に於てか埃國政府亦默する能はず、極力カトリック教打破運動の抑壓に努むる所ありた
り、今次塞人の兇手に罹りて非命の死を遂げ、大亂の誘因となりたるフェルヂナンド親王
の如きも亦、カトリック教擁護の爲に全力を盡せり、而も汎ゲルマニズムの親獨同盟は、
毫も衰ふるあらず、否、益々その勢威を加へて、埃政府を苦しましめき。

汎ゲルマニズムは、獨り埃國に於てその勢を逞しくせるのみならず、苟くも獨人のある
ところ、そこに汎ゲルマニズムあらざるなく、ゲルマン民族相合同して、一大帝國を創設
せんことを期せり、而してその究極するところは、之によりて全歐を支配し、將た世界に
覇を稱せんとするに外ならず。彼等の理想とするところは、和蘭のアムステルダム、ロッ
テルダム、白耳義のアントワープを以て、その帝國の北口となし、バルカン半島のサロニ
カを南門とし、ダニウプ河の河域を擧げて獨領すると共に、バルカン半島を併呑し、バ
グダット鐵道によりて波斯灣に達せんとするものにして、中世紀に於ける神聖羅馬帝國よ
りも、遙に廣大なる帝國を建設し、國境の防備を嚴にしてスラブの侵掠に備へ、關稅同盟
を擴張して商業を振興し、國內市場を得んとするにあるもの、如し。その荒唐無稽なる、
寧ろ痴人の夢に類するものあるも、之れ實に又カイセル、ウイヘルム二世の懷抱せる意
見なりしなり。

獨人が夢想す
る所の如何に
大なるかを見
よ。

第六章 カイゼル

カイゼル、ウイヘルム第二世、彼れや實に歐洲大戦亂を捲き起したるものに非ずや、吾人今茲に大戦の導火を説く、到底彼れを逸す可からざるなり。吾人は大戦の導火を説いて、大塞耳比亞主義對トリアリズムを云ひ、又汎スラブイズム對汎ゲルマニズムを述べたり、勿論之等は今次大戦の因たり、然れどもカイゼルなくんば、未だその實現を見ざりしなる可し、カイゼルや、實に薪に油を注ぎ、導火を吹いてその爆發を早からしめたるもの、今や彼について一言なかる可からず。

第一節 鐵血帝王

カイゼル、ウイヘルム第二世、その即位の始に於いて、早くも大宰相ビスマルクと衝突してその引退を見るに至れり、而もカイゼルが政策も、亦ビスマルクの夫と等しく、一に武斷的に出でんとす、嘗て日清戦後に於て、我に遠東半島還附を強ひるや、我が否の一言、直ちに砲門を開かんとせり。彼の外交や、獨り我に對してのみならず、その佛に對し英に對する、常に此の方針に外ならず、人若しビスマルクの政策によりて、彼を鐵血宰相と呼ぶ可くんば、我はカイゼルを以て鐵血帝王と呼ばんとす。

ビスマルク曰く、たゞ鐵と血とあるのみと、之れ彼に鐵血宰相の名ある所以。

好戰帝王を愛敬する獨逸國民も亦願る好戰なりと云はざる可からず

カイゼルの政策や已に武斷的なり、彼れは百般の問題を解決する、鐵と血とを以てせんとせり、彼が在位已に二十年、此の間獨逸は、幸ひにして戰亂を受くることなかりしと雖も、之れ彼が政策の然らしめしにあらざりて、常にその對手國が温和の政策に出でたるが爲のみ、若くは彼が擁する武力に對抗し得ざるが爲、止を得ずして屈伏したるのみ。若し何人か彼の政策に反抗して立たんか、彼は決して戰爭を辭せざるのみ。否、彼は何等かの辭を求めて戰はんことを欲したるや、今次の事實に見るも明かならんとす、彼は實に好戰帝王たるなり、今や彼れその假面を捨て、眞個の面目を發揮し來れるなり。

獨逸人の獨逸の著者曰へるあり、「カイゼル、ウイヘルム第二世は、世界最強の陸軍を有する一大強國の神選帝王として、全歐羅巴の運命の支配者たらんとする目論見を着々實現しつゝありと云ふを妨げず、彼は本來平和的の人物なる可けれども、現在に於ては大なる好戰帝王なり。而して獨逸國民が、よく皇帝として彼を承認しつゝある所以のものは、帝國の統治者としてよりも、寧ろ此の好戰王たる能力あるに因る、實に彼が即位以來、ここに二十年、幸ひにして獨逸の劍は、未だ一度もその鞘を脱するに至らざりしと雖も、その鞘の裡に在りて、機會ある毎に、極めて不祥なる唸り聲を發したること幾度なりしかを知らず」と、嗚呼、實に然るか。彼れが好戰帝王たるは、その未だ戰はざるの故を以て、

之を否定す可からざるなり。

彼や實に好戦帝王なり、而もその辭令に巧みなるや、「朕は即位以來數次熟考せり、朕の境遇に於ては、人々を壓するよりも、寧ろ仁を施すの勝れるに若かず」と云へりき。何の仁ぞ、暴力以て日本が戰勝の賜たる遼東を奪へるは誰なりしか、而も尙人を壓するの自己の意思にあらざるを云ふ。彼れの辭令や概ね斯の如し。又曰く、「朕が使命は平和の事業を爲すにあり、朕は異日平和皇帝ウイヘルムの稱を得ん事を期す」と。歐洲の平和を攪亂し、數億の生靈を塗炭に苦しましむ、何の平和皇帝ぞ。その佛人に語れる所なりとして傳へらるゝ所によれば、朕は飽迄も平和を旨とす、若し兩國を煽動して干戈を交へしむるものあらんか、そは狂者ならざる可からず、否、寧ろ大罪人ならざる可からずと。英人に語りては曰く、「朕が意平和にあるは、今更之を宣明する迄もなし、朕は、常に英國との親善を希望し、その希望に向つて行動しつゝあるに非ずや」と。嗚呼、何ぞ夫れ巧みたる、而もその假面は常に脱せられんとしつゝあり、此に於てか他の彼を評する、常にその云ふ所と反す。亦宜なり矣。

彼や如何にその辭令を巧にするも、衷心戰を好む甚だし、従つてその最も愛する所は武力なり、軍隊なり。彼が皇后アウガスタ、ヴィクトリアと婚するのとき、未だ親王として

カイゼルは實に議會を忌むもの、之れ彼が無謀なる陸海軍擴張を制せんとするに

中隊長の職にありたりき。青春戀を懷ふの熱烈なるのとき、相思の語ひ今遂げられんとす、何人か心靜かなるを得可き、而も彼や然らず、結婚當日にありて、尙軍隊を指揮して、終日演習に熱中し、結婚の事の如き、殆んど忘れたるが如く、宮中よりの使者再三なるに及びて、漸く式に列せりと云ふ、以て彼が如何に軍事に熱心なるかを知るに足らん。宜なりその即位の始め、議會よりも先づ軍隊に告げて、その重責を説き、帝國の光榮のたゞ軍隊によりて輝くを説きたるや。爾來軍事は必ず之を親裁し、自ら大元帥として、獎勵し鍛鍊し、遂にその陸軍の精銳は、自ら許して世界第一となすに至れり。

彼や、その軍事に熱心なると同時に、之に對する造詣頗る深く、軍制に於て將た戰術に於て、優に一方の權威たるに足り、各國の軍備、各國軍隊の優劣等、一として精通せざるはなしと稱せられ、その軍事に關する批評、時に専門家を驚かしむるに足るものありと云はる。今次の戰役に於ても、百般の計畫、一に彼が方寸に出づるを傳ふ。而も彼れ果してその世評に添ふものなりや。彼れ又陸海軍の演習に際し、自ら一方に將として、三軍を統ぶること少からず、而して彼の軍は、常に勇敢なる突撃を試み、奇捷を博す。而も下馬評に曰く、「若し宣戰ならば」と、嗚呼、若し實戰ならば、一語云ひ得てカイゼルの面目躍如たるを見ずや。

第二節 獨逸流

嗚呼好戰帝王ウイヘルム二世、彼は今全歐羅巴を敵として戦へり、否、東洋に於ても、僅に青島の孤壘によりて我に抗せり、思ふに彼は、世界の凡てをも敵として戦ふを辭せざる可し、その意氣や壯、その膽や豪とすべしと雖も、その飽迄無謀の擧たるは、何人も之を首肯す可し、而も之れ獨逸流なり、所得「獨逸的粗暴」なり。獨り彼のみならず、彼の父祖も、彼の宰相も、彼の軍將も、何れか此の獨逸的粗暴なる名によつて呼ばる、獨逸流ならざるものぞ、乞ふ吾人をして所謂獨逸流について、少しく説かしめよ。

獨逸軍人が戦
争を謳歌する
總論已に之れ
を述べたり。

何をか獨逸流と云ふ、專制主義と軍國主義之れなり、獨逸代々の君主が執れる大方針は實に之にして、獨り君主のみならず、その名相も亦之を主義とす、否、獨逸國を擧げて此の方針を出でざるなり。見よビスマークは、唯鐵と血とにありと大喝せるにあらざるや、ペルンハルチ將軍は云へらく、威力は正義なり、威力の優劣は戦争によりて決す可きのみと、人間最高の道徳は唯戦争によりてのみ發達すとは、名將モルトケの言にあらざるや、スタインメツツは、戦争は國家國民の輕重を權衡にかけて計量する神の試しなりと云ひ、彼等が戦争を讚美する、何者も及ぶ可からず、彼等は飽迄も軍國主義を奉じ、唯武力を以て押通さんとするなり。

已に武力を以て押通さんとす、その武斷的なる、軍國主義なる、專制主義なる、素よりその所なり。然り而して、武力を以て押通さんとする、強大なる軍備を有せざる可からざるや勿論なり、彼が軍備に熱中せる亦當然ならずや、彼や此の強大なる軍備を擁して、實際間に横車を推さんとす。獨り汎スラビズム者にあらずとするも、何處にか衝突せざるを得んや、而も之れ獨逸流なり。而してカイゼル、ウイヘルム二世は、最も大膽に、最も露骨に、その獨逸流を行へるなり。

獨逸流が國際衝突を惹起して止まざる可きは、吾人已に之を云へり。獨逸流の前には、國際條約あらざるなり、萬國公法あらざるなり、理非曲直敢て之を問はず、唯武力によりて決せんとする。今次開戦に當り、獨軍が、白耳義の中立を破壊して憚らざりしもの、實に獨逸流の赤裸々に暴露せられたるものにあらずや、而も無法なる獨逸流は、獨りウイヘルム二世にして始めて然るにあらず、彼が父祖の爲せるところ、又多く異なるなし。見よフレデリキ大王が、埃領シレジアに侵入せるや、埃に對する最後通牒の答を得るの三日前なりき。七年戦争に際し、突如ザクセンに侵入し、その軍隊を擒にし、之を強制して普魯西軍服を纏はしめ、戦線に立たしむるの無法を敢てしたりき。而も現カイゼルに至りてその益々甚たしきものを見る。

たゞ武力によ
りて最後の決
を取らんぞす
獨逸的粗暴の
言、實に當れ
り。

フレデリック
大王は、カイ
セルの父祖中
にありて、最
も彼と相似た
るものなり。

人あり、彼を評してホーヘンツォルレン家の精華なりと云ふ。然り、彼れや眞に普王家の精華たらん、ホーヘンツォルレン家の誇りとするフレデリック大王は、實に彼れの私淑して止まざる所なり。大王や、その功業偉大なり、而も一面より之を見れば、猥りに無名の師を動かして、飽くなきのその名譽心を満足せしめたるに過ぎざるもの、歴々指點すべきものあるにあらずや、ウイヘルム第二世が、一百年前、奈翁が企て、失敗せる世界統一を夢み、徒らにその獨逸流を發揮して、今次の大亂を致せるもの、亦フレデリック大王の虛榮心と相去ること幾許ぞ。その他彼の父祖が有せりし各種の性格は、悉く集つて彼を成せり、之れ彼を以てホーヘンツォルレン家の精華となす所以、而して之を一貫するものは、實に獨逸流なり、獨逸流や、彼によりて最も整んに發揮せらる。

第三節 神授君權と獨裁

神我と共に在り、神は王者中の王者として我を遣はせりとは、彼の堅く信じて疑はざる所なり。此に於てか獨逸流亦大に發揮せらる。請ふ彼れが如何に堅くその神授君權を信ぜるか、少しく吾人をして説かしめよ。

彼れ嘗てキヨーンヒスベルグに於て宣言して曰く、

彼れの王冠は實に神慮によりて與へられたるものにして、議會、人民等の決議によりて

彼れ已に王者
中の王者を以
て任ず、世界
統一を夢みる
もの、決して
偶然ならずと
云ふ可し。

與へられたるものにあらず、此の故に、彼れは自ら選ばれたる神僕を以て居り、その君主たるの義務も、神僕としてのみ之を爲せり、朕も亦然り、故に朕は時代に流行する意見や議論やに頓着することなし、一に神僕として朕の行はんと欲する所を行ふ可し。

蓋しキヨーンヒスベルグは、彼れの父祖が、始めて普魯西王たるの冠を戴けるの地、彼れが呼んで彼れとなすは、實にその父祖を指すなり。

彼れは又ブレーメンに演説して曰く、

我がホーヘンツォルレン家は、人民を統治し、人民の安寧幸福を保持する爲に、神によりて特に選ばれたるものなり、是れ實に朕が家傳來の確信にして、祖宗の鴻業は、悉く此の確信に基きて完成せられたるものなり云々。

彼れや已に此の見地に立す、極端なる獨裁專制に出でんとする、素よりその所ならずんばあらず、而も彼れが、その專制を強からしめんとする一面には、獨逸に於ける社會主義黨は、最も過激にして、又多くの勢力を有し、政府は常に此の民主的傾向を有する反對黨の爲に、苦しめられつゝあるなり。而して彼れは、傲然として曰く、

朕は神の指揮によりて帝王たり、王位は神の授くるところなり、されば朕は神の前のみ重大なる責任を有す、議會も國民も、之に對し何等の干渉をも爲す能はざるなり、凡

そ何人に限らず、朕の責務を全うせしむるに功あるものは嘉賞を受く可く、之に反し、朕の事業を妨ぐるものは、朕の搏撃を蒙るなり云々。

彼れや已に斯の如し、反對黨の如き、不従順なる怪物の名の下に、嘗て人格視せず。

カイゼル已に神授君權を信じて疑はず、彼が行ふ處、凡て神の意思に従ふを信ず、即ち

その國家、國民に臨む、又悉くその反影ならざるはなし、彼は、毎年秋期を以て、ポツダ

ムの宮殿に兵を閲し、新兵の宣誓式を行はしむるを例とす、而して彼は、新兵に向つて左

の如くに告ぐるなり。

我が小兵等よ、汝等は、今や朕の兵士となれり、汝等の心身共に、今日より朕の有とな

れり、汝等の有する唯一の敵は、即ち朕の敵なり、若し朕が、汝等をして、汝等の家族

汝等の兄弟、汝等の父母に對して、汝等の銃口を向く可く命ずる事ありとするも、汝等

は今日の宣誓を想起して、躊躇なく之を爲す可きなり。往け、いざ往きて、汝等の新ら

しき任務に就け云々。

カイゼルが、自ら神授君權を信じて疑はず、彼を輔佐し、彼に親近するの徒、亦益々君

權主義に進まんとし、彼れの盲目的自信をして一層強からしめんとするものあり。即ちビ

スマークの如き、またその一人にして、彼れや、實に極端なる君權主義者なりき、嘗て語

りて曰く。

皇帝がその名に冠する「神の衷によりて」なる語は、決して無意味にあらざるなり、蓋

し、帝位は、神によりて彼に附與せられ、彼は神の意思に従ひて統治すとの確信を表す

る所以なればなり云々。

ビスマーク已に此の言を爲す、カイゼルの意更に大に揚らざるを得んや、彼は、獨乙の

國家をして、自己の意のままに動かしめんとせり、而もその浮華なる政策は、ビスマーク

の好む所にあらず、ウイヘルム第一世を助けて、獨乙の大を爲さしめたる大宰相は、印

綬を解いて去れり。彼は之を好機として、爾來萬般の政務、悉く之を獨裁するに至れり。

吾人は今、彼の獨裁が如何に徹底せるかを述ぶるに先ち、彼が神授君權を信ずるの如何に

厚きかの一例を擧げんとす。

農夫あり、フークスと云ふ、軍隊演習の爲に、その田圃の荒廢せられたるを怨み、損害

要償の訴を爲せり、而も素より一顧をだも與へられざるなり、彼れ忿怒自ら止む能はず、

軍隊の無法を罵り、政府を怒り、激語偶々皇帝に飛沫を加ふ、忽ち不敬の罪に問はれて、

九ヶ月の禁錮に處せらる、農夫の父、之を思ふること甚だしく、カイゼルをその狩獵の途

に要して、直訴放免を嘆願す、カイゼルその訴ふる所を開き、後徐ろに口を開いて曰く、

ビスマークは
その在職中も
屢法皇帝と衝
突したりき。

自ら此の言を爲すに至りては寧ろ狂的なりと云はざる可からず。

「朕素より不仁の君たるを欲せず、殺人の大罪尙之を赦すに躊躇せざるの場合あらん、凡百の罪科、その情によりて之を赦す何ぞ妨げん、而も一國元首を冒瀆するの罪、その大不敬、決して赦す可きにあらざるなり、斯くの如きは、罪殺人に十倍す、思へ、フークスは、神より祝福せられたる、獨逸帝國の元首を冒瀆せるもの、朕假令之を赦すと雖も、神安んぞ之を赦さんや」と、彼れが胸憶見るに堪へたるものあらん。

獨逸が軍國主義にして又專制主義なるは、王家歴世皆然るを云へり、而してその獨裁政治は、實にウイールヘルム、フレデリック一世に端を發し、爾來歴代の帝王皆悉く之に倣ひたるも、その最も甚だしきは實にウイールヘルム二世なり。彼やその絶倫なる精力と、縦横なる才略に任せ、事毎に親攝獨裁せずんば止まず、大小の事之を他に委すると憚ること甚だし、之れ等しく專制獨裁と云ふと雖も、その父祖と異なる所以、かの大宰相ビュロー公にして、尙皇帝の秘書たるに過ぎずと稱せられたるもの、以てその間の消息を解す可きものあらん。

彼がビスマルクを斥けたる、實に一千八百九十年なりき。次いで大宰相たりしもの、將軍カプリヰイーあり、フォン、ホーヘンローへ公あり、フォン、ビュロー公あり、以て現今のベートマン、ホルツウエヒに至る、之等何れも大宰相と稱するも、たゞカイゼルの

帝王の帝王たる、たゞ大局に通じ、大綱を總攬すれば足る。

意思を遵奉し、之が施行に當れるのみ、又自己の經綸を行ふの餘地なし。蓋し彼は、自ら現代の大英雄なるを信じ、何人も彼に勝れるなきを思へるなり、従つてその臣僚をして、手腕を發揮せしめんことを思はず、たゞ自己の命に之れ従はしめんとす、之れやがて彼れが極端に獨裁に出でんとする所以なり。而も要するに、彼れは一個の才子のみ、將に將たるの器にあらず、眞個帝王の帝王たる所以に缺くるあり。項王は范增に聽かずして仆る、吾人は之をカイゼルの將來に徴せんとす。

第四節 政治的手腕

カイゼル、ウイールヘルム二世、自ら用ふること頗る厚く、萬般の政務之を親裁して、大宰相をして尙秘書官たらしむ。果して然らば、彼が政治上に於ける手腕や如何、吾人は茲に少しくその跡を検せんとす。

カイゼル即位の始め、大に寛仁の態度を表明して、民心を收攬せんことを念ふ、當時の大宰相ビスマルクは、社會黨の遂に國家に累すべきを見て、盛んに之が壓迫を試みつゝありき。彼れ即ち以て好個の題目なりとし、自ら進んで之と調和せんことを企てたり。一千八百九十年六月二十日、萬國労働黨大會は獨逸に開かれたり、實にカイゼルが懲慙せるところに出づ、のみならず彼は、自ら此の大會に臨み、一場の演説を試みたりき。中に云へ

カイゼルの虚飾如何に甚だしきかを見よ。

るあり、朕は、朕が執りて以て進む可き途を茲に天下に聲明す、今後如何なる時代に遭遇するも、朕は決して此の途より離るゝ事なかる可し、即ち社會主義的政策を以て天下に臨むは、朕が向後の大方針なり、朕は永久に卿等勞働者の味方たる可し」と、言や果して彼の意なるか。彼や少壯活氣、新に帝位に即きて、先づその如何に英明にして、博大なる同情心を有するかを銜はんが爲のみ、その眞意にあらざるや勿論なり。而も此の一事、太くビスマークを怒らしめぬ、且つ彼が計畫は全然失敗に歸したりき。

カイゼル已に社會主義的政策を持して進む可きを公言せり、從來ビスマークが持せる高壓政策の爲に、壓伏を餘義なくされつゝありし社會黨は、俄に氣勢を加へ來れり、忽ちにしてルール地方の炭礦坑夫大同盟罷工となりて現はれ來り、坑夫等と資本家との間に、調和す可からざる大軋轢を生じたり、稚氣満々、銜氣翳勃たるカイゼルは、直ちに身を挺してその間に入り、自ら仲裁者として、一面には坑夫等を慰撫すると共に、一方資本家等に訓諭を與へ、彼に勤勉を説き、之に慈愛を説き、一舉にして解決し得可しと信じたりき。而も之れ淺き彼の經驗が彼を誤らしめたるのみ。彼が説けるが如き一般論、理想論を以てして、實社會の紛糾問題を解決すべく、餘りに淺薄なりき。紛争は益々甚だしく、遂に全く收拾す可からざるに至れり。

獨乙は、實に社會主義者の本場として知らる。

爾來社會黨の勃興愈々甚だしく、勢ひ益々猖獗を極むるに至り、保守黨は、大に皇帝の失策を非難するあり、擧げて皇帝に反對せんとするに至る。由來獨逸の陸軍は、保守黨によりてその勢力を維持するもの、保守黨の同情にして去らんか、カイゼルが雄圖の前提たる陸軍の擴張は、遂に之を行ふに途なからんとす。加ふるに社會黨員の増加は、聯邦議會に於て、カイゼルの與黨たる普魯西議員の絶對過半数を破らんとするの恐あり、彼の政策は、匆惶として一變せざる能はざりき。彼は、極端なる社會黨高壓政策を執るに至れり、彼は「社會主義は獨逸帝國の賊なり、社會主義を信する者は獨逸國民にあらず」と叫びて、先の詔勅の如き、全然與り知らざるが如き狀あり。而も時は已に遅かりき、社會主義は、あらゆる壓迫に抗して、敢て撓むところなく、益々その勢力を増大し來り、一千九百二十一年に行はれたる總選舉に於ては、實に百十人の議員を選出し得て、帝國議會に於ける最大政黨となれり、彼れ今やその處置に苦しむこと甚だしく、更に不法なる壓迫を加へつゝあるなり、知らず當年の社會主義者味方たるカイゼルは、今將た何處にか求む可き。彼は實に横暴なるタイランと化したるなりき。

社會主義政策に於ける破綻は、彼が内治に對する手腕を示して餘あるにあらずや、而も此の種の例、實に二三にして止まらず、更にその著るしき一を擧げんか。カイゼルは、保

一時に二馬に
跨らんとする
カイゼルは、
果して落ちざ
るを得るか。

守黨の歡心を得んが爲に、保護政策を取れりしと雖も、農民階級より成れる保守黨の便とする所は、商工階級より成れる自由黨の喜ぶ所にあらず、然り而して、カイゼルが、以て英國と覇を競はんとする海軍の擴張は、實に自由黨の賛成する所にして、若し海軍擴張の實を見んと欲せば、先づ自由黨の歡心を買はざる可からず、自由黨の歡心を得るは自由政策にあり、保守黨と自由黨、自由政策と保護政策、右せんか左を失ふの恐れあり、左せんか右即ち亡ん、彼が苦衷察すべきものあるも、要するに彼が思慮の深からざる、謀つて密ならざる、之を致せるのみ、復誰をか恨まんや。

カイゼルが外交政策に至りては、實に本書の骨子たるもの、後編具さに之を述べ可し。此には更に彼が政策の常に浮動せる一例を挙げ、彼の所謂汎ゲルマニズムなるものも、殆んど無意味なるを證せんとす。現に普魯西領として、その大部を爲す波蘭土は、實に三回の分割によりて、露、獨、墺の領となれるもの、而もその事尙歴史に新なり、此を以て州民常に獨立を念うて止まず、動もすれば動亂を生ぜんとするの恐あり、ビスマーク即ち臨むに高壓政策を以てし、威力を以て歸服せしめんことを計れり。然るに彼の位に即くや、己れの名を售るに急にして、ビスマークの退隱と共に、波蘭土に對しても亦從來の政策を抛ち、只管徳化によりて之を治めんことを計れり、然り而して、結果は唯波蘭土の勢力を

民の爲に計り
て誠意なきも
の、何ぞ大帝
國の大皇帝た
るを得んや。

養ひ、反抗力を大ならしめたるに過ぎざるを見るや、彼大に憤りて、極端なる高壓政策を取り、ビスマーク尙敢てせざりし所を爲して憚らず、州民の窘迫頗る甚だし。此を以て國內の波蘭土人は勿論、露領及び墺領にあるもの、亦舉げてカイゼルを呪咀し、彼を敵として、獨領波蘭土に應援するに至る。彼の政策や、常に斯の如くにして失敗し、豹變するなりき。而して之れ實に深謀遠慮なきの致す所なりと雖も、又その誠意を缺けるに因するを思はざる可からず。

カイゼルや、たゞ一身の名譽にのみ憧憬して、毫も民を念ふの誠意なし、彼れの政策を見來るとき、何人も此感なくんばあらず、社會主義に對する、波蘭土に對する、彼はただ一時の虛名を得て、自己の名譽心を満足せしめんとせるのみ、その眞に民を憂ひ、國を憂ふるに非るは、一朝にして豹變するその政策によりて之を窺ふを得可し。彼か信條とせる汎ゲルマニズムの如きも、要するに大帝國の大皇帝として、その名譽を得んと欲するが爲のみ、衷心ゲルマン族の發展を期せるものなるや否や、吾人茲に疑ひなき能はず、今次の大亂の如きも、亦畢竟彼が歴史未曾有の大戦を起せる皇帝として、青史にその名を誦はれんとする、満々たる稚氣之を致したるに非るか、吾人は彼の平素に見て、彼は然るなからんかを疑ふものなり。

アルサス、ロレン、共に佛境に位置せる獨逸の州にして、普佛戰爭の結果、佛にして割かしめたるものなり。

彼れの政策は、常に多くは失敗せり、然れどもその新聞政策に至りては、大に成功せるものあるを信ぜんとす、現に獨逸が、列強を敵として、苦き戰爭を試みつゝあるに當りても、彼の新聞政策は、尙盛んに成功しつゝあるは、世の共に認むる所にあらずや。

彼れ新聞の勢力偉大なるものあるを認め、夙に之が利用に腐心し、年々新聞政策に投ずるの費額、頗る多大なるものあり。先づその國內に於ても、無数の半官報的新聞を有し、之等をして彼の政策を謳歌せしめ、全國の民を愚にせんことに努めつゝあり。就中その最も有名なるをケルニツシエ、ツアイツングとす、實にケルンに於て發行せらるゝカイゼル機關新聞なり、而もその説く所は、カイゼルの政策と相似、昨是今非、何等の定論あるなく、外人呼んで『ケルンの風信機』となすに至れり。次にストラスブルグ、ツアイツングあり、前者と相並んで最も名を擧ぐ、汎ゲルマニズムの機關新聞にして、専らアルサス、ロレン二州の州民を懷柔し、籠絡するを任とす、常に巧妙なる詭辯を弄して、カイゼルの政策が、如何に二州の州民に大なる幸福を齎らしつゝあるかを主張せり、之に次ぐは、南獨逸コルレスボンデンツにして、聯邦中、動もすれば政府に反抗せんとする不平分子たる南獨逸諸邦の懷柔と籠絡とを任とせり、而して、外交文書の如き、多く此の新聞によりて發表せらるゝを以て、外交社會に重視せられつゝあり。然れども、全國新聞紙中には、

言論の抑壓、之れ暴君の常に行ふ所にあらずや。

政府反對のもの亦甚だ少からず、之等は、盛んにカイゼルを非議し、敢て憚るあるなし、從つてカイゼルの彼等に對する、議會と共に之を敵とし、時としては嚴罰を科して、苟くも皇帝の尊嚴を冒瀆せしめざらんとす、故を以て、新聞記者の筆禍にかゝるもの、他國に其例を見ざるものあり、由來言論の自由比較的少く獨逸にありても、近時その最も甚だしきを見ると云はる。

第五節 私的生涯

吾人は、カイゼルに就て已に多くを語れり、而も未だ説いてその私的生涯に及ばず、乞ふ吾人をして、私人としてのカイゼルを見せしめよ。彼や、自ら何事をも爲し能はぬものなしと自負せる如く、文學、技藝、宗教、哲學、科學、法律、政治、外交、軍事、行くとして可からざるなく、その精力の絶倫と相待つて、多藝多能驚く可きものあらんとす。

カイゼルは一千八百五十九年一月二十七日伯林の宮城に生る、父はフレデレッキ第三世にして、母は英皇ヴィクトリヤの女、等しくヴィクトリヤと呼ぶ。彼幼にして穎悟、七歳にしてホーヘンツォルレン家の家風に從ひて軍事教育に就き、十八歳その家風に從ひて軍職に就く、一千八百八十一年二月十七日、年二十二歳にしてシユレスウキツヒ、ホルスタインの侯女オーガスタ、ヴィクトリヤと婚す、一千八百八十八年祖皇ウイヘルム第三

羅馬の盛時にありて、その大皇帝を尊稱してカイセルと呼びたり。

カイセルが身振に巧みなるは、之を劇より得來れりと傳へらる。

一世崩じ、父皇フレデリック三世繼ぎつ立つや、在位四ヶ月にして崩ず、彼れ即ち立ちて獨皇位につき、ウイエルヘルム二世を以て呼べり。時に年二十九、世人彼を呼ぶにカイセルを以てするは、羅馬の大皇帝に擬して之を呼べるもの、彼の得意や思へ可し。

カイセルが最も好む所は音樂にして、作曲演奏共に超凡の技ありと稱せらる、次いで劇も亦彼が好めるもの、一にして、帝室劇場の開場中は、一日として之に臨まざるはくしと云はる、而して彼が劇に於ける、單に觀劇者たるに甘んぜず、之を批評し、甚だしきは、作の修正、背景の交換を命ずるが如き事ありと、或は自ら脚本に筆を染むること亦少からずと、其他詩人として優に一家を爲すの技倆を有し、丹青の技亦甚だ拙ならずと、何ぞ夫れ多能なるや。

カイセルは曾に書く事に於て優れたるのみならず、その辯舌に於ても亦有數なるを失はず、彼の聲は極めて強くしてよく透り、その言辭や、急速に過ぐるも流暢を失はず、抑揚頓挫、強弱緩急頗る自在に、措辭亦頗る巧妙なる外、身振に至りては、全くその妙を極むと稱せらる、その議政壇上に立ちて、政府委員の如く、議員と議論を上下するが如き偶々彼が帝王として輕躁に失するを咎めしむるも、而も數時間に互れる長演説をなし、議員をして謹聽せしむるの技倆は、又頗る多とせざる可からず。彼又説教家として教壇に立

彼の主馬寮には、獨立の圖書館設立せられ、馬に關する各種の圖書を藏せりと。

つ事少からず、此にも彼の技倆の優秀なるは、到底尋常牧師輩の比にあらずと云はる。彼は又多く狩獵を好み、王室用の狩獵場は、歴代之を設け、各帝時に茲に狩獵を催すを常とせるも、彼の治世に入りて、その數幾倍するに至れり、彼は毎年數回、之等の狩獵場に出遊す。又乗馬は、彼の最も好む所にして、馬に關する造詣又最も深きものありと傳へられ、馬學者にして、彼の右に出づるものは稀なりと。其他諸種の遊技、趣味を有し、カルタの一種なるスカートトの如き、その甚だ嗜む所にして、時としては、夜を徹してその勝敗を争ふと傳ふ、酒、煙草、又その嗜む所にして、鯨飲夜を徹すること稀ならずと。彼が日常の生活や、頗る多忙にして、一刻も靜止することなく、二六時中活動して止まざるは、各國古今を通じ、元首中殆んど比す可きなしと。

第六節 微行のカイセル

カイセルの外交が如何なるものなりしか、吾人は後章に之を述べんとす。然れども、彼が活動的外交家なりしの一事は、何人も之を知るところなり、彼が登極の始より、盛んに海外旅行を試みたるもの、實にその外交の一部なりき。彼は斯くして列國君主を訪問し、懇懇なる辭令を交換するの間に、胸懷密に計をなせりしなり、サルタンを訪ひツァールを訪ひ、或は英皇と會見す、特に佛國は、普佛戰爭以來、宿怨結んで解けざるの國、その情

勢を窺ふに於て、彼は最も努めたりき。此を以て、彼は毎年一回、ケルン行幸に辭を藉りて、巴里に微行するを常とせりとば、専ら世に傳へられたるところ、此次微行に際しては信任せる近侍二三名を伴ふのみ、田舎貴族の巴里見物に来れるが如き装して、専ら人目を惹かざらんことを努めたれば、何人も彼を知る能はざりしと傳へらる。而も此に一話の傳へらるゝあり、事頗る怪奇に出て、多く信するに足らざるが如きも、彼の平素に徴し、或はその事實ありしやも計られざるなり。

時はモロッコ問題發生の當初なりき。彼は、例によりてケルンに行けり、侍従武官と共に、輕装して離宮を出づ、時に佛國に外相たるものをデルカッセとす。彼れ窃に謀してカイゼルの巴里に入る可きを知りぬ、更にその時と處とを知るに及びて、警視總監を召して内命する所あり、總監唯々として去る。巴里市外、バルクモンソ一の邊り、日は將に西山に春づかんとして、夕陽斜に枯林を射るのとき、豐頰美髯の紳士、二三件侶と共に、談笑を交へつゝ、悠悠潤歩し來るあり、突として現はれたる二三の破落漢、醉態を裝うて歩蹠蹠、かの紳士に仆れかゝらんとす、紳士は驚きて双手將に之を支へんとせり、破落漢佛然色を作して曰く、『此の狡奴、汝は予の時計を掏らんとするか、我汝を許さず』と。他の破落漢亦共に紳士を打たんとす。紳士は、巧みなる佛語を操りて、その然らざる所以を

カイゼルは、最も佛語に巧みなりき。

抗辯せり。而も彼等は毫も耳を假さず、紳士の件侶驚愕之を支へて、紳士の身に事なからしめんとす。時に正服せる警吏巡邏し來りて、兩者を抑へ、事の真相を問ふ、破落漢答ふるに、紳士の拘奴なるを以てす、紳士亦抗辯措かざるも、警吏は敢て聞かず。近者多く紳士を裝ひて他の懷中を窺ふものあるを告げ、警視廳に至りて之が信偽を檢せんと主張し、兩者を牽て警視廳に護送し、留置場内に監禁し終んぬ。嗚呼、紳士は實にカイゼル其人なりき、その伴侶は彼の侍従武官なり、破落漢は、高等警吏が扮せるもの、デルカッセは斯くして大獨逸皇帝を警視廳に留置し終れり。而も事の真相や、警視總監と雖も又之を詳かにせず、況んや他に於てをや。デルカッセたゞ一人之を計りて爲す、彼れや抑も大皇帝を奈何せんとするか。

カイゼル出で、復歸らず、ケルン離宮に於ける人々の驚きは如何なりしぞ。彼等は殆んど色を失へり。伯林政府亦報を得て、錯愕措かざるなり、大宰相ビュロー公は、その或は巴里に微行せるなからんやを思ひ、密電を巴里の獨大使に送く、而も大使亦之を知らざるなり。彼等が狼狽の狀想見するに堪ふ。

紐育ヘラルドの巴里エディションに某あり、その主筆に任ず、最も探偵に長じ、飛耳張目萬難彼によりて真相を得ざるなし。特に外交上の秘密、列強帝王卿相の秘密については、

突として大皇帝の踪跡を失す、獨乙政府の驚きや如何ばかりなりしぞ。

當局よくアル
カッセの意衷
を知り、某を
して面會せし
むるなかりし
ならば、事件
は抑も如何の
發展をか爲せ
る。

彼れ殆んど通ぜざるなしと稱せらる。獨大使皇帝の身上について憂慮措く能ざるものあり、即ち某を招きて、具さに情を告げ、事件の真相を探らんことを求む。某唯々として去るや、直ちに手下を配して活動せしめ、一夜の中略真相を摸索し得たり。即ち警視廳に至りて、前夜拘引せられたる拘奴嫌疑者に面會せんことを求む。當局一度之を拒めるも、その嫌疑者の朋友なりとし、懇請措かざるに及びて、少時の面會を許せり、當局素よりそのカイゼルなるを知らず、況んやデルカッセが企劃せる所をや、即ち某をして被拘禁人に會せしめ、デルカッセが秘策茲に破れ終れり。

某のカイゼルの會するや、直ちに眞に夫れなるを覺れり、即ち低聲曰く、「予は獨逸大使の命を帯びて此處に陛下を訪問せるなり」と述べぬ。カイゼル亦囁きて曰く、「惟ふに之れデルカッセの爲す所ならざるを得んや、彼は斯くして予を如何せんとするか、願はくば卿によりて之を知るを得ん」と。某唯々として去り、直ちに外相官邸に至る。デルカッセの彼を引見するや、彼開口一番先づ曰く、「貴下は三人の拘摸嫌疑者が今警視廳に拘禁せられつゝあるを知らん、貴下果して如何に彼の人々を處分せんとするか、處分の方法如何によりては、茲に由々しき大問題を生ぜん、勿論貴下は、かの留置場にある人が、某強國の主權者なるを知れるを疑はず」と。秘策已に破る、デルカッセ狼狽措かず、而も故意に

デルカッセの
苦衷察するに
餘りあり。

知らざる爲して曰く、「貴下の言葉して何ぞ、一國主權者を警視廳に拘留せりとは、予の毫も聞知せざるところ、又事實に於て、決して有り得可からざるの事にあらずや。苟くも一國の主權者たり、我が國に入るに於て、豫じめ何等の通告あらざるの理なし、若し果して通告なくして我國に入らんか、之れ我を犯せるなり。我は自衛の權を有す。自衛の途により、適當なる處分を有す、敢て憚るなし、豈に強國と小國とを選ばんや」と。彼は斷然として云ひ放てり、而も更に聲を低うして曰く、「然れども、然れども、予は決して之を事實と信する能はざるなり、實際上有り得可からざるの所なればなり、思ふに何等かの誤りならん、さはれ、卿は何を苦んでか這般の事件に携はらんとするや。予に卿を煩はし度事件あり。事を爲す僅に二日ならんのみ、而も報酬の如き、敢て多少を論ぜず、卿の思ふに任せん」と。某思へらく、等しく售らんとする、之を卿相にせんよりは、王侯にするに如かずと、即ちデルカッセが百方懇囑するを斥けて去る。

某直ちに獨逸大使館に至り、大使に面して、事件の真相を語る、大使の錯愕夫れ幾許なりしぞ、事若し之を公然の問題となさば、天下の大事立るに至る可く、大使亦自ら大苦境に陥らざるを得ざるなり。即ち大使は、某に一切を委託し、皇帝救出の事に當らしめんとす、某即ち莫大の報酬を約し、得々としてシャンゼルゼイに大統領官邸を訪ふ。

カイゼル素よ
リアルカッセ
を悪む、此事
によりて一層
憎悪の念を高
めしや勿論な
り。

時に佛國に大統領たるもの、フアリエールにして、極端なる穩和家なり、其の大統領を見るや、直に曰く、「閣下は前夜巴里に起れる一大事を知れりや、之れ實に佛國を危機に導くものなり」と。フアリエール驚いて曰く、「予未だその何たるを知らず、貴下予の爲に語れ」と。某又曰く、「閣下の政府は今某一大強國の主權者を警視廳に拘引しつゝあるにあらざるや、思ふに之れ、閣下が外相と共に計れる所にあらざるなきか」と。フアリエール愈々驚きて事の真相を告げんことを求む、某即ち事の始終を語り、且つ曰く、「斯の如きは、實に獨佛戰爭の再現を促すものに外ならず、外相果して何の胸算あるやを知らずと雖も、佛國の危機思ふに之に胚胎せん、予は貴國の爲に憂ふるもの、よつて茲に閣下の注意を促せるなり」と。

某の策は見事に成功せり。小膽なるフアリエールは、匆皇駕を命じてデルカッセの官邸に飛べり。彼はデルカッセを説くこと切に、遂に辣腕デルカッセをして、その秘策を抛つるの止むを得ざるに至らしめぬ。後モロツコ問題に於て、デルカッセが獨逸政府の陥るゝところとなり、遂に印綬を解かざるを得ざるに至れるもの、多少の意味なしと云ふ可からざるなり、事や頗る奇矯に過ぐるも、煙ある所必ず火あり、カイゼルにして此事ある、必ずしも絶無を保す可からず、載せて彼の一面を窺はんとす。

第七章 塊塞國交斷絶

塊帝フラシツ、ヨセフ陛下、類齡已に八十有五、その悲惨なる生涯を通じ、抑壓に抑壓を重ね來れる忍耐も、今や已に破裂せり。穩和を以てその政策とし、徳化を以てその主義とせりし老帝も、今やその皇儲の横死に遭ひて、自ら大惡魔となりて、歐洲の平和を呪はんとせり。嗚呼、塊國の爲に、將たハプスブルグ家の爲に、一にその將來に望を囑して剛復を恕し、堪へ難き不孝を憤りつゝも、杖と柱とも頼みたりし皇儲は、敵人の手に作られたるなり、帝が嚇怒又素よりその所、此を以て、事件の始め、帝の政府は已に戰爭を決心したりしなり、而もその開戦を見るに至る何等かの行程なかる可からず、乞ふ少しく戰亂の導火が如何にして點ぜられたるかを説かん。

第一節 塊の強要

皇儲暗殺犯人糾問の結果は彼が如くにして、塞爾比亞政府が直接之に何等の關係を有せざるは明かなり、而も所謂大塞爾比亞主義は、塞國上下を擧げて多數の同志を含み、暗殺事件と政府有力者と、一道の氣脈相通せるものあるを髣髴せしむるものあり。此に於てか塊洪人民の憤激となり、主戰的示威運動は日として行はれざるはなく、背後亦獨逸諸新聞

皇儲が老帝に
柔順ならざり
しことは、先
に已に説きた
り。

大塞爾比亞主義は、實に埃領よりスラブ民族の居住せる地方を割取せんとするものなり。

紙の煽揚を事とするあり、埃洪國民敵愾の氣は、日に益々熾烈を加へ來れるなり。塞亦敢て下らず、その排埃的精神は、日に旺盛なるを致せり。

埃洪國政府已に戦ひの意を決す、加ふるに輿論の熾烈なる、正に前古未曾有の感あり、即ち埃洪國政府は、先づボスニアと塞爾比亞との國境に多數の軍隊を配置し、一面塞爾比亞を威嚇すると共に、七月二十三日に至りて、遂に最後通牒を送れり。傳ふる所によれば該通牒の内容たる、六月二十八日の事變が、塞爾比亞の中に埃洪國領土の一部を割取せんとする運動あり、延いて事茲に至れるを指摘し、塞爾比亞が之を默許して、毫も抑壓を加へず、種々の結社の罪惡的陰謀が、その行はるゝ儘に放任し、新聞其他の出版物が、過激なる言論を爲すあるも、敢て之を咎めざるのみならず、政府の官吏にして、之等の運動に加擔するものあるも、亦之を禁せず、一般の教育に於て、之等の越旨を普及せしむるの手段を取るものあるも之を尤めず、要するに塞爾比亞政府は、自國人民をして、埃洪國を憎惡輕侮せしむ可き計畫を是認し來れるものなりと斷じ、皇儲暗殺の計畫には、この大塞爾比亞主義者の參加したるの事實を指摘し、埃洪國政府は、最早之以上の忍耐に出づる能はず、自國の安寧に對して、永久の威嚇たる可き陰謀は、斷じて根絶を期せざる可からずとなして、此の目的を達せんが爲には、塞爾比亞政府に左の各項の履行を要求するに至るなり。

りとし、前後十二ヶ條より成る要求を爲せり、その全文左の如し。

- 一、塞爾比亞政府は、塞爾比亞人の埃洪國排斥を非とする旨正式に證言を與ふること。
- 二、前記宣言は、來る日曜日(八月一日)の塞爾比亞官報第一頁に登載すべきこと。
- 三、塞爾比亞政府の文武官吏が、埃洪國排斥運動に加はりたることを遺憾とする旨を言明すること。
- 四、塞爾比亞政府は、斯くの如き陰謀に加はれる虞ある一切の人に對して最も嚴重なる處置を執るを約すること。
- 五、此の告白は、同時に當日の命令として塞爾比亞王よりその軍隊に發し、並に軍隊公報に登載すること。
- 五、埃洪國に對し、憎惡及び輕侮の情を挑發す可き一切の塞爾比亞出版物は之を禁ずること。
- 七、國民同盟(大塞爾比亞主義)と稱する結社を解散し、並に其の目的普及の用に供したる物件は悉く沒收すること。
- 八、塞爾比亞に於て埃洪國排斥の感情を養成すべき虞ある學校教師及び教育方法は總て廢止すること。

一國司法事務は眞に神聖ならざる可からず、他國の官吏をして之に干與せしむるが如きは其の獨立の體面を蹂躪せらるゝ所以なり。

九、埃洪國排斥運動に加はりたる文武官吏は總て現職より罷免すること、並に埃洪國政府は、前記官吏の氏名及び處分を塞爾比亞政府に通告するの權利を保留すること。

十、埃洪國の代表者は、埃洪國領土の保全を傷つくるの目的を以て行はれたる運動を、塞爾比亞に於て抑壓する爲に、塞爾比亞を幫助し、並にセラエヴオ犯罪事件連累者に對し、塞爾比亞領土内に於て行ふ可き司法事務に參與すること。

十一、塞爾比亞は、セラエヴオ犯罪事件以後、塞爾比亞國內及び國外に於て、埃洪國政府に惡評を放ちたる塞爾比亞國高官の言論に關して説明を爲すこと。

十二、以上の處置の執行は、直ちに埃洪國政府に通告すること。

埃洪國の要求は右の如し、嗚呼何ぞ夫れ苛酷なる。加ふるに、四十八時間以内、即ち七月二十五日午後六時迄に回答を得んことを附加せり。蓋し塞の回答や、必ず露政府の指揮を得て爲さる可きを知る埃政府は、故意に回答期限を短縮し、事を謀るの機なからしめんとせるのみ。

埃や已に開戦を期す、その最後通牒の如き、要するに一片の辭令のみ、殊更にその容れられざるを求めたるに過ぎず。彼が事件の始に於て、已に開戦を期し、兵力を國境に集中せること、已に述べたる所の如し。埃已に強壓を以て塞に臨む、塞亦敢て屈從を肯んずる

ものにあらず、國民の敵愾心は頂點に達し、その主戦黨の如きは、假令塞爾比亞王室を犠牲に供するとも、決して埃に屈す可からざるを絶叫せり。而も塞や、國民勇武慄悍なりと雖も、全人口五百萬に過ぎず、その兵力の如き僅に三十萬を算するのみ。埃や、衰へたりと雖も歐洲の大國、その人口五千萬を下らず、兵力の如き、よく四百萬を動かし得可しと稱せらる、之れ實に蟻螂の斧を擧げて龍車に向はんとするもの、勝敗の數、自から明かなるものありて存す、たゞ彼等は、その背後にある露の大勢力を頼みて、敢て埃に抗せんとするなり。

第二節 塞の回答と露の態度

塞爾比亞已に埃の最後通牒を受く、回答期限として與へられたるは僅に四十八時間に過ぎず、その政府は、如何に態度を決す可きかを謀ると共に、一電急を露都に報じ、哀訴するところあり、即ち二十四日午前十時を以て、彼得堡の塞國公使館は、その一書記官を露外相サゾノフの許に遣り、具さに情を述べて、策を露政府に求む、露政府即ち急遽内閣會議を開きて、態度を決せんとし、四時間の久しさに亘りて議始めて決す。

露政府即ち埃國政府に聲明して曰く、埃塞間の事、素より之を兩國の自由處決に一任す可きも、爲に塞爾比亞の主權を侵害するが如きあらば、露國政府は斷じて之を容認する能

塞にして一び屈せんか、之れトリアリズムの勝利にして、到底大塞爾比亞主義者の堪へ得ると、ろにあらざるに又汎スライズムの深憂たるなり。

回答期限の延長は、干渉の時機を得んとするもの、奥の欲せざるや勿論なり。

はず」と、同時に又、奥國政府に對し、塞爾比亞の爲に、回答期限を延長せんことを求めたるも、奥の一顧を得る能はざりき。

已にして回答期限たる午後六時は、早くも數刻の後に迫れり、塞爾比亞政府の回答は、漸くにして決せり、曰く、塞爾比亞政府は、奥國の要求に對し、その大體に於ては之を承認すべきも、たゞ第九第十の二項に至りては、得て容る可きなし、即ち第九は、その前半奥國排斥運動に加はりたる文武官吏は總て之を罷免する要求は容る可きも、後半並に第十に至りては、實に塞爾比亞の獨立を傷つくるものなればなり。

即ち塞爾比亞政府は、此の二項に關し、奥國政府の干渉が、如何なる程度に迄及ばんとするものなるか、若しその干渉が、塞爾比亞の堪へ難きものならんか、之を海牙の平和會議、及びボヘニ州併合に關する一九〇八年の宣言に調印せる列強の裁斷によりて決せん事を欲するの意を以て答へ、その回答は、首相バズヂ親ら之を奥國公使に致せり、時に回答期限剩すところ僅に十五分、實に二十五日午後五時四十五分なりき。

奥が回答期限を短きに定めたるもの、その意實に之によりて満足すべき回答を得んとするに非りしや先に述べたる所の如し。要するに之によりて開戦の口實を得んとしたるに過ぎず、即ち今此の回答を得るや、奥國公使は、本國の訓令と比較すと稱し、自己手許に

殊更に時間を費して、塞に再考の餘地を與へざる所、奥の決心を見る可し。

止むること少時、時辰の已に六時を過ぐるに及びて、塞爾比亞首相を訪問し、その回答は不十分にして、到底奥國政府の満足する能はざる所なる旨を告げ、同時に公使は、館員を率ゐてベルグラードを去り、歸國の途に就けり。

一面奥國にありては、同日午後七時半を以て、政府は駐塞の公使は、午後六時半已にベルグラードを引揚げたる旨を公表すると共に、塞爾比亞が、我が政府に回答を致すの前、即ち午後三時を以て、全國の軍隊に動員を命じたること、並にその政府が、ベルグラードを去りて、南方クラギエワツの地に移らんと計畫しつゝあることを發表せり。

第三節 奥國の宣戰

奥公使已にベルグラードを去り、塞使亦奥國を去る、奥國の國交は茲に破れたるなり、大戰亂の導火は斯くして點火せられ終りぬ、翌二十六日正午を以て、奥國皇帝フランツヨセフは、塞爾比亞に對して、正式に宣戰を布告したり、布告は載せて同日午後の官報にあり、全文左の如し。

塞爾比亞の政府は、一九一四年七月二十三日ベルグラードに於て、駐割地地利洪牙利公使によりて交附せられたる通牒に對し、満足なる態度に於て回答せざりしを以て、皇國及び王國政府は、其の權利及び利益を擁護す可き行動を執り、且つ此の目的の爲に、武

力に頼るを餘儀なくせられたるを認む。

埃地利洪牙利國は、故に、此の瞬間より、塞爾比亞國と交戦の狀態にあるものと思惟す。

埃地利洪牙利國

外務大臣 伯爵 ベルヒトルト

埃洪國民が如何に塞爾比亞を怒りつゝありしか、宣戰布告の日、その首府ウインナの街上に於ては、古今未だ曾て有らざるの大示威運動行はれ、數十萬の群集は、熱狂又熱狂、皇帝萬歲、陸軍萬歲を大呼し、歡聲天地を震撼せんとするの概ありと傳へらる。

第二編 獨逸の勃興

第一章 普魯西の建國

現今獨逸帝國として知らるゝは、普魯西を最とし、バヴリア、サクソニー、ウルテンブルグの四王國を始め、二十有六の小邦より成れる聯合國なるは、世人已に知れるところの如し。而して、此の聯合國の盟主たるもの、實に普魯西にして、普魯西王は、同時に獨逸帝國の皇帝としてその帝位を踐み、統一の政を爲せるものなり。而も普魯西は、建國未だ久しからず、況んやその獨逸皇帝たるは、最近の事に屬す。此の間普魯西には、英首相繼いで出て、埃を斥け佛を破り、爾來國勢隆々として揚り、以てウイヘルム第二世に至れるなり、吾人今歐洲大亂を敍するに當り、少しくその勃興の跡を尋ねんとす。蓋しカイゼルは、今次大亂の發頭人として、這般の戰役實にその誘發する所に屬し、歐洲諸強發達の徑路を知るは、戰亂の眞因を知るに最も便なるを思へばなり。

普魯西が一の獨立國となれるは、僅に二百五十年前以前の事に屬す。

第一節 獨逸人

吾人は今、普魯西の建國を説かんとするに當り、先づその統轄せる獨逸人について少しく知るを便とす。之れ國家の發達は、一に國民の如何により、主權者若くは名相は、要す

ニイテエが所謂アポロ的とデオニッスのとの二面を有す、之れ獨逸人の特性也。

るにその指導者たるに過ぎず。假令不世出の英雄を以てするも、民衆その器にあらざれば大業得て望む可からざるなり。

然らば則ち獨逸國民や如何。吾人は先に歐洲民族に就て説く所あり、獨逸國民が、他の多くの歐洲民族と等しく、インド、ゲルマン族に屬し、その分派なるチウトン族中のゲルマン族より成れること、讀者の記憶に新なる所ならん。然り、彼等は、ゲルマン族中のゲルマン族として、最も多くゲルマン族の血を傳ふ、而も決して純粹なりと云ふ能はず。ラテン族、アングロサクソン族其他の民族が、多く他民族の血を混じて純粹なる能はざるが如く、ゲルマン族も、亦ラテン及びアングロサクソン族の血を混ざること少からず。然り而して此の混血が、彼等の國民性に影響する所甚だ少からずして、彼等は兩者の特長を併せ具有するに至る、即ち一方には、氣力旺盛にして冒險の精神に富み、勇武敢爲なるケルト族の性を享くると同時に、一方には、從順にして結合力強く、愛國の念深きスラブ族の性質を併せ有す、而してその本來の性は、剛健なり、眞摯なり、之を中心として、快活と憂鬱、熱烈と冷靜との二面を有せり。

乞ふ先づ近代獨逸人に見よ。彼等は強き感情を有するも、而も反應は寧ろ遲鈍なり、粘液質なるが如くにして多血質なり。等しく多血質なりと雖も、佛人の如く輕佻ならずして

持久的に、寧ろ鈍重にして執拗なり、社交の上には、佛人の如く快活ならずして、英人の如く嚴肅なり、否、寧ろ傲慢なり。その意志は強きも、感情は粗野に、品性は劣等なるを免れず、憎惡、怨恨の念強く、争闘を好み、狡猾に長じ、而も一面質朴なる點亦無きにあらず。思想上に於ては、現實主義と理想主義とを混合的に有し、一方に空想なると共に他面には實行的なり、ローマンチックなる文學が榮ゆる一方には、研究的なる科學亦最もその得意とする所。之を要するに、彼等の性格には一種の矛盾あり、而して之れ實に混血によりて受くるところならずばならず、而も彼等は、甚だ理性に富む、之によりて此の矛盾を解決し、原則原理を發見して、之に従ひて行爲す。その學術の進歩、亦實に之に基づくと稱せらる。

吾人は已に獨逸國民の性格についてその一般を云へり。更にその實地につきて二三の例を擧げ、讀者をして之を了得するに便ならしめん。獨逸の僻地を旅行せるものは、その家と家との間隔が頗る遠きを見るならん、之れ一はその地勢の之を然らしむるによるも、一面その國民の性格が之を然らしむるものなり。彼等は飽迄も個人的にして、獨立を重んずること甚だし。彼等は又、苟くも特色あるものは、凡て之を性格の人と稱し、尊敬措かさるなり。その特色の好惡は敢て之を論ぜず、剛復漢、執拗者、好闘兒、苟くも他に勝れて

獨立を尊ぶ性格は、家屋の接近するをだに忌むに至る何ぞその甚だしきや。

癖を有するもの、獨逸に於ては、何れも性格の人として尙はる、彼等の性格、その一斑又此に窺ふ可きなり。

彼等は最も個性を尊ぶ、従つて又自由を尊ぶ、彼等は飽迄も自由なり。彼等が如何に自由を尊ぶか、その大學に見て一斑を察す可し。獨逸に「大學の自由」なる語あり。その大學生は、何處の大學に於て、如何なる課目を修むるも全く自由なり、又大學教授も、如何なる講義を學生に向ひて爲すも自由なりとせらる。而して彼等が個性を重んずるの結果、その根源たり、その擁護者たる國家乃至國家の元首、又はその分裂せる一分子たる家族に對しても、自己を重んずるが如くに、又之を重んず、換言すれば、個人として個性を重んずるが如く、國家としても亦個性を重んずるなり。斯くて獨逸人が、個人として傲慢且つ我儘なるが如く、獨逸は、國家としても我儘にして傲慢なり。

獨逸人の傲慢なる、實にその國民性に出づると雖も、時に最も甚だしきものあり、嘗て羅馬の劇場に於ける出來事なりき。觀衆が場に集へるのとき、中に一人のゲルマン人ありき、彼れ貴賓席に異様の装ひせる一人あるを見、傍人に問うて曰く、「彼れ何者ぞ」と、隣人答へて曰はく、「彼や羅馬の爲に戦ひて捷を奏せしめたる某國人なり、その殊勳によりて、特別の待遇を受けつゝあるなり」と。かのゲルマン人憤然として曰はく、「天下廣しと

此の一話載せてタチトウスの年代記第十卷に見ゆ。

雖も、武勇豈に我等ゲルマン人に如くものあらんや」と。忽然として席を蹴り、貴賓席に坐を占めきと云ふ、彼等の自負心が如何に強きか、以て見る可きにあらずや。

或人各國民の性格を評して曰く、眞理を發見するは伊人佛人なり、之を學說として完成するは獨人なり、更に之を實地に應用するは英人なり。此の應用を得て之に大資本を投じ巨利を占むるは實に米人なりと。實に一隻眼ありと云ふ可し。由來伊佛人は、道樂の爲に學問を爲すなり、英人が學問を爲すは經世の爲にす、而して獨人に至りては、學問の爲に學問を爲す。此を以て稍もすれば理想的にのみ馳せ、實行に疎なるの傾きなくんばあらず。而も彼等は決して實行力を缺くに非るなり。その一度猛然として立つや、着々として效を收むるの手腕を有す。獨逸人に恐る可きは實に此の特質にあり。ワグネル嘗て曰く、「獨逸人は夢想的の實行を好む」と。然り、實に彼等は夢想的の實行を好むもの、今次の大亂の如き、又その夢想的を實行せんとするにあらずして何ぞ。

第二節 ホーヘンツォルレルン家

獨逸帝國が普魯西以下の四王國と二十六小邦より成り、普魯西國王之が皇帝として聯邦を統ぶること先に述べたる所の如し、而して普魯西に君臨するもの、之をホーヘンツォルレルン家となす。

今日獨逸が學問の府たるもの、亦その民族性に因るか。

ホーヘンツォルレルン家は、もと獨逸の一小藩たり、勢力亦云ふに足らず、後ブランデンブルグの選舉公となり、一千六百十八年に至りて、普魯西公國の相續權を得、始めて此の地に君臨せり。普魯西公國は、波蘭土の一藩たりしを以て、フレデリッキ、ウイレルム太公の、三十年戦争に關與して多くの領土を得、獨逸の一雄邦たるに至りたるも、その領土の關係上、尚波蘭土の屬邦たるに過ぎざりき。後復た功あり、許されて獨立國たるに至り、太公大に内政に勤め、農工業を振興し、一面常備兵制を定めて武備を張り、頗る國勢の振張に努む。

一千六百八十八年太公死するや、子フレデリッキ繼いで立ち、西班牙繼嗣戦争起るに及びて、獨帝を援けて功あり、始めて王號を許され、一千七百一年ケーニヒスベルグに於て普魯西王位に即き、伯林府を興して此處に都す。普魯西王國茲に始めて建設せられたるも、當時の普魯西は未だ甚だ微弱にして、獨逸國內に於て尙殆んど云ふに足らずとせられたりき、況んや歐洲國際間に於てをや。その存在すら認められざりしなり。而も機運は遠からずして普魯西を起たしむるに至れり。十八世紀の中葉に至りて、フレデリッキ、ウイレルム一世出で、次いで子フレデリッキ、ウイレルム二世立つに及び、國勢勃然として起り、雄を歐洲の中原に稱ふるに至れり。

フレデリッキ、
ウイレルム第
二世は、實に
フレデリッキ大
王なり。

第二章 フレデリッキ大王

獨逸の一小藩たりしホーヘンツォルレルン家は、今や普魯西王として、王國に君臨するに至れり、而も尙未だ一の勢力たるに至らず、その雄邦として知るゝに至れるは、實にフレデリッキ、ウイレルム一世父子の力による、特にフレデリッキ二世は、普魯西興國の英主なり、世大王の尊稱を以て呼ぶもの決して偶然にあらず、吾人をして少しく彼が爲せし所を見せしめよ。

第一節 フレデリッキウイレルム二世

フレデリッキ、ウイレルム太公の子フレデリッキ一世始めて王號を得、普魯西王國に君臨せしと雖も、彼や多く普魯西に貢獻するところなかりき、彼は非常に豪華を愛し、爲に國帑を濫費すること大なるものありしも、一面學術の獎勵に意を用ふること厚く、大に文明の進歩に效ありき。

フレデリッキ一世死するや、子フレデリッキ、ウイレルム第一世繼ぐ、實にフレデリッキ大王の父なり。彼や實に極端なる勤儉尙武派にして、その儉なるや、寧ろ吝嗇に近きものありたり。而も之が爲に、國力大に充實せられ、フレデリッキ一世によりて濫費せられたる國帑

カイセルの豪
華を好むは、
フレデリッキ一
世に似たりと
稱せらる。

タバキーは煙草會なり、現帝カイセル亦狩獵等に際して數次之を催すと云ふ。

は、價はれて餘りあり。フレデリキ大王が、他日歐洲の中原に雄飛するを得たるもの、亦實に父王の賜ならずんばあらざるなり。

フレデリキ、ウイルレム第一世は、實に極端なる性格を有するの人なりき。その言語動作は頗る粗野に、佛蘭西の華美は、最も彼れの忌む所なりき。又常に太さ杖を携へて市中を遊行し、市民の業を怠る者あれば、直ちに撲つて之を警しむ。その父王の後を即きて位に登るや、先王が宮廷に使用せる僕婢の徒、之を十二人に減じ、金銀の裝飾品は、悉く毀ちて貨幣鑄造の資に充て、教育の如きも、普通教育は之を獎勵したるも、高等教育の如きは、無用の長物なりとして之を斥けぬ。従つて、文藝學術の如きは、全く捨て、顧みず、哲學者ライブニッツが建てたる伯林學士院は、之を商人に貸渡し、その家賃を以て軍資に供したりと傳へらる。夫れ然り、宮中の宴會の如き、一切之を催さず、その交際機關として、各國公使、貴賓等を會し、大なるバイブを銜めつゝ談話を交換するに止め、之を稱してタバキーと云へり。

彼の儉なるや實に斯の如く、寧ろ吝嗇と云ふ可し、而もその軍備に對するや、反つて浪費的なりしなり、軍隊の改善、軍備の擴張、之れ彼の全力を傾くる所なりき。彼は、その常備軍を増して八萬三千の多きに上らしめぬ。當時の普國にありて、實に過大なるものな

りしなり。彼の軍事に對する、實に何物をも放擲して顧みざるの概あり、特に大男の兵士を集むるに於て、殆んど病的と稱すべきの趣味を有し、兵士の給料は、その身長に應じて支拂はるゝを常とせり、従つて彼の軍隊には、七尺以上の大男少からざりしと云ふ。

第二節 大王父子の確執

愛蘭士の一兵士は、その身長拔群なりしが爲に、年俸七千五百五十三ターレルを得たりと傳へらる。

フレデリキ大王は、實に此の王の子として、一千七百十二年呱呱の聲を揚ぐ。

時に佛王ルイ十四世全盛の後を受け、佛蘭西の國風全歐に影響して、各國上流社會の言語は、悉く佛語化するの風ありたるを以て、佛蘭西の華美を嫌ふこと甚だしかりし頑固の父王も、時代の風潮に抗し難く、太子の教養に當りては、佛蘭西風の教育と、獨逸風の教育とを併せ授く可きを命じ、佛人を備ひて家庭教師となし、皇太子の教養を託すると同時に、又佛語を學ばしめたりき。當時任に當れるもの、オルコール夫人と稱し、ノルマルヂー生れの濃厚なる婦人なりき。太子が雅温なる性格を作り得、佛文學に趣味を有するに至りたるもの、實に此の婦人の感化なり。

太子已に長じて七歳に達するや、家風に從ひて、軍事教育を施さる、同時に又佛人ヂウアン、ド、ジアンドレルにつきて佛蘭西文學の主要を學べり、斯くて十四歳ポツダムの軍隊に入りて士官たるに至る。而して父王が太子教養の方針とせるところは、飽までも實用

父子相確執するは、ホーヘンツォレルン家歴代の繰返すところなり。

的の學術を修めしめんとするにあり。即ち、新教徒として敬虔の念を養ふ可きこと、ラテン語等の死語を避け、専ら佛語獨語を授けると共に、無用なる文學を斥け、經濟學、數學等の實用的學問を授くること、歴史は近世史特に國史に重きを置くこと、戰術の研究を重んず可きこと等にして、父王は此の方針に基づきて、一々太子の修學に干渉せんとせり。而も太子は、佛文學に最も多くの趣味を有し、又音樂を愛し、特に吹笛は、彼の至妙とする所なりき、のみならず太子は、ラテン語を好み、父王の眼を掠めて之を習へり。斯の如くにして、文學者肌、藝術家肌なる太子は、到底父王の實用主義と相容れず、事毎に衝突して、父子の間頗る圓滑を缺くものあり、父王は飽くまでも自己の意に副はしめんとし、太子の愛讀書を破毀し、或は杖の折る、迄折檻を加ふるが如きこと數次なりき、太子遂にその壓迫に堪へず、英吉利に逃れんとし、事現はるゝや、父王は之を軍法會議に附して、將に死刑に處せんとす。偶々壞地利の公使ゼツケンドルフ切に乞ふあり、太子の爲に宥恕を求むるに及びて、死刑に代ふるに十五ヶ月の禁錮を以てせらる。

太子已に父王の怒に遇ひて幽囚の身となる、彼れ亦決して庸愚にあらざるなり、此の間大に悟るところあり、將來國王として、一國に君臨すべきの素養を造るに努め、性格一變するに至れり。此に於て父王の意大に釋くるを得、父子の感情稍融和するを得たり、後彼

はルツピンの聯隊長となり、ラインスベルグ城を再興し、茲に兵營生活を送ること四年、父王をして大に意を安んぜしむるものあり。而も太子の文學に對する趣味は、決して失はれたるにあらざりき。彼はその兵營生活の間にありて、數次城中に文藝の士を招き、快談夜を徹すること少からざりき。

當時歐洲文壇に名聲を馳するものにポルテールあり、太子彼が名聲を慕ひて會見せんことを求めたるも、ポルテール支障ありて果すを得ざりき、而も爾後文書の往復頻繁にして親交日に加はりたりき。

ポルテールは辭を極めて此の平民的哲學的君主論へるなりき。而して辭するに止む無きの事業の爲に佛蘭西を去り難きを以てせり。

太子又マキアペリの『君主論』を讀むや、その極端なる專制主義を鼓吹せるを見、暴論なり、野蠻の論なりとなし、自ら筆を執りて『アンチマキアペリ』一篇を草し、之を公にせり。此の書彼れが即位の際公刊せらる、その要旨とする所は、理想的君主は、生れながらにして國家の奴僕たらざる可からず、臣民の幸福を政治の第一目的とし、隣國に對しては、あくまで信義を旨とせざる可からざるを述べ、マキアペリを駁せるものなり、而も斯の如きは、決して父王の好むところにあらず、此に於て、一旦融和したる父子の間、再び乖離を見るに至らんとす、時に一千七百四十年、フレデリキ、ウイレルム第一世逝き、大王は普魯西國王の位に即きぬ。

スバルタ、ア
テネ共に古希
臘の都市にし
て、スバルタ
は武を以て聞
え、アテネは
文を以て顯は
れたり。

第三節 七年戦争

フレデリキ、ウイレルム一世已に逝き、太子即ち位に即く。彼れが踐祚の日、人々相語りて曰く、伯林は、今やスバルタよりアテネに一變せんと、蓋し文學に興味を有し、藝術を重んずるの太子が施政は、凡て溫和に、斯くして文藝の隆興を來さんことを思へばなりき。何ぞ知らん、彼は已に往年の文弱なる貴公子にあらざりき、アンチマキアベリの著者は、マキアベリ以上の辣手腕を以て、其の内治と外交とに對せり。内は慈仁を假面とせる專制主義を以て王權の擴張に腐心すると共に、外は諸國の虛に乗じて、領土の擴張に銳意せり。

父王死するとき、その極端なる勤儉尙武主義は、八萬の精兵と、九百萬ターレルの國帑とを遺せり、大王今之を受け、滿腹の野心勃々として抑へ難きものあり、窃に機を窺ふのとき、偶々シレジア問題の起るあり、彼が野心は、茲に一ひ満たされんとす。抑も普魯西が、獨逸國內に於て相續權を主張し得るの地方二を算す、一はユーリツヒ、ベルグにして、他は即ちシレジアなり。シレジアの地、往昔ボヘミヤの治下であり、幾多の諸侯之を分領す。リーグニツク公フレデリキ二世亦その一にして、最も勢力を有す、嘗てブランデンブルグ選舉侯ヨハヒム二世と、若しその血統の絶ゆるあらば、相續權を互讓せんことを

ホーヘンツォ
ルレン家が
ブランデ
ルグの選舉侯
たるは、先に
置きたり、讀
者の記憶に新
ならん。

約せり。而もボヘミア王フェルデナンドは、之を以てボヘミアの主權を侵害せるものとなし、追つてその約を解かしめんとす。リーグニツク公僅に之を容れたりと雖も、ブランデンブルグ侯は敢て聽かざるなり。時に一千六百七十五年、リーグニツク公死して嗣なし、フレデリキ、ウイレルム即ち約によりてその相續權を得んとし、大に之を主張したるも、奧地利皇帝レオポルト之を斥け、ボヘミアの領土に併せて、ハブスブルグ家の有に歸せしむ、ブランデンブルグ侯たる普魯西王豈平かなるを得んや、加ふるに、ユーリツヒ、ベグルの地、亦ブランデンブルグ家に相續權あるにも拘はらず、遂に之を得る能はず、普魯西王は、更に一層の不平を重ねると雖も、時利あらず、隱忍以て機のを待ちつゝありたるなり。

然も機は偶然に來れり、奧帝カール六世男子なく、一女マリア、テレザは、ロートリンゲン公フランシスに嫁したるを以て、帝は新にブラグマチツク、サンクシヨンなる法律を制定し、奧地利固有の所領のみは、之をマリア、テレザに傳へんとして、各國君主の同意を経たり。一千七百四十年帝の崩ずるや、マリア、テレザ即ち帝位に即く、時にバヴリア公自己の繼承權を主張するあり、列國亦聯合して種々の要求を提出し、バヴリア公遂にマリア、テレザを斥けて帝位に上り、カール七世と稱し、列國悉く之を援く、英國の獨り

當時奧地利は
獨逸の帝權を
有したるな
り。

マリア、テレザを援くるあるのみ、マリア、テレザ即ち四圍皆敵なるの間において、幼兒を抱きてホンガリアに至り、涙を揮つて國會に依頼する所あり、議員等彼の女に動かされて、悉く勤王を誓へり。

之より先きフレデリキは、機に乗じて奥地利に入る、マリア、テレザ即ち先づ王をして聯合を脱せしめんとし、シレジアの地を割く、王即ち聯合を脱してマリア、テレザに與するに至る、次いでサクソニア及びサルデニアの聯合を脱するあり、形勢一變す、此の間カール七世崩するあり、獨逸各邦は、却つてマリア、テレザの夫ロートリンゲン公を推して皇帝たらしむ、此に於て力相伯仲するに至りしも、結局一千七百四十八年のアーヘン和約により、舊情に復するに至れり、而も普魯西は、獨りシレジアの地を併せ、百四十萬の人口と、豊饒なる地を得て、勢ひ頗る揚り、且つ王は、努めて民力を養ひ強兵の策を講ずるあり、列國をして權力平均の破るゝあらんを恐れしむ。

此に於てマリア、テレザは、シレジアの恢復を謀らんとし、露西亞のエリザベタ女帝と聯合し、普魯西を撃たんとす、佛蘭西、西班牙、サクソニア及び波蘭士亦之に加はる、普魯西の與國たるもの、僅に英の一あるのみ。而も當時英吉利は、亞米利加及び印度に於て佛蘭西と交戦中であり、専ら普魯西を援くる能はず、普魯西は、獨力以て四圍の敵と戦は

此の時以後英
普は常に親密
なる交情を有
せり。

ざる可からざるに至る、然り而して、大王は、泰然自若として敢て恐るゝなく、綿密なる頭腦を以て、着々大膽なる計畫を遂行せり。一千七百五十六年、露奧相合して普魯西を攻撃せんとするを聞き、同年七月先づサクソニアに侵入し、ドレスデンを占領し、十月、ロポシツツに奥軍を撃破し、翌年五月、更にブラーグ附近に奥軍を撃破せり、次いで六月、コーリンに大敗するや、一たびラウジツツに退きしが、十一月、ロスバハの役露奧聯合軍を邀撃して奇捷を博し、十二月ロイテンに復奥軍を破れり。時に英首相ピットは、軍資四百萬ターレルを普魯西に送り、又大に輿論を喚起してフレデリキを援けんとす。當時普魯西の内情は、實に慘澹たるものあり、軍資は已に全く盡きて、兵士、武器亦已に戦に堪へざるに至る、加ふるに露軍は大に活動し、奥軍と聯合して普魯西を壓迫し、五十九年八月、クネルスドルフの役に於ては、フレデリキ大敗して復た起ち難きに至り、遂に自殺を決心するに至れり、斯くて翌年に至り、彼れは、最後の力を揮いて、一びリーグニツツに奥軍を破りたるも、勝敗の數已に定まり、又如何ともす可からず、彼は兜を脱いで降をマリアテレザの軍門に請はざる可からざりき。

而も天未だ此の英主を捨てず、彼がリーグニツツに一勝を博するの後、列強の形勢は俄然として一變せり、實に英露の政變之なり。一千七百六十年英國にありては、主戦派たる

露普の和は實にフレデリキを死地に救ひたるもの、爾來露普の交情最も密なり。

ピット内閣斃れ、平和派のビュート内閣の成立を見、之が爲に、普魯西に對する軍資の供給は杜絶せるも、英佛間平和の協商亦進みて、十二月假條約の結ばるゝあり、その條件として、佛蘭西の埃地利同盟より脱するの項あり、フレデリキは一の強敵より免るゝを得たるのみならず、露のエリザベタ女帝死して、ペートルニ三世の立つあり、彼れ素とフレデリキを崇拜せるもの、その立つや、五月を以て和を普魯西と講ずるに至り、北方の患此に絶つを得たり。

マリア、テレザ露と佛とを其の同盟より失ひ、今や獨力以てフレデリキに抗せざる可からず、事案より至難なり、即ち一千七百六十三年二月十五日、フベルツスブルグに和を講じ、總て戦前の状態に復するを約せり、然り而して、シレジアに對するフレデリキの權利は確認せらるゝを得たり、此の役前後七年に亙りて始めて和約成るを告ぐ、之れその七年戦争と呼ばれる、所以、而して爲に普魯西の威望、俄に揚る。

第四節 波蘭土問題とバヴリア問題

七年戦争は、普魯西の國威を發揚せしむること頗る大なるものありき、而も之が爲に、普魯西の被りたる困憊や決して尠少ならず。フレデリキ即ち力を盡して戦後の經營に當れり、彼は先づ疲弊せる國力の恢復を計ると共に、一面その新領土の經營に盡しつゝありたりき。此の間又波蘭土問題並にバヴリア問題の起るありて、彼の功業をして一層光輝あるものたらしめき。

波蘭土は第三回の分割によりて全く國家の體面を失ひ了り、その領土は凡て露、獨、埃の分有する所となれり。

波蘭土問題とは何ぞ、第一次波蘭土分割之なり、波蘭土は、露、普、埃の三強とその境を接するの地、時に露に君臨せるもの、之を女帝カタリナ二世となす、彼女や自らその強大を恃んで、波蘭土の内治に干渉し、延いて之を自己の勢力範圍に置かんとす、フレデリキの炯眼早く已に之を看破するや、一千七百七十二年、埃地利を誘ひて女帝に迫り、波蘭土分割を提議す、議決して各々分配を受くるに當り、彼れ亦西普魯西の地を獲たり、之れ所謂波蘭土問題なりとす。

バヴリア問題とは何ぞ。一千七百七十七年、バヴリアの選舉侯死す、マリア、テレザの子にして、現に埃地利の帝位に在るヨセフ二世、その相續權を主張し、その地を併さんとす、フレデリキよつて埃の強大ならんことを恐れ、抗議する所あり、普埃再び干戈に訴へんとす、時にマリア、テレザ、その子ヨセフ二世を警めて曰く、怪物の對手になること勿れと。即ち七十九年五月、テツシエンの條約成り、埃地利は唯バヴリアの一小部を得るに止まる、ヨセフ更に其の領ネーデルランドとバヴリアとを交換せんことを企てしが、フレデリキ諸侯同盟を作りて又之を妨げ、ヨセフの野心全く挫かる、之をバヴリア問題とす。

フレデリキの
外交と、カイ
セルの外交と
何ぞ相似たる
の甚だしき。

當時歐洲に於ける國際勢力の平均は、各國の最も意を注ぎたる所にして、幾多の紛争之が爲に生ぜり、此の間にありてフレデリキは、よく埃を抑へ、獨り普魯西の勢力を伸張するに努め、遂に普魯西をして、獨逸國內に於て最も有力なる雄邦たらしむるに成功せり、而も之れ決して尋常事に非りしなり、難關又難關、悉く之を排して、斯くの如くなるを得たるもの、實に彼が手腕の凡ならざるに依る。然り而して、彼の戰略が頗る機敏なりしが如く、彼の外交亦頗る權變に富めるものなりき。彼は此の戰略と此の外交とを以て、よくその大業を爲したりと雖も、彼が嘗て『隣國に對しては飽迄信義を守らざる可からず』と説き、マキアペリを駁撃せるの精神は、遂に全く見る能はざりき、彼の外交には一も誠實なく徳義なく、たゞ自國の利益の爲には、何物をも犠牲にして惜まざりき。

第五節 大王の治績

假面を被れる
專制主義、鳴
呼カイセルと
相去る何歩ぞ
や。

フレデリキ大王が外に對するの功業や、吾人已に之を説けり、茲に少しく觸つてその内治を見んか。彼が政治上の主義は、仁慈の假面を被れる專制主義なり。然れども、その功業や決して没す可からざるものあり。往年文弱の貴公子として、尙武主義の父王と相容れざりし彼が、普魯西王位を繼ぐに及びてや、その行ふ所は、殆んど昔日の倨を止めず、彼が最も意を注げりしもの、實に之を軍備となす。軍備に熱中すること父王の如きにして、

大王の機略を
以て此の強兵
を行る、その
功業の大なる
亦宜なり。

尙八萬に過ぎざりし常備兵は、彼の即位と共に十萬に増加せられ、一千七百五十年には十三萬五千、五十五年には十五萬二千に上り、七年戦争後に至りては、二十萬の多くを算せり、而して之等の兵士は、多くはデンマーク、ポーランド、ヘッセン等の地方より備ひ來れるものなりき。斯くて大王は、自國の民は専ら産業に従事せしめ、國富増進に努めしめんとせるなり。又彼は、巧みに貴族の自尊心を利用し、士官は貴族より採用するの制を立て、其他檢閲使を派して各地の軍隊を閲せしめ、或は種々の軍規を作り、専ら強兵に腐心したりき。

大王又財政に意を用ふることに深く、産業の振興と諸般の儉約とによりて、國帑の充實に努むる所あり、七年戦争の始に於て、積むところ千六百萬ターレルの多きに達せり。後七年戦争の爲に、國力全く消耗するや、銳意之が恢復を計り、幾多の施設を試みぬ。今その一斑を示さんか、先づ鹽の官營を以て國庫の收入を増加すると同時に、外國鹽の輸入を禁じ、地味瘠薄の地に馬鈴薯及び果樹の栽培を奨め、オーデルの沼地を乾して二百五十平方里の地を得、牧畜を盛んにして西班牙より綿羊を輸入し、最も工業の發達に意を用ひて、羊毛、棉花の如き粗製品の輸出を嚴禁し、諸種の織物製造を勵ますと共に、國産の原料は國內に於て精製せしむるの方針を執れり。其他人口の寡少なるを憂ひて、諸國に移住民を

カイセルの大宰相も亦その秘書官たるに過ぎず。

招く等、國力の充實を計るや頗る密なるものありき。

大王又精力頗る絶倫、飽まで専制獨裁主義を發揮せるなりき、その兵馬倥傯の間にありて、軍事、外交の大事より、庶政百般の事に至る迄、悉く王の方針に出で、その大臣の如きは、常に秘密官たるに過ぎざりしなり、カイセルが極端なる獨裁主義、亦實に此の王に私淑せるの致す所ならんか。

フレデリキ已に渺たる普魯西をして獨逸國內の雄邦たらしめ、同時に歐洲の一勢力たらしむ、大王の稱決して空しからざるなり、而も普魯西をして、更に一層の大發展を遂げしめ、獨逸統一の大業を爲せるものは、實にウイヘルム第一世なり、その功業の大、敢てフレデリキに遜らず、世に大帝の稱ある所以此に存す、其他歴代の國王、何れも英主にして、相傳へて以てその大を爲せるもの、フレデリキが父王フレデリキ、ウイヘルム一世に負ふ所多きに見るも明かなり、獨逸の教授バウンゼルは嘗て論じて曰く、

ホーヘンツォルレルン家ほど眞に君主政治の精神を體し得たる大帝王の輩出せる王室は他に見るを得ざらん、質素にして豪奢を避け、勤勉にして謙徳に富み、正義を愛するも徒らに高遠に馳せず、之れ即ち普魯西の國家に特徴を與へたる大帝王の根本的性格にして、フレデリキ、ウイヘルム一世、フレデリキ一世、フレデリキ、ウイヘルム三世、

ウイヘルム一世皆然りと。

言や多少の誇張を免れずと雖も、亦決して無稽の讚辭とのみ云ふ可からず、實に普魯西の發達は、主としてその君主の力に負ふものなればなり。

第三章 大王歿後の獨逸

フレデリキ大王は、その偉大なる功業を遺して逝けり。その嗣フレデリキ、ウイヘルム二世又父祖の業を辱かしむるものにあらざりき、此の間佛に曠世の英雄ナポレオン一世の出づるあり、歐洲諸強多くは彼が蹂躪する所となり、彼が歐洲一統の壮志、將に成るに垂んとして、露山の一敗、遂に彼を躪かしめ、セント、ヘレナに流謫の身となり終んぬ。然も奈翁戰爭は、歐洲文明に一新紀元を劃せるもの、歐洲諸國が受けたる影響頗る大なるものありき、獨逸亦素より之より免るを得ず、吾人はウイヘルム大帝の功業を説くに先だちて、先つフレデリキ大王歿後の獨逸につき瞥見を與へんとす。

第一節 奈翁戦前後の普國

フレデリキ大王死して嗣なし、即ち甥フレデリキ、ウイヘルム二世繼ぐ。此の時に當り佛蘭西に大革命の暴發するあり、人民は王宮に闖入して亂暴を極め、皇帝ルイ十六世を侮

今天の大亂は果して歐洲文明に何を寄與する可きか。

現に露獨境の大軍が交戦しつゝあるは、舊ポーツランドの地なり。

辱し、貴族を虐殺すること數を知らず、而してその革命の動機たりし自由民権の説は、漸く佛國以外の人民に感染し、歐洲各國の民心、爲に動搖せんとするの概ありき。此に於ては、各國君主皆悚然として恐を懷き、餘害の己れに及ばざらんことを願ふに汲々たり。時に佛の貴族、難を避けて獨逸に入るもの甚だ少からず、彼等は相率ひて援を奧帝及び普王に求む、普王即ち相議して兵を出だし、革命運動を鎮壓せんとして佛境に入らんとす、而も革命黨の勢益々猖獗を極め、ルイ十六世が頭を飾りし金冠は泥土に委し、皇帝は刑場一片の露と消えぬ。斯くして革命黨等は、巴里に共和政府を樹立すると共に、その大軍は普獨境の軍を邀へて之を伐り、大に之を破れり。

此の間東方には復た波蘭土問題の起るあり、その第二次分割に於て、普魯西は波蘭土の大半を得、國土大に擴大せり、奧太利即ち普國の俄にその國土を擴げ、權勢大に加はれるを嫉み、百方策を講じて、普魯の間を割き、普をして孤立せしめんことを計れり。フレデリキ、ウイレルム二世此の奸計を看破するや、大に憤りて、將に佛國征討の軍を旋し、奧をして獨り佛軍に當らしめんとす。時に偶々波蘭土に内亂の蜂起するあり、露獨境之を討ちて、私に第三回分割を策せんとす。普王即ち意を決して佛と和を講じ、兵を旋らして波蘭土に向ひ、又分割の事に與りて、新東普魯西の地を得、波蘭土遂に滅ぶ。

フレデリキ、ウイレルム二世之より先き歿し、子フレデリキ、ウイレルム三世繼げるなり。

此の時に當り、ナポレオン始めて革命黨に志を得、佛軍を率ひて歐洲を席捲せんとす、彼や曠世の偉才、神算鬼謀を逞うして、戦うて捷たざるなく、向ふ所敵なきの概あり、彼の巨手は、忽ちにして獨逸に下れり。獨逸の聯邦は、茲に分離してライン同盟を作り、ナポレオンを仰ぎて盟主とするに至る、奧帝亦遂に堪ふる能はずして、獨逸皇帝の冠を抛てり。然れども、普魯西王フレデリキ、ウイレルム三世獨り屈せず、頑として之に抗せり。ナポレオン即ち兵を率ひて普國に侵入し、エナ、アウエルステットの二大會戦によりて、フレデリキ大王以來の精兵、悉く粉碎され終んぬ。佛軍進んで柏林を占領するや、ナポレオン王宮に入りて幾多の重寶を掠め、更に翌年六月を以て、普の與國たる露の大軍とフリドランドに戦ひ、又大に之を破れり、此に於てか普露和をナポレオンに乞ふ、チルジツトの和約之なり、此の和約に於て、ナポレオンは普の領土の大半を奪ひ、新にウエストフアリア王國を建つ。フレデリキ大王の偉業茲に全く霧消して、普魯西の窳窮殆んど極まらんす。

時利あらず、チルジツトの講和は、赫々たる普國の名譽を泥土に委し終れり。フレデリキ、ウイレルム三世祖國の凌辱を忘るゝに堪はず、一ひ會稽の恥を雪いで、佛軍を驅逐せんことを期せり。彼れ、名相スタインを擧げて、着々機務を整へ、財政を治め、一意國力

スタイン巴む
なく倫敦に去
れり。

の恢復に努むると共に、一面地方の改良を計り、農僕の制を廢し、市邑に自治權を與へ、
政々として民力の休養を計れり、又大に意を軍備に注ぎ、苟くも材幹あるものは、探つて
武官たらしめ、有事の日に備ふると共に、チルジツト和約の結果として、四萬二千人に限
られたる常備軍は、實際上大にその數を増大せるなりき、即ち先づ四萬二千人の兵士を
集め、之に十分なる訓練を與へたる後、去つて郷土に就かしめ、新に四萬二千人を徵募す
るの法を執れり。此に於てか普魯西の國勢は、日と共に恢復し來れり、ナポレオン即ちス
タインを除かんとし、普王に強要して國外に逐はしむ。

フレデリキ、ウイレルム三世は、斯くして機に至るを待てり。時なるかな一千八百十二
年、ナポレオン露を攻めて志を得ず、モスクワに大敗して、僅に身を以て佛に逃る。普王
即ち此の機逸す可からずとなして、諸邦に先だちて討佛の軍を起さんとし、檄を四方に飛
ばして愛國の熱誠を鼓舞す、全普の青年悉く干戈を執りて王の麾下に集まり、軍容大に振
へり、露軍亦來り會するあり、パウツェンに佛軍を苦しましむ、此の間、瑞亦來り會す
るあり、一代の偉傑ナポレオン亦施すに策なく、首都巴里は聯合軍の手に委せられたり。
聯合軍即ち元老院をしてナポレオンの帝位を廢せしめ、之を地中海のエルバ島に謫せし
め、ウインナに各國使臣を會して善後の策を議す、議半ばにして、ナポレオンエルバを脱

し、再び兵を擧げて巴里を恢復し、猛威當る可からざるものあらんとす。而も時は已に去
りて、ウオターローの一戦利あらず、再び捕へられてセントヘレナに謫せられ、壯圖遂に
夢と消えぬ。

ウインナ會議は再び續けられぬ。その結果として、普魯西は、サクソニアの北半、ボメ
ラニア、ポーゼン、ウエストフアリア、ライン諸州の地を得、國土著るしく膨脹し、優に往
年の屈辱を恢復し得たるのみならず、國威更に一層の光輝を加ふるに至れり。斯くて普魯
西以下獨逸の二十九ヶ國は、別に規約を設けて獨逸聯邦を組織し、埃地利之が議長たる事
を決せり。

第三節 聯邦の立憲運動

ナポレオン戰爭が歐洲に持ち來せる產物の一は、自由民權の思想なりき、彼れが帝位に
在るのとき、此の思想は、歐洲各國民の中に盛んなるものありき。而もその没落するや、
諸邦の君主相計りて、飽くまで之を壓し、專制主義の存續を計れり、民衆亦二十餘年の擾
亂に倦みて、之に甘んぜんとす。而して專制運動の中心を爲すものは、所謂神聖同盟なり
き。ウインナ會議の後數月、露帝アレキサンダー一世は、數國の君主と相謀り、耶蘇聖教
經文の眞意に従ひ、兄弟の義を以て相扶け、以てその天職を盡さんことを誓へるもの、實

ナポレオンは
革命黨より出
づ、此を以て
彼れが帝位に
上るの後も、
常に自由民權
を標榜せり。

に神聖同盟なり。

斯くて一千八百十八年露國に革命運動の勃發するあり、奥地利の宰相メッテルニツヒ即ち露帝に説いて専制主義に向はしめ、何れの國たるを問はず、ウインナ公會の決議によりて定まれる現狀を紛更せんとするものは、神聖同盟の敵とすとの約を立つるに至れり。茲に神聖同盟は、遂に専制維持の同盟となり、スペイン、ナポリ、サルヂニア等の諸國に相次いで起れる革命運動は、此の同盟の爲に彈壓せられたれり、而して之が牛耳を執れるもの、奥のメッテルニツヒにして、専制主義は、一時全盛を極めたり。而も一び萌芽せる自由民権の思想は、遂に枯死するものにあらず、久しからずして革命運動は、再び諸國を襲へり。即ち佛蘭西に七月革命の動亂あり、延いて白耳義の獨立運動となれり。由來白耳義は、ネーデルランド王國の一部として、和蘭政府の治下にありき、然るに、和蘭とは人種言語風俗皆之を異にし、特に和蘭政府の専制は、白耳義人の最も忌むところなりき。即ち茲に叛旗を擧げ、和蘭兵を逐ひて、ブルッセルに臨時政府を建設せり。列國即ち英京倫敦に會議を開き、白耳義を獨立の民主王國たらしむるに決したるも、後日佛蘭西の之を併呑せんことを慮り、永世中立國たらしめたり。時に一千八百三十一年一月、

一波動いて萬波生ず、佛の七月革命は、白耳義の獨立運動を誘ひ、白耳義の獨立は、又

白耳義の永世中立は斯くして列強の承認する所となれり、而も獨逸は之を侵害して敢て顧みず

自由民権の思想は當時歐洲人心を支配せる一大勢力なりき。

獨逸に波及せり。獨逸の聯邦たるや、吾人が先に説きたるが如く、たゞ幾多の邦國が、漫然聯合したりと云ふに過ぎず、其の實は、個々分立せる諸邦の割據に外ならざるなり。故を以て、苟くも識見あるものは、更に一層鞏固にして有力なる國家の建設を望むや切なるものあり、特に大學教授、學生等の徒、此の希望の實現を望みて止まず。彼等は舉國一致して、新帝國創製の業を爲さんことを念とし、偶々彼等の思想を架空的なりとして嘲笑するものあるや、一大學生は之を暗殺するに至れり。此に於てか聯邦の君主等、革命的思想已に萌すと爲し、早きに及んで之が彈壓を要すと爲して、公使をカールスバッドに會し、その手段を講ず、即ち數多の學生講師等は投獄せられ、出版の自由は制限せられ、大學の監督は頗る嚴なるに至れり。

大河の決せんとする、人力の得て之を止む可きにあらず、已に各人の胸裡に萌發せる思想は、此の一事を以て到底防ぐ可からざるなり、舉國一致の思想は、日と共に盛んとなり、同時に又自由民権の思想漸く發生し來れり。之より先獨逸聯邦の組織せらるゝや、聯邦は立憲政治を創設すべきを決せり、而も未だ實行せられざるなり。その偶々憲法を制定するあるも、僅に名義に止まり、未だ實體を備へず、専制政治は依然として繼續せり。普王フレデリキ、ウイレルム三世の如き、又僅に地方の小議會を設けたるのみ、一般人民の参政

メツテルニツ
ヒは、專制主
義を以て無二
の信條とせる
ものなりき。

權に至りては、措いて顧みざるなり。埃相メツテルニツヒに至りては、立憲政治を忌むこと最も甚だしきものあり、獨り自己之が創設を企てざるのみならず、盛んにその有害なるを唱道して、聯邦各國をして己に倣はしめんとするなりき。夫れ然り、聯邦の民心豈平かなるを得んや。

此の時に當り、佛蘭西に七月革命あり、白耳義の獨立運動次いで起り、遂に目的を達せしを見るや、獨逸諸邦の人心大に刺戟せらるゝ所あり、民衆所在に蜂起して君主に迫り、憲政の實施を強要す。サクソニー、ヘッセン、カッセル、ザクセン、アルテンベルヒ、ハノーバー等相踵ぎて憲法を制定し、立憲政體を樹立するに至れるも、埃普兩邦は、強壓以て鎮定し、未だ憲政を見るに至らざりき。時にフレデリキ、ウイレルム三世死し、子フレデリキ、ウイレルム四世繼ぐ。

フレデリキ、ウイレルム四世の即位するや、國事犯人は悉く之を解放し、且つ大に治績を擧ぐ可きを誓ふ、此に於てか國民大に望を囑して王を謳歌するなりき。而も彼や、優柔不斷、徒らに文弱に流れ、憲政實施の如き、多く期待す可からざるなり、此に於てか先の謳歌は反つて失望となり、煩悶自ら禁せず、遂に王に迫りて之を強要するに至る、王即ち一千八百四十七年を以て議會を伯林に召集せるも、之が議員たるものは、新に選出せられ

普魯西王室が
如何に專制主
義なるかを見
る可きなり。

たるものにあらずして、從來地方に存せりし小議會を伯林に併合せるに過ぎざりき。且つ王は、議會に告げて曰く、「予は決して憲法を人民に與ふる能はず、臣民と君主との關係を變更す可き所爲には、予悉く之に反對す可し」と。人民の失望や思ふ可し、議會亦一の得る所なくして終る。

時に佛大統領
として選ばれ
たるもの、ナ
ポレオン一
生の甥ルイ、ナ
ポレオンなり
き。

而も思想の潮流は遂に之を止む可からず、頑として立憲政體の創設を肯んぜざりし埃普兩國も、今や民衆の意に従ふの止むなきに至りぬ、時は一千八百四十八年二月、佛蘭西復革命運動の渦中に没せり、所謂二月革命之なり。此の革命によりて佛蘭西の王政は仆れ、共和政府の樹立せらるゝと共に、國民の一般投票によりて、大統領を選挙するに至るや、各國亦直ちにその影響を受け、人心の動搖頗る甚だしきものあり、特に埃地利に於ては、その首都ウイennaに學生及び書肆の革命運動の起れるあり、印刷の自由を大にし、立憲政體を立てんことを叫び、亂徒王宮に迫るに及びて、宰相メツテルニツヒは遂に身を棄して英國に遁れ、皇帝亦位を皇甥フランツ、ヨセフに譲れり、而して埃地利の羈絆の下にあるサルヂニア王は、伊太利統一の宿志を成さんとして兵を擧げ、ロンバルディア、ベネチア亦之に同じ、ボヘミア、ホンガリー等、各々分離獨立を企つるに至る、特にホンガリアの如きは、一旦獨立を宣して共和政體を立つるに至れり、埃帝即ち先サルヂニアを討ちて之を

挫き、次いで露の援を得てホンガリアの動亂を鎮定し、漸く小康を得たり。而して普魯西亦之に倣ひ、革命黨盛んに蜂起し、亂民王宮に闖入して王に強要するに至る、王即ち之を容れ、選舉法を制定して之を公布し、一千八百四十八年五月、議會を柏林に開きて憲法を議定するに至れり。

第三節 普魯の反目

奥國內にはホンガリア人、ボヘミア人等を含み、之等は何れもゲルマン族と異なる民族より出づるものなり

兩雄由來並び立たず、普魯西已にフレデリキ大王の英才によりて、著るしくその國勢を擧ぐ、爾來英主相次いで出で、國威年と共に揚るあり、今や奥と相並んで歐洲強國の一たり、而もウインナ會議の定むる所、奥を以て聯邦會議の議長たらしめ、普は常にその下風に立たざる可からず、普たるもの豈甘んじて彼が制令を受けんや、況んや奥地利は、その聯邦議長たるの位置を利し、自國の私利を聯邦の上に行はんとするあり、更に況んや、所謂獨逸聯邦なるもの、その組織頗る薄弱にして、協同の力を以て、外各國に對し、獨逸國民の利益を擴張するに足らず、舉國一致の思想は、自由民權の思想と共に、獨逸國民を支配せんとす。此に於てか聯邦組織改善の要求は、必然起り來らざる可からざるなり。然り而して、更に有力なる一事の此の間に存するあり、即ち普奧兩國がその國情を異にするもの實に之なり、由來奥國は、その包擁する民族一ならず、專制主義を以て之に臨む

獨逸聯邦中普魯西最も強大なり、故に各邦之を推さんとす。

に非ざるよりは、到底統御し易からず、之に反し、普魯西及び自餘の各邦は、純然たるゲルマン族の邦家なるを以て、其間自ら結合の望きものあり、普魯西之が中心となり、夙に關稅同盟を作りて、奥地利を除ける外、各邦の間に自由貿易を行ひ、その利益を計るあり、此を以て、各邦の民、皆聯邦中より奥地利を除き、之に代るに普魯西を以てせんことを思へるなりき。而して二月革命の餘波、各邦立憲運動の盛んなると共に、此の運動亦盛を加へ、國民會議をフランクフルトに開きて、聯邦組織改造の事を議せんことを奥帝に迫るに至れり。

奥帝素より之を好まざるなり、而も時恰も國歩艱難、徒らに國內の紛争を大ならしむ可からざるなり、即ち努めて之を諾す、而して議する所は、各國を合して一の帝國とし、普魯西王をその皇帝たらしむるにあり、奥たるもの、豈に之に賛す可けんや、即ち自己の意見を提出して曰く、各邦より七人の委員を常置し、奥地利の委員をして之に長たらしめ、以て聯邦に關する政務を掌らしめ、又民選議員より成れる議會に代ふるに、列國政府の委員を以て組織せる議會を以てせん。議會大にその不遜を憤り、普魯西王にゲルマン皇帝の冠を與へんとす。時に普王、聯邦にして予が皇帝たるを承認し、且つ憲法にして、予に與ふるに皇帝の職責を完ふするに足るの權力を以てするに非れば、予敢て皇帝たるを得ず

皇太弟ウイ
ヘルムは即ち
後の大帝ウイ
ヘルム一世
なり。

ウイヘルム
一世は、カイ
セルの祖父な
り。

とし、之を受けず。却つて北方の各邦のみを以て、別に聯邦を組織せんとし、會議をエルフルトに開きてその憲法を議す。此に於てか、獨逸を擧げて二派に分れ、その小邦は、多く普魯西の黨たらんとし、バヴリア、ウルテレベルヒ等塊地利に與す。

聯邦の分裂は、塊の勢力衰退なり、彼れや百方新聯邦の組織を妨碍せんとし、普魯西に黨せるフール、ヘッセン等の諸邦に對し、この内事に干渉するに至れり、普魯西即ち新聯邦を擁護せんが爲に、塊と雌雄を決せんとし、皇太弟ウイヘルムの如き、極力開戦を主張せり。然るに議遂に容れられず、宰相マントイフェルの言に従ひて、露の仲藪を仰がんとす、露帝ニコラス即ちオルミウツに會議を開きて、徹頭徹尾普と抑へ、舊聯邦の猶獨逸一般に有効なるを宣す。ウイヘルム怨恨措かず、他日位に即くの日、必ず一戰以て今日に酬ふ可きを期せり。

第四章 ウイヘルム大帝

先にフレデリキ大王あり、渺たる普魯西をして獨逸の雄邦たらしむ、數世にしてウイヘルム大帝あり、獨逸の雄邦は、彼によりて歐洲の強國たらしめ、世界最強國の一たらしむ、吾人は今彼が功業について述べざる可からず。

第一節 好戰帝王

彼が佛國に出
征せる時の日
誌に、父王と
肩を併べて鐵
丸雨下の地に
立ちたる其の
日の如何に幸
福なりしよ、
其時の喜びは
筆紙に盡す能
はずと記され
たりと云ふ。
彼が好戰以て
見る可し。

吾人は先にカイセル、ウイヘルム二世を説くに當り、鐵血帝王の名を捧げたり。ウイヘルム一世亦實に好戰帝王なりき、獨逸が飽迄も軍國主義なる、實に歴代の帝王皆之を主義とすればなり、フレデリキ、ウイヘルム一世然り、フレデリキ大王然り、フレデリキウイヘルム三世亦然り、否獨り之等に止まらず、獨逸主權者の主義とするところは、專制と軍國之なり、而もウイヘルム一世の如き、實にその大なるものならずんばあらず。

彼や實にフレデリキ、ウイヘルム三世の子、四世の弟なり。父三世は、ナポレオン歐洲蹂躪の時に會し、甚だしくその窮窮する所となれるも、よく隱忍機を待ち、遂に一世の梟雄を破れるの人、彼れその子と生れて、幼より邦家の逆運と戦ひ、具さに艱苦を嘗め、胸中夙く燃ゆるが如き敵愾の念を藏せり、少年已に身を軍籍におき、父王が聯合軍の中堅として佛國に臨むや、年僅に十七、大尉として軍に従ひ、始めて砲火の洗禮を受く、爾來彼は常に軍隊にあり、一千八百二十五年近衛第三軍團長に昇る、或は騎兵操典編纂委員長、歩兵操典改正委員長等、常に軍事に没頭して、造詣する處淺からざりき。彼が好戰的なる一はその性質に出づると雖も、又その閱歷之を然らしめたるに非るなきを得んや。而して彼が終生の目的とせるところ、實に干戈によりて普魯西の國威を發揚するにありき。

ウイレルム
一世の爲す所
何ぞカイル
に似たるの甚
だしきや。

フレデリキ、ウイレルム四世老いて嗣なし、彼れ即ち立ちて皇太弟となり、内閣會議、參事院等の議長たりき、此の間彼が政務家としての手腕亦凡ならざるものあるを示せり、然れども彼や、飽迄も専制主義なり軍國主義なり、専制と軍隊と、之によりて王權を振張し、王權を振張することによりて國威亦發揚すべしと信ぜるなりき。夫れ然り、自由民權運動の如き、彼の最も忌む所ならずんばならず、二月革命の餘波、普魯西革命黨の蜂起となり、その強要する所によりて、フレデリキ、ウイレルム四世の、憲法制定を公約するに當りてや、彼れ亦如何ともする能はず、止を得ずして之に副署せるも、次いで伯林駐屯の軍隊を撤し、全然革命派に屈服せるについては、彼れ敢て與からず、事已に決せるを聞くに及び、慨然として帶劍を脱し、「余は已に之を帶ぶるの名譽を保つ能はざるか」と叫びたりと。以て彼か如何に軍隊を愛せしかを見る可し。

ウイレルム已に飽迄専制を以て國民に臨まんことを念とせり、その革命派の惡む所となるや勿論なり、王即ち彼をして難を英國に脱れしむ、彼れの英國にあるや、數次ヴィクトリア女皇及び皇婿アルバート親王と會し、大にその自由主義に感化せらるゝ所あり、立憲政體を危險視するの迷想、始めて釋くるを得、同時に、從來その反對せる獨逸統一問題についても、塊地利以下非ゲルマン地方を除ける獨逸統一は、普魯西の隆運を致すものな

フレデリキ、
ウイレルム四
世は精神に異
状を來せるな
りき。

るを覺るに至れり、而も彼は、征服によりてのみ之を統一するを得るを信じ、兵備に意を用ふる一層厚きを致せり。

彼れ已に戰爭を好む、フレデリキ、ウイレルム四世が、北獨逸聯邦を作らんとし、塊の間反目甚だしきに至るや、盛んに開戦を主張せること已に述べたるが如し。而も議容れられず、オルミウツ會議に屈辱を忍ばざる可からざるに至るや、伯林を去りてコブレンツに在り、政府の迂愚を嗤ひつゝ、私に機の到るを待てり、此の間彼れは、兵備の完成に意を注ぎ、三年兵役制の復舊を論じて、五十六年遂にその宿志を果すを得たり、時にフレデリキ、ウイレルム四世病んで又國事を視る能はず、即ち國家の重責は、皇太弟たる彼の双肩に投げられたり、彼れ時に年六十一。

彼れ已に攝政として大政を總攬す、自己の經綸を行ふ可きの機は來れり、即ち全く親政を行ひ、普魯西をして覇者たらしむる、憲法を擁護するの他なきを思ひ、専ら自由主義者を擧げて新内閣を組織せり、彼が此の英斷は、國民を擧げて歡喜の聲を揚げしめたり、自由主義の内閣は、國民の等しく歡迎せる所、彼等は新時代來れりとなして、彼の施政を謳歌せるなりき。而も彼や、専制主義なり軍國主義なり、軍事と外交と、悉く之を獨裁せんことを欲せり、即ち新内閣の政綱起草して、王權の天佑に基づけることを主張せるなり

き。斯くて一千八百六十一年一月、フレデリキ、ウイレルム四世の死するや、十月を以てケーニヒスベルグに即位の式を擧げ、召集せる普魯西議會の議員に宣して曰く、「普魯西の君主は王冠を上帝より受く」と。親ら祭壇に進み、王冠を取りて之を戴き、以て王權の神授を表示せり。

第二節 大帝の軍國主義

ウイレルムヘルム已に好戰的なり、その軍國主義なる言を待たず、彼は獨逸統一の大事は一に干戈の力に待たざる可からざるを思へり。即ち軍備に熱中する當然のみ。五十八年將軍モルトケは擧げられて參謀總長の重職に就けり、將軍ローン亦兵制改革問題の調査を命ぜられ、其他幾多の人材は孜孜として軍備の完成に當れるなりき。有名なる兵學者クラウゼウイツツ亦兵制改革問題に當れるも、彼れ素と二年兵役説の主張者なり、ウイレルム三年兵役説と相容れず、即ち三年兵役説を主張せるローンを擧げて之に代らしめたるなりき。彼れが三年兵役説の主張が如何に鞏固なるものありしか、之を察す可き一事あり。彼れの陸相ポランが、財政上の見地よりして二年兵役説を取れるに對し、彼れ之を駁して曰く、「軍事上の見地は、財政上、經濟上の見地によりて侵害するを許さず、そは歐洲に於ける我が國家の地位は、全く緊つて兵力に存すればなり」と。

軍事の爲には
財政も經濟も
顧るの餘地
なしとなす、
軍國主義も亦
極まれる哉。

彼れや已に此の見地に立す、彼れの意を受けてローンが編める陸軍編制法案が、如何に軍國主義を發揮せるものなるやは、敢て問ふを要せざるなり、その政府案として議會に提出せらるゝや、果して猛烈なる反對を蒙りたり。ローン即ち之を撤回すると共に、一千八百十四年の法律に、原則として國民皆兵制度と三年兵役制度とを明記せるを奇貨とし、今更めて該法案の協賛を求むるの要なしとし、藏相をして、假に一年間の陸軍擴張費を要求せしめ、而して議會の協賛を得たるを以て、事實上該法案を通過せしめたることとなりぬ。而も、陸軍を以て議會の制令の下に立たしむ可きか、將た國王の直轄の下におく可きかの根本問題に至りては、何等決するあらず、此の問題を焦點として、國民と王との衝突を來し、その争ひ頗る激甚なるものありき。

一千八百六十二年の議會に於ては、陸軍擴張費を否決し去れり、王即ち斷乎として解散を命ず、而も總選舉後の議會は、依然として形勢の變ずるなく、國民を擧げて陸軍の擴張に反對せり。否、晉に國民のみならず、皇后も、皇太子も、將た大臣も、皆之に反對を唱へり、たゞ王と陸相ローンと、固執して敢て動かさず、然れども、孤立せる王は、遂にその志を行ふに由なきなり、彼は、議會に屈服するよりは、寧ろ王冠を抛たんことを決心するに至れり。此の時に當り、怪傑ビスマーク入りて廟堂に立つ、蓋し彼や、王とその政策

彼はその軍國
主義の前には
何物をも犠牲
にして惜まざ
るなり。

議會を無視して政治を行はんとす、驚く可きかな。

を同じうするものありしも、事によりて王の忍びどころとなり、退いて草廬にあり。ローン即ち兩者の間に調停して、彼をして此の難關を拓かしめんとす。ビスマルク即ち意を決して立ち、飽迄王を輔翼し、議會を無視して政治の事に當らんことを誓ふ。王即ち彼に任ずるに内閣議長兼外相を以てす。爾來王は、ローンとビスマルクとを左右にし、議會と對峙して一步も譲らず、議會を解散すること四回に至る、此の間の王の苦心や、實に云ふ可らざるものありき。時にシエレスウイツヒ、ホルスタイン問題起るあり、外難漸く内紛を解くを得て、王の大業曙光を見るに至る。

第三節 普墺戰役

デンマークの屬邦にシエレスウイツヒ、ホルスタインの二州あり、デンマーク王フレデリク七世の二州に臨む、頗る刻薄なるものあり、一千八百六十三年に至り、彼は、更に辣手を揮ひて、ホルスタイン州民の從來享有せる特權を奪ひ、且つ之を自國に併合せんことを企て、議案已に國會を通過せるも、未だ裁可に遑あらずして逝去せり。嗣クリスチャン九世立つや、即ち該法案を裁可し、翌六十四年一月一日より之が實施を命ず。普魯西は塙地利と共に、その不法を責め、之が撤回を求めたるも、デンマーク王聽かず、普墺即ち干戈を以て事を決せんとし、二月兵を遣はしてデンマークに侵入す、デンマーク戦ひて捷た

ず、同年十月に至りて和を乞ひ、シエレスウイツヒ、ホルスタイン、ラウエンブルグ三州の主權を放棄すると共に、その處分は擧げて之を普墺に一任せり。普墺即ち各々委員を出だして之を議せしむ。

ビスマルクの主張する所は、三州を普に併合するにあり、塙の主張する所は、アウグスブルヒ公を立て、三州の主となさんとするにあり、而も兩々執つて相下らず、普墺將に相戦はんとするに至る。ビスマルク即ち塙の全權公使プロメと相議し、普魯西は償金を塙地利に容れてラウエンブルグの主權を得、シエレスウイツヒ及びホルスタインの二州は、相續者の決定に至る迄、之を兩國管理の下にあらしむることとし、僅に事なきを得たり、時に一千八百六十五年八月。

ホルミウツの屈辱、ウイヘルムは、之を雪がんとし、て多くの心血を注げり。

普墺が權勢を競ふ此に年あり、今次の事、幸ひに無事なるを得たるも、早晩その破裂は免れざるなり、殊に況んや、ウイヘルムの塙に含む最も甚だしきものあり、ビスマルク亦、普墺の早晚分離すべきを思ひ、寧ろその衝突を激せせんことを願へるなり、此の間デンマーク戰爭は、普魯西陸軍の優秀なるものあるを證し、議會亦軍備の擴張に同意するあり、今や唯その開戦の口實を得んとするのみ。時なるかな塙地利は、先の條約に背き、ホシニ二州を獨立せしめ、自ら之が保護者たらんとするあり、普魯西茲にその口實を得て、

ビスマークは中立の代償としてライン以南に於て此を割くことを仄めかせるなり

敢然立つて埃地利に戦ひを宣せり、ウイヘルムが畢生の心血を注げるその陸軍は、今やその多年の目的に向つて進まんとするなり。

後年モルトケが自ら語つて、『普國內閣がその必要の爲に、多年冷靜なる計劃を以て準備しつゝありたる』普埃戦役は來れり、彼等は實に、此の戦役の爲には十分の準備を爲せるなりき。ビスマークは、普埃戦争開始のとき、外交上有利の地位を占めんが爲、幾多の努力を惜まざりしなり。一千八百六十三年波蘭土に叛亂起るや、埃は私に之を援けて氣燄を添えしめ、露の之が鎮定に苦しむに當り、ビスマーク即ち兵を露西亞の境上に送り、以て露西亞に應援する所あり、之が歡心を買へり、更に佛帝ナポレオン三世と會見し、啖はすに利を以てしてその中立を諾せしめ、伊に對しては、埃のベネチアを割く可きを約して同盟を結べるなりき。

軍備に外交に、普魯西の準備は、蓋し盡されて餘りあるなりき。一千八百六十六年六月普軍は進んでハノーバー、ヘッセン、カッセル、サクソニーに入れり、次いで三道並び進んでボヘミアに入り、ウイヘルム一世親ら之に將として、大にサドブに戦ひて大捷を博し、一舉ウイナを衝かんとす、別軍亦中部獨逸にありて、聯邦中埃地利に黨するものを討ち、隨所捷を奏す、即ちハノーバー王は出て、降り、フランクフルトは普軍の手に落ち

普埃戦役は一七週間戦争とも呼ばる。

ぬ。埃地利即ちその敵し難きを知り、敵のウイナに入らざるに先だち、早く已に講和談判を開けり。ブラーグの和約即ち之なり。その定むる所、埃地利は全然獨逸聯邦中より除外せらるゝこと、普魯西は二十萬ターレルの償金を受くること、シユレスウイツヒ、ホルスタインの主權を拋棄すること之れなり。時に一千八百六十六年八月、實に開戦後僅に二ヶ月に過ぎず。其他バヴリア、ヘッセン、ダルムスタット等各々地を普魯西に割き、ハノーバー、カッセル、ナツサウ、フランクフルト亦普の併す所となる、ウユルテンベルヒ、バアデン亦普魯西と密約を結び、有事の日、兩國の軍を以て普王の全權に委し、攻守を共にすべきを誓へり。此に於てか普の國威頗る揚り、四隣を壓するに至る。

八月四日、ウイヘルム一世は、戰捷の光榮を荷ひて伯林に凱旋せり、滿都の人民皆狂喜して之を迎へ、ホーヘンツォルレルン家の萬歳を唱へざるはあらず、その專斷と剛愎とを以て久しく國民の怨府たりしビスマークは、一轉して國民讚美の焦點となれり、彼等はビスマークに贈るに四十萬ターレルを以てし、モルトケ、ローン亦各々三十萬ターレルを受く、斯くして普埃戦役は、普魯西の國家に絶大なる光輝を添ひ、ウイヘルム一世の功業先づその一を爲さしむ、而して此の戰捷の結果は、フレデリキ、ウイヘルム四世が爲さんとして遂げざりし北獨逸聯邦を完成せしめぬ。

現時の獨逸帝國は、メーン河以南の諸國をも含めり、而してその茲に至れるは、普佛戦後の事に屬す。

第四節 北獨逸聯邦成る

嘗て獨逸聯邦議長として威を振へる塊地利は、今や聯邦より除外せられたり、茲に聯邦組織の變更を見ざる可からず、即ちメーン河以北の諸國は、相連盟して普魯西をその盟主と仰ぎぬ。北獨逸聯邦即ち之なり、聯邦は、その第一回議會を伯林に開きて憲法を制定する所あり、左にその要點を示して、獨逸聯邦組織の如何なるものなるかを知らしめん。

一 聯邦内に於ける諸國は、從來と等しく、各特種の政府を有するの外、別に各邦共通の聯邦政府を設け、聯邦の行政權は、聯邦の統領たる普魯西國王に世襲的に委任することとし、同時に普魯西國王は、普魯西の大臣中より、適當なる人物を拔擢して宰相に任命し、彼をして國王を輔佐せしめて聯邦の大政を處理せしむ。即ち宣戰講和、公使の接待及び其の派遣、聯邦議會及び國會の召集及び延期等の大權は、凡て普魯西國王に屬することとなれり。

二 聯邦の立法權は、聯邦議會と帝國國會との兩院に委託す。

聯邦議會は、聯邦各國より派遣せる四十三名の各邦政府の代表者を以て組織す、各邦より出す可き代表者數は左の如し。

普魯西 十七人。サクソニア 四人。メクレンブルグ、シウウエリン、ブランズウイ

獨逸大宰相は聯邦會議々長を兼ねること定めらる。

ク 各二人、他の十八邦は各一人。

帝國國會は、全國人民中より公選せる代議士を以て組織す。

因にビスマークは普魯西内閣總理大臣兼外務大臣たるの外、更に聯邦議會議長の職を兼ねたり。

三 聯邦政府と各邦政府との間に權力を分割すること左の如し。

各州政府は、州内の司法警察内務宗教及び教育の諸權を掌る。

聯邦政府は、左の諸事を執掌するものとす。

イ 陸海軍普魯西國王は聯邦全陸海軍の大元帥にして、各邦政府は普魯西兵制を採用するものとす。

ロ 普魯西國王は宣戰講和の大權を有すること前記の如く、條約を締結し、又有ゆる官吏を任命するの權を有す。

ハ 通商貿易、關稅、貨幣、銀行、度量衡、郵便電信及び鐵道に關する諸務を掌る。

ニ 商法刑法及び訴訟法等の制定を掌る。

ホ 醫業及び公衆衛生等の事務を掌る。

以上は當時定められたる所にして、後獨逸帝國の建設に當りて改められたる所甚だ少か

らざるも、暫らくその要を記す事とせり。

第五章 普佛戦争

ウイエルヘルム一世已に埃を破りて北獨逸聯邦を作り、自ら之が盟主となりて、普魯西の國運隆々たり、而も帝業未だ成らず、その獨逸帝國を建設し、ゲルマン諸邦を打つて一丸と爲すに至れるは、實に普佛戦後にあり、普佛戦争は、獨逸をして今日の盛運を至さしめたるものにして、吾人は今之に就て語らざる可からず。

第一節 ナポレオン三世

ナポレオン一世の没落するや、佛蘭西は王政の昔に歸れるも、久しからずして革命運動又起れり。而して一千八百四十八年二月の革命に於て、王政は遂に轉覆せられ、共和政體を樹立すると共に、ナポレオン一世の甥ルイ、ナポレオンは、その大統領として選ばる、彼れ亦一世の梟雄、伯父ナポレオンが、大業中道にして阻み、歐洲一統の壯圖空しく葬られたるを慨せるもの、自ら復た之を實にせんことを思へるなりき。此を以て、職に大統領に就くや、職權を利用して專制を擅にし、或は兵政の要職に自黨の人を任じ、漸くその羽翼を張ると共に、一面國內を巡行して人心を收攬するに努め、又媚を羅王法皇に呈してそ

普魯西は王國なり、ウイエルヘルム一世はその國王にして、後獨逸帝國建設せらるるに及び、獨逸皇帝の位に即けるなり。

の歡心を得るに努めたりき。

彼はその野望に向つて、着々として進めり、而も彼が大統領たるの期は、今や將に盡さんとす、彼れ即ち憲法を修正し、大統領の再選を認めしめんとせり、時に一千八百五十一年十一月、然り而して議會の之を斥くるや、彼は非常手段を行ふに躊躇せざりき、即ち十二月二日、ナポレオン一世踐祚の日にして且つアウステルリッツ戦捷の日をトし、市中の要所及び議場等に軍隊を派して、反對黨の名士チエール、シャンガル、ニエー、ビクトルユーゴー等以下七十八名を捕へて獄に下し、且つ兵力を以て議會を解散せり。時に彼が與黨たるもの、實に巴里駐在兵總督マニアン大將にして、その兵力によりて事を爲せるなりき。斯くて彼は、大統領の任期四ヶ年を十ヶ年に延長すること、大統領を輔佐する爲に内閣を組織する事等の條件を提出し、普魯西國民の同意を求めぬ。即ち二十一日を以て國民大會は開かれ、會議は大多數を以て彼の要求を容れたり、次いで元老院は、帝國を再興しルイ、ナポレオン及び其の子孫をして帝位を踐ましめんことを發議するや、國民又之に賛成せるを以て、此に彼の野望は先づ満たされ、十二月帝政を布告し、彼は、ナポレオン三世と稱して佛國に君臨することゝなれり。

ナポレオン已に佛蘭西皇帝たり、その野望半ば達せらる、即ち先づ力を極めて國內の秩

所謂クーアタ
ーとして有名
なる大事變な
り。

ルクセンブルグは佛蘭の間にある小地方なり、白耳義と等しく永世中立國とせらる。

序を恢復すると共に、外征に偉効を奏して人心の收攬を計れり。即ち一千八百五十四年タリミヤ戦争起るや、英吉利と同盟し、土耳其を助けて露西亞を破れり、次いで伊太利統一の役、サルヂニア王を助けて埃地利軍を粉碎し、名聲大に揚る。而もメキシコ問題、波蘭土問題に蹉躓するや、名聲又昔日の如くなる能はず、滿身之れ野望なる彼は、焦躁煩悶自ら安んずる能はず、更に偉勳を樹て、名聲を恢復せんことを思ふ。

此の時に當り、シユレスウイツヒ、ホルスタイン二州問題に關し、普埃の間將に事あらんとす、ナポレオン即ち密に普魯西を援け、その報酬としてライン左岸の地を得んことを企て、ビスマーク亦密にその意あるを示す、即ち一千八百六十六年普埃の開戦するや、局外中立を守りて、普の爲さんと欲する所を爲さしめたりき、彼や實に之によりて白耳義若くはライン地方の一部を領有し得可きを確信せるなりき。然り而して、戦役は普魯西の大捷に歸し、俄にその強大を致したるも、彼は何等の報酬をも受くる能はざるなり、此に於てか彼れ深くビスマークに含む、加ふるにルクセンブルグ問題あり、彼をして一層の屈辱を重ねしむ。

ルクセンブルグ問題とは何ぞ。一千八百六十七年佛蘭西議會の開院式に當り、ナポレオンが朗讀せる勅語中、「一千八百六十六年サドワの大捷ありしに拘はらず、普魯西をして

ルクセンブルグは獨逸が永世中立國たらしめたるもの而もカイセルは先づ自らその中立を侵害せり。

埃地利と和解せしめたるもの、一に佛蘭西の力なり』の一句ありき、暗に普魯西が佛蘭西を恐れて和を急げるを諷す、ウイルヘルム一世聞いて大に喜ばず、此の時に當り、ナポレオンは、ルクセンブルグ割讓問題を普魯西に提出せり、普魯西素より應ぜざるなり、のみならず、瑞西及び白耳義等の諸國と計り、ルクセンブルグを以て永世中立國となし、ナポレオンをして永く手を下すの餘地なからしむ。彼や憤激措く能はざるなり、一に普に酬いんことを思ふ、時偶々西班牙王位繼承問題あり、普佛の間、遂に干戈相見ゆるに至らしめぬ。

第二節 西班牙王位繼承問題

ナポレオン已に一に普魯西を討たんことを思ふ、ビスマーク亦佛を挫きて威を示さんことを思へるなりき。普埃戦役終るの後、ビスマークは、一意國力の増進を計ると共に、又國內の調和に努め、專制主義を捨て、自由主義につき、言論の自由を擴大して國內不平の氣を一掃せり。斯くて彼は、北獨逸同盟に加ふるにメイン河以南の四國を以てし、一大ゲルマン帝國を建設せんことを期せり、而して之を爲す、佛蘭西と一戦して赫々の偉勳を樹て、諸州をして自ら進んで併合を乞はしむるを以て最も得策と思惟せり。即ち彼は、一面軍備を修めて必勝の勢ひを作すと共に、一面ナポレオン三世を激せしめて、之を挑發する

西班牙は最も
嚴格なる舊教
の國なり。

に努めたり。ナポレオン又數次失敗を重ねて、名聲舊の如くならざるに際し、偉勳の以て之を恢復するあるに非ざるよりは、その地位の保全又危からんとするものあり、況んや普に含むところ少からず、遂にビスマークの乗ずる所となれり。

然り而して普佛戰爭の導火たりしもの、實に西班牙王位繼承問題なりとす。西班牙王位繼承問題とは何ぞ、乞ふ少しく之を説かん。始め西班牙の女王イサベラ二世失政多く、軍人を中心とせる國內の不平等は、一千八百六十八年の秋を以て、遂に叛旗を翻へして女王を佛蘭西に逐ふに至りぬ。斯くて假政府は樹立せられ、將軍セラノ選ばれて大統領たり、將軍プリム陸軍大臣として専ら政局に當りたるも、六十九年の國會は、立憲政體の創始を決議し、茲に適當なる王位の候補者を求めんとせり。而して國民の望む所は、羅馬舊教信者にして、從來國內に蟠居せる政黨と何等の關係を有せず、且つ歐羅巴第一流の名門の中よりその候補者を得んとするなりき。此を以て容易に之を得る能はず、再三評議の結果、遂に普魯西王家の遠裔なるホーヘンツォルレルン、シングマリンゲン家のレオポルトを推舉するに決す、而もレオポルトは、父カカロ、アントン及び普王ウイヘルム一世と謀りて、再度の懇請も之を斥けたり、蓋し彼れ自ら之を欲せざりしのみならず、ウイヘルム一世亦爲に外交上の紛擾を來さんことを虞れ、拒絶に贊せるなりき。

時にビスマーク病を養うて國都に在らず、此の議に與ることなかりき、而してその歸りて之を聞くや、大に辭退説に反對し、レオポルトが此の要求に應ずるを以て、政治上及び經濟上甚だ得策なるを主張し、ローン、モルトケ等亦之に贊す、ビスマーク即ち將軍プリムに電報して、強ひてレオポルトを動かさしむ、レオポルト亦再三再四の懇請に意動く所あり、遂に即位を決して、一千八百七十年之を天下に公布するに至れり。

ビスマークがレオポルトをして強ひて西班牙王位に即かしめんとせるもの實に之によりてナポレオン三世を動かし、普佛開戦を誘はんとせるものなりき。蓋し普魯西王家の出にして西班牙王位を繼承するあらば、ナポレオン決して之を坐視す可からざるを知らばなりき。果然ナポレオン三世は、強硬なる抗議を提出せり、彼は、ホーヘンツォルレルン家の西班牙王位繼承を以て、歐羅巴の國力平均を害するものなりとなし、且つ之を以て佛蘭西の名譽と利益とを毀損するものなりとなし、佛蘭西は全然之に反對する旨を普魯西に通牒せり、更に伯林駐劄の大使ベネデツチに電命して、當時ウイヘルム一世が滯在中なりしエムスの浴場に急行せしめ、ウイヘルム一世に謁して、王にして速かに命令を下し、レオポルトをして候補を辭せしむるにあらざれば、遂に不測の大患を招くあらんことを告げしむ。ウイヘルム一世即ち答へて曰く、『候補一件は、單にホーヘンツォルレルン家の一

ホーヘンツォ
ルレルン家よ
り西班牙を出
だせば、夫丈
け普魯西の勢
力を増すもの
なり。

私事にして、普魯西と何等の關係をも有せず、朕は唯同族の首長たるの故を以てして、已に通の親翰をレオポルトに送り、その意見を求めつゝあり、此の故に、事の成否は豫期する能はずと雖も、足下乞ふ暫らく彼の返翰の來るを待て」と。時にレオポルトの父カロロ、アントンは、ウイヘルム一世の親翰に接し、候補承諾の爲に、外交上に紛擾を來せることを憂ひ、斷然レオポルトをして之を辭せしめたるを以て、此の問題は一段落を告ぐるを得たりき。

第三節 「伯林へ」

西班牙王位繼承問題は、決してナポレオンの失敗と稱す可からざりき。而もナポレオン一世の壯舉を夢想せるもの、獨りナポレオン三世のみにあらざりき、干戈によりて國威を發揚せんと欲するの徒、決して少からず、時の佛國外務大臣たるグラモン等、亦その徒にして、此の機に乗じて普と一戦を試みることを欲せり。ナポレオン即ち彼等の獻策に聞き、普魯西に對して新要求を提出せり、曰く、「候補一件によりて刺戟せられたる巴里の人心を鎮靜せんが爲に、ウイヘルム一世は、佛蘭西に對して陳謝狀を送らざる可からず、且つ將來如何なる事情あるも、レオポルトをして西班牙の王位候補者となさざることを誓はざる可からず」と。

何ぞその要求の暴慢なるや。

駐普佛大使ベネデツチは、再びエムス浴場にウイヘルム一世を訪へり、時にウイヘルムは運動場に散策中なりき、ベネデツチ進んで斯の提言を爲すや、彼は勃然として怒れり、曰く、「斯る不當の要求には斷じて應ずるを得ず」と。直ちに面を背けて去れり。而して後刻その侍從武官をしてベネデツチの寓を訪はしめ、之に告げしめて曰く、「一切の紛糾は已に解決了せり、向後再び會見の要を認めず」と。一面此の會見の始末を伯林なるピスマークに電報す、有名なるエムス電報即ち之なり。ピスマーク此の電報を受くるの時、正にローン及びモルトケと會食中なりき。即ち相謀りて辭句に多少の改竄を加へ、努めて其の意を露骨にすると共に、語氣を強くし、此夜九時、その機關紙なるノルド、ドイツチエ、アルゲマイネ、ツアイツングの號外として各市に配付せしむ、その譯文實に左の如し。

ピスマークが佛蘭西を挑發せんとするの策なり。

ホーヘンツォルレルン家の親王が、西班牙の王位候補を辭退したる事の報道が、西班牙政府より公式に佛蘭西政府に通牒せられたる後に至り、佛蘭西大使は、更にエムス浴場滞在中の國王陛下に對し、「國王陛下はホーヘンツォルレルン家が將來再び王位候補に立たんとすることあるも、決して之に賛同し給はざること」を巴里に電報することの許諾を與へられんことを懇請したりき、是に於て國王陛下は、再び佛西蘭大使を引見するこ

ビスマークが
強硬なる態度
を見よ。

とを拒絶し、且つ侍従をして、陛下は最早大使と商議す可き要件を有せざることを告げしめられたりき。

是に於て佛蘭西の不當なる新要求が斷然拒絶せられ、ベネデツチがエムスに於て國王の爲に、大に愚弄せられたるの事實は滿天下の知るところとなりぬ。獨逸國民は相傳へて、佛大使が宛かも一奴僕の如く、國王の爲に逐はれたりと嗤笑せり、加ふるにビスマーク又駐普佛大使が、斯る不當なる佛蘭西の要求を傳達したるを責め、伯林退去を命ずるあり、普魯西に對して惡感情を抱ける佛蘭西人の、何ぞ黙して止まんや、彼等は憤慨せり激昂せり、平和論者亦戰はざる可からざるを絶叫するに至れり、斯くて一千八百六十九年七月十四日、佛蘭西王宮には前後三回に亘れる御前會議の開かるゝあり、午後十一時に至りて、開戦の議始めて決す。即ち翌十五日の國會議場に於て、外務大臣グラモンは、外交上の交渉顛末を報告し、宣戦の止む可からざるを告げ、總理大臣オリビエー亦、本問題に關する全責任を負ふ可きを宣し、軍費の支出を要求す。時にチエール、ガンベツタ及びユールフアブル等、その無謀の擧なるを論ずると雖も、議員等多く戰捷を確信し、双手を舉げて開戦に賛成すると共に、六千六百萬フランの軍費は、直ちに可決せられ、七月十九日宣戦の布告を見るや、四千萬の佛人は、衆口一齊に「伯林へ」伯林へ」を叫べり。

第四節 佛軍敗績す

普佛今や干戈相見えんとす、而も之れビスマークが久しく期待せるところ、期せずして敵先づ動けるなり、然り而して、風雲漸く急なるや、エムスに在りしウイールヘルム一世は、國都伯林に入らんとす、時に七月十五日なりき。途ブランデンブルグ驛を過ぎるや、皇太子フレデリキ、ウイールム、ビスマーク、ロン、モルトク相携へて出で、迎ふるに會す、ビスマーク等車中に説くところあり、而かも王未だ可否の斷を下さず、翌日午前、會議を開きて決するあらんとす。而してその伯林に入るや、佛蘭西已に戰を宣せるの報あり、即ち普亦立ちて之と雌雄を決せんとす。

ナポレオン三世の今次開戦の事を決するや、從來の關係上、奥伊の必ず來りて彼と事を共にすべきを思へり、即ち先づ南部獨逸の諸州を屠り、次いで奥伊と兵を連ねて大舉普魯西を席捲するの策を立て、親ら元帥となり、將軍ルブーフをして參謀總長たらしめ、將軍パセースに附するに第二軍團十五萬の兵を以てし、メツツに向はしめ、將軍マク、マオンをして第三軍團十萬の兵に將としてストラスブルグに向はしむ、其他將軍カレロベルをシヤーロンに、將軍トウエイをベルフォールに、將軍ブルバキをナンシイに駐屯せしめ、その總軍三十二萬を以て總豫備隊たらしむ。

普佛戦は、實に佛獨の争覇戦なりき、普之に捷ちて獨大に起り、佛は爾來全く振はざるに至れり、而も之れ一は國體の相違にあり。

一方普魯西にありては、ウイルヘルム一世親ら元帥となり、モルトケ將軍之が參謀總長たり、將軍スタインメッツは六萬の兵を率ゐて第一軍となり、フレデリキ、カロロ親王は十三萬一千の兵に將として第二軍たり、第三軍には皇太子フレデリキ、ウイルヘルム親王之に將とし、十三萬の兵を率ゆ、斯くて三軍並び進んで國境を壓せんとするなり。由來今大の戰役たるや、普魯西が久しく豫期せる所にして、諸般の計畫整然たるものありき。即ち將軍モルトケは、一千八百五十九年及び一千八百六十六年の實戰によりて得たる經驗に基づき、一千八百六十八年以來精細なる作戰計畫を立てつゝありたるなり、此を以て一び開戦の事決するや、七月十五日を以て北獨逸聯邦諸州に動員令を下すと共に、南部諸州即ちパヴリア、ウユルテンベルヒ、バーデン及びヘッセル等に對して出征準備を命じ、その兵力總計七十五萬を野戰軍及び駐防軍、補充隊に分ち、一舉佛軍を粉碎せんとせるなりき、蓋し南部諸州は、當時未だ獨逸聯邦に加盟せざりしと雖も、ビスマアクの炯眼よく今日あるを察し、一朝有事の日に當りては、諸州の兵力を擧げて普魯西の用に供すべきを約せるなり。

普佛今やその精銳を盡して覇を歐洲の中原に争はんとす、而してその優劣や如何、乞ふ吾人をして少しく之を判せしめよ。然り而して一言次に之を蔽へば、佛は普の敵にあらざるなり。

佛の糧食は、一旦巴里に輸送せられて、後各方面に分配せられる組織なりき。

りき。その兵員の數に於て、軍隊糧食の輸送に於て、兵員の補充に於て、佛は悉く一着を輸せざるを得ざりき。即ち開戦の始に於て、戰場に有せる兵員、佛の三十三萬六千なりしに對し、普は北獨逸聯邦のみを以てするも、尙四十八萬を算したり。其他佛軍の動員を行ふや、各軍團一々中央政府の指揮を得て爲さざる可からず、武器の如き亦一所に收藏しありて、之が分配に時日を要すること頗る多かりき、之に反し、普にありては、最も簡便に出師準備を調ふるを得るを以て、宣戰の後短時日にして多數の軍隊糧食を國境に送るを得以て佛の攻勢的作戰を破却することを得たり。

佛や已に戰鬪要素に於て普に劣るあり、況んやナポレオン三世が計畫せる所、伊埃の同盟を基礎とせるにも拘はらず、彼等は決して佛を援はざるなり、その作戰や、根本に於て齟齬せるなり、形勢の不利なる、敢て云ふを要せず。此を以て、佛軍未だ國境を超ゆる能はざるの間にありて、普の大軍は、已にライン、モゼル兩河間の國境を扼守し、佛軍の進路を遮断せり、ナポレオン三世が南部獨逸諸州を威壓せんとするの策先づ破れ、彼が取るたる攻勢は、俄に守勢に轉ぜざる可からずして、諸方面の軍凡て利を失へり。

佛の失意は普の得意なり、普軍は開戦以來、ザール、ブリウツケンに小敗を取れるの外百戰捷たざるなく、第三軍は、ワイセンブルグ、ウエルトの兩戰に於て、大にマク、マオ

佛國民は、佛兵の精銳ナポレオン一世の當時の如くなる可しと思へるなりき。

ンの軍を破り、北ぐるを追うて深く佛境に入る、第一、第二の兩軍亦ナポレオンの軍を一蹴し、ナポレオンをして、總督の印綬を釋いてバセーヌ將軍に與へしむるに至る、バセーヌ即ち全軍を率ゐてベルダン方面に退却す。ナポレオン逃れてシャロンに走り、マク、マオンの軍に投ず、普軍即ちバセーヌの退路を遮斷せんとし、モゼル河を渡りて全力をメッツ附近に集中し、八月十四日より十八日に互る激戦に於て、大に佛軍を破り、バセーヌをしてメッツ城中に籠城するの止むなきに至らしめたり。

第五節 ナポレオン降る

諸道の佛軍皆敗る、ナポレオン一世の壯譽を思うて、戦捷を豫期したりし士民は、驚愕措く能はず、物情頗る騷然たるものあり、オリピエー内閣は、遂に國民の攻撃に仆れ、バカオ代つて内閣を組織す、内閣は、シャロンに滯陣せるマク、マオンに命を傳へ、メッツに籠城せるバセーヌを救はしめんとす、而も當時の情勢殆んど之を許さざるものあり、マク、マオン即ちナポレオンに事情を訴へ、別に策を請ふ所あり。然れども彼れ亦策の出づる所を知らず、加ふるに、バセーヌの大軍を救ひ出して一び戦捷を得るに非るよりは、再び巴里に歸りて王位を全うす可からざるを思ひ、マク、マオンをして這個難事中の難事たるバセーヌ救援に従はしむ、マク、マオン止むを得ずして兵をメッツに進めぬ。普軍之

セダンの一戦は、實に普佛戦の決勝を爲すものなりしなり。

を知るや、兵を分ちて遡へ撃ち、八月三十日マース河畔に大捷を博す、佛軍破れて走り、セダン城中に入りて拒がんとす。而も普軍の追撃益々急に、九月一日十二萬の佛軍は、二十萬の普軍と戦ふこと十二時間、惡戦苦闘最も努めたるも、衆寡遂に敵せず、將卒死傷三萬三千に上り、主將マク、マオン亦傷つき、大敗到底起つ能はざるに至れり。ナポレオンその敵し難きを見るや、即ち意を決して降を乞はんとし、一書を裁してウイルヘルム一世に送る。時正に午後四時なりき。書に曰く、

拜呈

予は軍中に戦死すること能はずして、今や予の劔を陛下の手裏に捧ぐるの外無きに至り候

敬具

一千八百七十年九月一日

セダン城にて

ナポレオン

ウイルヘルム一世即ち之を許し、返翰を送れり。曰く、

拜呈

斯る状態に於て相會するに至りたるを悲みつゝ、予は陛下の劔を受領致候、予は陛下の指揮の下に斯くまで勇戦せる貴國軍隊の降服の事を議定する爲に、全權を有する一人の將

校を任命せられんことを希望致候。當方に於ては、予は之に關してモルトケ將軍を任命致候 敬具

一千八百七十年九月一日

セダン城の前にて

ウイルヘルム

得意のモルトケと失策のワシントン。

ナポレオン即ちワシントン將軍を全權に任じ、此夜行きてモルトケ將軍及びビスマークと會し、降服條件を協議せしむ、モルトケ即ち自己の提案を示し、ワシントン百方懇請して之が緩和を計れるも、頑として聞かず、議論百出、遂に二日午前一時に至り、始めて左の條約を定め、兩委員の調印を了せり。

第一條 ワシントン大將の指揮下にありて、現時優勢なる普魯西軍隊によりて圍繞せられつゝある佛蘭西軍隊は悉く普魯西の捕虜となること。

第二條 佛蘭西軍隊が勇敢に戰鬥したる事を考慮して、各將官、將校及び將校相當官等は、現戦役の終結まで、獨逸に對して攻撃の態度を採らず、又如何なる形式を以てするも、該國の利益に反する行動を敢てせざる事を約したる上にて解放すること。但し此場合には個人として私有せる武器及び其の所有品を保有することを許す。

第三條 其他の武器、軍旗、大砲、馬匹、軍用金庫、輸送機關、彈藥等の軍需品は、獨逸

逸の全權委員に直接に讓與すること。

第四條 セダン城砦は遅くも九月二日の夕刻までに現時の状態にて普魯西國王に引渡すこと。

第五條 第二條の條件に服せざる將校及び武装を解除せる軍隊は、九月二日より三日までの内に普魯西の全權委員に交付すること。

降服條件が議定せらるゝの間、普魯西の軍隊は、儼としてセダンの全市を包圍し、哨兵の火焰は、蜿蜒として長蛇の如く、城塞を廻つて煌々たりき、嗚呼その光景の如何に嚴肅なりしよ。佛國の委員をして、此の重圍を破ることの不可能にして、徒らにその犠牲を増すに過ぎざることを知らしめき。

降服條件は已に議定せられたり、而も佛軍に取りては、頗る過酷なるものありき、ナポレオン三世は、ウイルヘルム一世に會して、之が緩和を求めんとせり、彼は二日の早朝を以て、その幕僚を率ゐ、無蓋馬車に搭じてセダンを出て、普魯西の軍に臨みぬ、されど狡猾なるウイルヘルム一世は、その所在を晦ませり、彼は僅にビスマークと會するを得、一民家に語ることに一時間、遂にその目的を達する能はず、前記降服條件を甘受せざる可からざるなり。

敗軍の將たるナポレオンの感慨夫れ如何。

首領を失へる
佛政府の驚愕
は素よりその
所なり。

セダンの城塞とその武器と軍隊と、悉く普魯西軍の手に歸せり、ナポレオン三世は、名譽囚虜として、カツセル附近なるウイルヘルムスホーへ城中に幽囚の身となれり、當時普軍の捕虜となれりしもの、兵士約八萬二千人、其他軍馬六千頭、軍旗二、大砲五千五十八門、小銃六萬六千餘挺、皆普軍の手に落ちたり。

第六節 巴里の包圍

ナポレオン三世已に普軍に降れりと雖も、佛蘭西敢て普魯西に屈せるにあらず、大軍所
在に屯して普軍を邀へんとす、而も皇帝降服の報、九月三日を以て巴里に致さるゝや、政
府當局者の驚愕は名狀す可からざるものありき。彼等は善後の處置を講ず可く議を凝らせ
り、而して衆議は、ナポレオンの帝位を廢すると共に、共和政府を建て、以て普軍に當ら
んことを決し、ガンベツタは、巴里の守備軍司令官トロシューを戴きて總理とし、自ら内
務長官及び陸軍大臣を兼ね、専ら防備の事に當れり、此の時に當り、勝に乗じたる普魯西
軍は、早く己に巴里に殺到し、九月十九日、巴里は重圍の中に陥りぬ。

獨り巴里のみならず、佛蘭西が恃みて以て普軍に當らんとせるもの、悉くその屠る所と
なり終れり、即ち九月二十三日ツール陥り、二十七日ストラスブルグ亦守を失ふ、その他
メツツの大要塞も、六十九日の籠城の後、將卒十七萬餘人、大砲千四百九十八門、小銃二

十六萬挺と共に、遂に普軍の手に落つるに至れり、此時に當り、メツツ籠城軍に將たるも
の、かのパセーヌ將軍なりき、彼や降伏に際し、態度甚だ公明ならず、降服の以前に於て
當然燒棄すべき軍旗を保存し、堡壘亦毫も破壊することなかりしを以て、佛蘭西國民は、
大にその非愛國的なる行爲を惡み、戦後之を軍法會議に附して、遂に死刑を宣告するに至
れり。

普軍今や無人の地を行くが如し、メツツ包圍に従へりし大軍は、分れて二軍となり、一
軍は巴里の北方ミアン地方を、他はその南方オルレアン地方を經略し、巴里の包圍と相
待ちて、大に佛蘭西を窘窮せしむるところあり。此の間巴里城中にありては、ガンベツタ
よく人心を綏撫し、兵氣を鼓舞して、健戰善闘、防禦に努む、當時城中の守備兵は二十餘
萬、人民合せて二百萬に餘れり、而して巴里は無双の堅塞、周廻三十五哩を算し、幾多の
要塞之を連続して容易に拔き難きなり。たゞその白耳義に面せるもの、比較的脆弱なるを
免れず、普軍探りて之を知るや、全力を此の方面に集め、猛擊日夜絶ゆるなし。城兵日に
死傷してその數を減ずるも、之を補充するの途なし、普軍は凡そ五十萬、日にその部署を
新にして、攻撃益々努め、城兵殆んど困憊の極に達し、燃ゆるが如き愛國心を以てして、
尙防ぎ難からんとす。

現今の巴里城
塞は、普佛戰
後別に修築せ
られたるもの
にして、眞に
不落の稱あり

獨逸的粗暴は如何なる場合にも之を見るを得可し。彼等の眼中人道なきは、今次の戦争に於ても亦然り。

籠城軍の困憊斯の如きものあるに際し、更に彼等を苦しめしもの、實に糧食の缺乏にあり、巴里籠城の始に於て、優に半ケ年を支ふ可きを豫想せりし糧食は、意外にその缺乏を早めんとするなりき。之れ實に城中士氣を沮喪せしむること著るしきものありたり。政府即ち一切の食料をその手に收め、各人につきて、その要する一定の量のみを賣り下ぐるの方法を取れり、爲に餓死者を出だすの不幸を見ざりしと雖も、而も到底永さを支ふ可からざるなり、即ち普軍に乞ふに、非戦闘員たる婦女老幼を城外に出でしめんことを以てす、普軍之に應ぜず、彼等の眼中たゞ巴里の開城ありて、人道なきなり、國際法規なきなり、城中の食料一日も速かに盡さんことを望めり。否、彼等は常に非戦闘員の救出を肯んぜざるのみならず、最後の手段として、傷病兵を收容せる野戦病院を砲撃するに至れり。セーヌ河畔、王宮の附近に、幾多の野戦病院は設けられ、赤十字旗は副旗として風に舞へり、而して獨軍の巨弾は、此の赤十字旗を目標として放たれたるなり、佛蘭西政府即ち米國公使を介し、その不法を難詰せしむ、而もビスマークは傲然として嘯けり、曰く、「理解力ある軍隊ならんか、我れ飽迄之を戒飭するを得ん、獨り彈丸に至りては、全く無心なり、豈よく此の無心の彈丸を規矩するを得んや、その病院を犯すと否と、我が敢て關する所にあらざるなり」と。亡狀想ふ可し。

女丈夫ジャンヌ、ダークが祖國の爲にその命を墮せるも、亦實に此の際の出來事なりき。

第七節 和約成る

巴里已に重圍に落つ、國內所在に義軍の起るあり、巴里救援の事に當らんとす。城中亦日々輕氣球を飛ばして消息を通じ、救援の一日も速かならんことを促がしぬ。而も優勢なる普軍は、又彼等を粉碎して、一も目的を遂げしめず。ガンベッタ遂に堪へず、十月六日の夜暗に乗じ、一大輕氣球にその身を托して空中に浮び、巴里を脱してツールに到り、此に義軍を起して普軍を退けんとせり。彼が軍幸ひにして振ひ、附近の普軍多くその擊攘する所となる、彼れ即ち大に勢ひを得、城内の勇將トロシューと謀し、内外挾撃して圍を破らんとす、而も亦遂に目的を達せず、空しく一敗地に塗るゝの止なきに至れり。其佛蘭西各地に起れる義軍亦悉く潰え、巴里救援の望全く絶え、加ふるに城内今や糧食全く缺乏し、一片の麵麩得るに道なからんとするあり、軍器、彈藥亦盡きんとす。加之、攻圍軍の攻撃は、日に益々急にして、巴里市二十大區中、その十八區は砲火の下に暴露せられ、特に十二月二十七日に至りては、肉薄愈々甚だし、此に於てか城兵遂に支へ難きに至り、一千八百七十一年一月二十八日、涙を吞んで休戦を乞ふ、その條件左の如し。

- 一、巴里の城壘及び城中の軍資は悉く普魯西軍に讓與すること、
- 二、城壁周圍の砲門は悉く之を撤去すること。

巴里が重圍にあること、實に百三十二日なりき。

三、城中の兵士は凡て武装を解くこと。

巴里已に開城す、残すところは只講和の一事のみ。佛蘭西即ち二月一日を以て國民大會をポルドウに開き、その議決に基づきて、チエールは全權として講和の事に當れり。普の全權たるもの、實にビスマークなりき。彼等は相會して議すること幾回、遂に成案を得、三月一日の佛國議會は、止むなく之に承認を與へ、二日を以て條約を交換す、その條件實に左の如し。

一、佛蘭西はニルザス及び東部ロートリンゲンの地を普魯西に割讓すること。

二、佛蘭西は償金五十億フランを三ヶ年賦にて支辨すること。

但し十億フランは一千八百七十一年内に支辨し、殘額四十億フランは條約文交換の後二ヶ年以内に支辨すること。

三、償金の全額が、悉皆支辨せられざる間は、三萬の普魯西軍を巴里に駐屯せしむること。

巴里城下の盟は斯くして爲されたり、偉勳赫々たる普魯西軍は、三月一日、巴里郊外のロンシャンに於て大觀兵式を舉行し、軍容を張れり、三萬の兵士は、巴里市中コンコルドの廣場に屯しぬ、次いで二日、ウイヘルム一世の入城式を行はんとせるが、その徒らに

ウイヘルム一世の入城式
なかりしは、
條約批准を了
せるが爲なり
とも云ふ。

巴里市民の敵愾心を刺戟するに止まらんことを恐れ、遂に此の事なくして止む。

ナポレオン三世の雄圖は斯くして破れ終れり、ビスマークが多年計畫せるところは、一層の光彩を以て爲されぬ、戰捷の名譽輝ける普魯西軍隊は、三月三日を以て凱旋の途に就けり。六月十六日、伯林都城は、此の光榮ある軍隊を迎へんとす。噫、光榮ある入城の式よ、凱旋軍は、歩騎砲兵より成れる普魯西の近衛聯隊と、獨逸帝國に屬する普魯西以外の各種の聯合大隊及び混成騎兵中隊砲兵中隊等にして、彼等の通路は、如何に美々しく飾られたるよ、就中伯林第一の大路たるウンテル、デン、リンゲン街の兩側には、戦利品たる幾百千の大砲陳列せられ、彼等の武功を語れるなりき。

凱旋軍の先頭は、午前十一時を以て先づ城門に入れり、八十一流の佛蘭西軍旗は、その隊列を飾れるなりき。ビスマーク、モルトケ、ローン等、先づ騎馬にて進めり、次いでウイヘルム一世は、その赫たる偉勳を負うて進めり、次いでバーデン大公、メクレンブルグ、シウウエリン大公、サクソニア王嗣、バヴリアのルイス、レオポルド親王等、之に従ひ、英姿颯爽として王宮に向へり。滿都の市民、蟬集してこの盛觀を瞻仰し、歡呼の聲湧くが如し、已にして帝のブランデンブルグ門に入るや、花の如き貴婦人の一團は、進みて賀辭を呈し、月桂冠を奉れるなりき。嗚呼光榮に滿てる其の日よ。

今次の戦亂も
カイセル亦此
の名譽を荷ふ
を得るや如何

第六章 アルサスローレン

佛軍は開戦の始に當り、先づアルサス州に侵入せり。

綿々たる恨は盡さずアルサス、ローレンの二州の割譲は如何に佛國の苦痛なりしか、彼等は此の爲に、獨逸に對して千載忘れ難きの恨を結べるなり、今次の戦亂に當りても、軍事上敢て不急なる此の地方に對し、先づ一撃を加へ、その占領を急ぎたるもの、實に彼等が一日も此の恨を忘れざるが爲のみ、佛蘭西國民の凡ては、何れの日か必ず獨逸に報いんことを期せりしなり。此次歐洲大亂の事ある、汎スラプイズムと汎ゲルマニズムとの衝突實に之が主因たりと雖も、副因たるもの、亦甚だ少からず、アルサス、ローレン二州問題の如き、實に又その一にして、吾人は今少しく二州に就て説かざる可からず。

第一節 二州の割譲

巴里已に普軍の重圍に落ち、諸道救援の軍亦皆普の撃破する所となりて、孤城落日の概あるや、ガンベッタ自ら堪ふる能はず、大に爲すあらんとして、輕氣球に身を托し、幸ひに城外に出づるを得たるも、事皆志と違ひて、遂に爲すあるなし、時に城中已に彈藥糧食共に缺乏して、籠城愈々困難を感ずるに至る、チエール即ち單身敵營に赴きてビスマークに對し、講和の事を議せんとす。ビスマーク曰く、「アルサス、ローレンの二州を割け、

而して償金五十億フランを與へよ」と。チエール曰く、「諾、償金五十億フランは、我れ之を辨せん、獨り割地に至りては、千年の恨を結ぶもの、我れ之に應ずる能はず」と。ビスマーク傲然として曰く、「宜し、さらば我に亦肯て圍を解かず、汝は汝の好むところを爲す可し」と。チエール憤然、曰く、「假令巴里は焦土となるも、アルサス、ローレンは敢て云はず、一塊の石、一握の土、我れ何を割かんや」と。袂を拂ひて去る。

普佛講和條約は、ベルサイユにて交換せらる、故に之をベルサイユ條約と稱するなり。

チエール歸つて市民に普の要求を致すや、彼等亦等しく叫んで曰く、「ニー、アン、ピエールド。ニー、アン、モールフード、テール」と、蓋し一塊の石、一握の土を意味す。彼等はチエールの心を以て心とせり、一死以て巴里と運命を共にせんことを願へるなりき。而も、嗚呼而も、時に利あらず、萬斛の涙を吞んで、ベルサイユ條約は結ばれたり、その第一條は、アルサス、ローレンの割譲を約せるにあらずや。

アルサス、ローレン、之れ佛の稱呼なり。普魯西の稱呼に従へば、エルザス、ロートリッゲンと呼ばざる可からず。此の地佛獨の中間に位し、面積四千七百万方哩、人口百五十萬を算し、土地肥沃にして、富源に豊なり、住民は多くゲルマン族に屬するも、久しく佛蘭西の治下にありて、風俗、習慣、言語亦皆佛蘭西と等し。佛人が、一塊の石、一握の土、尙之を割かずと叫べるにも拘はらず、遂に此の地を割かざる可からざるに至る、彼等の痛

普佛戦後ビス
マークの外交
は、佛をして
孤立せしめ、
獨に對する報
復を不可能な
らしむるにあ
りき。

恨や思ふ可し、爾來年所を經る茲に四十有五。而も彼等が千古忘るゝなきの恨は、今に至つて何ぞ異なるところあらん。語つて巴里開城の事に及び、アルサス、ローレンの事に及べば、多感的なる佛人は、切齒して泣くなり。佛獨互に境を接しつゝ、常に吳越の思をなし、事に觸れて風雲即ち境上に動くもの、實に此の事あるが爲なり。

巴蘭西已に一び獨逸に酬ひんことを思へり、獨亦之に備ふるや勿論なり、此を以てその國境の防備、共に頗る嚴なるものあり、互に之を假想の敵とし、之に打撻つ可きの軍備を整へんとす、即ち國境の要塞の如き、彼れ一を増せば我れ亦一を増し、彼れ二なれば我れ亦二、斯くて境上の防備嚴なること殆んど想像に絶するものあり。或は地を穿ちて坑道を設け、他の領土に入ること、彼れ一歩是れ一歩、彼れ一ヤードなれば我れ亦一ヤード、斯くの如くにして幾十年、今に至りて尙然りと云はる。

アルサス、ローレン二州の割讓が、佛國民をして、千古磨す無きの恨に泣かしめたること已に述ぶるが如し。夫れ然り、ベルサイユの和議に關し、反對せるもの決して少からざりしなり。彼等は、和議の進行中にありて、早くも革命政府を樹立せんと計れり、彼等は國防軍を使喚して巴里を占領せんと企つるなりき。チエール大に之を憂ひ、急に兵を集めて、將軍マク、マオンをして之を鎮壓せしめ、幸ひに事なきを得たり。彼れや實に憂國の

五十億の價金
は、佛蘭西農
家の婦人が産
せる鰯卵代に
て支拂はれた
りと稱せられ
つゝあり。

士、敗餘の佛蘭西をして、速かに舊態に復せしめんことを計れり、彼は、古稀の老軀を提げて、歐羅巴諸國を歴訪し、各國政府に説く所ありき、就中露帝アレキサンダー二世を動かして、善後の策に力を盡さしむる所あり、遂にビスマルクをして、少しくその要求を輕減せしむるを得たり。

彼の自ら入つて國政に當るや、先づ速かに價金の全部を拂ひて、普魯西兵をして巴里を退去せしむるの急務なるを思へり、即ち産業工藝の獎勵に努め、富力の増進を計り、財政を整理して餘裕を作り、期に先だつ一年にして價金全部の支拂を完了せり。即ち一千八百七十一年六月、和議漸く成るの後直ちに二十二億五千萬フランの國債を、翌七十二年七月更に三十億の國債を募集して、五十億フランの巨額は滞りなく支拂はれ終んぬ。斯くて一千八百七十三年に至りては、佛の地亦普の一兵を止めず、列國をして佛の財力豊富なるに一驚を喫せしめ、ビスマルクをして要求額の少かりしを悔いしめぬ。

第三節 獨逸治下の二州

エルザス、ロートリンゲン已に普魯西の治下に入る、而かもその久しく佛蘭西の治下にあり、佛と同化せるの故に、同族たる獨逸の治下にあるを欲せざるなり。此に於てか事毎に獨逸の施設に反對せんとす、獨亦臨むに高壓を以てし、飽くまで之を制服せんとす、そ

彼等獨逸の軍隊たるも、有事の日何ぞ佛に對して銃口を向けんや。

の間何ぞ圓滑なるを得んや。獨の二州を獲るや、分つて二十二區とし、統領官を派して之を治めしめ、その官吏は凡て獨逸人を用ふると共に、領内の學校及び公事等に佛蘭西語を用ふるを禁じ、苟くも佛蘭西に同情を表するが如き行爲あるものに對しては、嚴罰を以て之に臨めり。

獨が二州に對する、横暴已に極まるものあり、住民爲に血涙滂沱たらんとす、此時に當り、獨逸又此の地に軍隊制度を敷かんとせり、此に於てか彼等の反抗は愈々強く、その青年子弟等は、曾てその敵國たりし獨逸の軍隊たることを肯んぜず、相率ゐて佛蘭西に去れり。後獨逸政府亦覺る所あり、一千八百七十四年に至り、その武斷政治を捨て、此の地を獨逸帝國の直轄地からしむると共に、帝國議會に十五名の議員を選出するの權利を與へ、七十九年皇帝の代表者として總督を任命し、その下に四名の大臣をおきて統治の事に當らしめ、又四名の代表者を聯邦議會に出席せしむるの權を授く、然れども兩州の代表者は、投票權を有せざるものなりして以て、住民は之に甘んぜず、他州と等しく、完全なる自治權を求めて止まざるなり。政府即ち復たその懷柔政策を捨て、再び武斷政治を以て之に臨むに至り、小兒に佛蘭西語を學ばしむることを禁じ、佛蘭西語にて記されたる新聞紙を沒收し、佛人の旅行者にして長く兩地に滞在するを許さざる等、強壓を加へて獨逸化を計れり。

佛獨兩國間の反感を大ならしむるものありき。

佛獨兩國間の反感を大ならしむるものありき。

佛蘭西は自由思想の最も盛んなるの國、久しくその治下にありたる二州民の、自由思想に富むや勿論なり。

佛獨兩國間の反感を大ならしむるものありき。二州境を佛蘭西に接し、久しくその治下にありたりと雖も、元と之れゲルマン民族にあらずや、今やその同族の領土として、何ぞ爾く反抗を事とするものぞ。之れ實に彼等が他の獨逸各州と異なる待遇を受け、その權利に差あるに基づく。獨逸政府にして、之を知らざるの理なく、知つて而して行はざるもの、抑も又故なくんば非るなり。吾人が已に再説三説せる如く、獨逸の主義とするところは、專制なり軍國なり、而も二州は久しく佛蘭西の治下において、住民の思想は、甚だしく其の風に染めり、今にして他州の如く、之に獨立の權を與へんか、彼等は必ずや共和政體を樹立するに至る可きなり、之れ獨逸政府の最も恐るゝ所にして、二州にして共和政體たらんか、他の聯邦諸州、之に倣ふなきを保せざるなり、否、二州已に僮を作る、自由民權を尊べる各州の、之に倣ふ寧ろ必然の勢ひならずんばあらず、之れやがて獨逸帝國の基礎を危ふくするものにあらずして何ぞ。加ふるに二州にして獨立せんか、必ず佛國の意を迎ふるの施政方針に出づ可く、或は進んで佛領に復歸するの事亦無しと云ふ可からず、獨逸の總督にして之に臨み、獨逸の守備兵にして之を守る、由つて二州を獨逸の領土たらしめ得可し、之なくんば二州は到底獨逸の物たる可

からず、況んや二州をして帝國の直屬たらしめずんば、現獨逸帝國の中堅たる、將た現皇帝の出たる普魯西の勢力、大に減ずるの恐れ亦あるをや。

第三節 二州の反獨的傾向

メツツは有名なる大要塞のおかれたる地なり、獨逸は之を國境の防備と頼めり。

エルザス、ロートリンゲン二州の住民が、獨逸政府に反抗せるの事實に就ては已に述べたり、今更に彼等が反獨的傾向の如何に甚だしきものあるか、その二三の實例を擧ぐることにせん。エルザス州の首府をストラスブルグと云ふ、獨逸政府より派遣せられたる官憲の根據地にして、獨逸政策の策源地たり、而もその住民は決して獨逸語を用ゐざるなり、彼等は又絶對に獨逸人と交際せず、止むを得ざる場合の外、之と同居することすらも避くるなり、ロートリンゲンの首府メツツ亦之と等しく、其地軍事上の要害なるを以て、獨逸守備軍の駐屯せるもの少からず、獨逸人の住せるもの亦頗る多し、然り而して此の地に反獨主義者の一大結社あり、市民の有力者多くその社員に列す、彼等は遊技會の名に隠れて、頻りに暗中飛躍を試み、獨り佛蘭西の利益を計るを事とせり、此を以て數次問題を惹起し、その會長の捕縛投獄せらるゝこと一再ならずと云ふ。

獨帝の不謹慎なる言動は、常に此の種の物議を絶えざらしむ。

二州の中、獨帝の領地として、皇室の有となれる地ありき。州議會事に臨みて之を削除せり、獨帝大に憤り、エルザス、ロートリンゲンの憲法を破棄し、之を普魯西に併合す可きを激語するに至る。二州の民之を傳へ聞かば、獨逸の眞意のある所を知りて、痛憤おかず、その議員ウエテルローの如きは、佛國各地に遊説して、盛んに排獨的言辭を述べ、速かに獨逸の羈絆を脱し、故國の民たらんとするの希望を述べ、聲淚共に下るの概ありき。佛紙マタンの如き、又盛んに獨帝の不謹慎なる言動を攻撃して措かず、一時物論囂々たるものありき。

二州の青年が、獨逸の軍隊に入るを拒めるの一事は、先に已に述べたり。彼等は之を忌むが爲に、去つて佛蘭西に入り、フレムデン、アレギオンたるなり。フレムデン、アレギオンとは何ぞ、一種の傭兵にして、外國人のみを以て組織せるもの、伊太利、瑞西等より來りて之に入るもの甚だ少からず、二州の青年亦來りて之に投ずるなり。獨逸大に之を憂ひ、佛蘭西が甘言以て青年を誘拐し去るとなし、頻りにその不徳を鳴らせり、のみならず獨逸の諸新聞紙は、『誘拐せられたる青年の告白』等と名づけ、捏造記事を掲げて、以て青年の佛蘭西に入るを拒がんとするなり。彼等の曰く、之等佛軍隊に入れるの青年は、直ちに暑熱砂を燬く阿非利加の地に送られ、その苛酷なる使役の下に、無殘の最期を遂ぐるもの少からず云々。斯くの如きの事、素より兒戯に過ぎず、而も彼等が如何にその青年の佛蘭西に入るを苦しめるか、以て見る可きなり。

非買同盟に非
ずして非買同
盟なり、敵愾
心の高潮も亦
甚だし。

ロートリンゲンの地、鐵工場甚だ少からず、而して之等の場主たるもの、又その排獨
的見地より、獨人職工を擇ばず、佛人を以て之に易へんことを欲せり、嘗て一大鐵工場の、
魯魯西鐵道會社と買收契約を結べるものあり、事に臨みて、その獨人職工を悉く罷め、
佛人をして之に代らしむ、鐵道會社大に怒り、買收契約を取消すに至る、此に於てか二
州の人民大に憤激し、二州の鐵工場は、普魯西の鐵道會社に對して、その用を辨ぜざるを
盟ふに至る、亦以て二州人民の反獨的傾向を見るに足らずや。

第七章 獨逸帝國の建設

普王一び塊を打ちて捷つや、北獨逸聯邦茲に成れり、今や佛を討ちて思ふまゝに捷つを
得たり、彼が多年計畫せりし大獨逸帝國は、愈々建設せらるゝの機運に會せり、乞ふ吾人
をして少しくその顛末を説かしめよ。

第一節 帝國の組織

北獨逸聯邦は、メイン河以北の諸州を打つて一丸とせるものなりき、更にその以南の四
州を包容して、大獨逸帝國を建設するは、實にウイルヘルム一世の志にして、ビスマー
クが巨腕亦之に向つて全力を注げるなりき。然り而して、今やその時機は來れり、普佛戰

戰役未だ終ら
ざるに早くも
戰捷の餘光を
見る、而して
此の間ビスマ
ーク等の斡旋
するありたる
や勿論なり。

ベルサイユは
佛の都市なり

捷の結果は、之等諸州をして、自ら聯邦加入を乞ふに至らしめき、始め之等の諸州、即ち
バヴリア、ウエルテンベルヒ、ヘッセン、ダルムスタット、プアデン等南部の各州は、普魯
西と同盟するあり、普佛戰役に際しては、共に軍に従ひて偉功あり、戰役未だ終らざるに
先だち、何れも此獨逸聯邦に加入の意あるを表するや、一千八百七十年九月、バヴリア王
ルイス二世は、南獨逸の四大國を代表して、聯邦加入の條件を協定せんことを普王に乞へ
り。ウイルヘルム一世大に之を嘉し、諸州代表者を會し、極めて寛大なる條件を定め、同
年十二月十八日、北獨逸聯邦議會の議を経てその加入を許すに至りぬ。即ちプアデン、ヘ
ッセン、ダルムスタット及びウエルテンベルヒは無條件にて加入し、バヴリアは、軍制及
び郵便制度に關する特權を保持する事を約して加入し、此に於て南北始めて圓滿に融合す
るを得、一千八百七十四年以來國民が希望したりし自由統一の事始めて行はるゝに至りぬ。
次いで一千八百七十一年一月十八日、巴里の陷落正に近きにあらんとするの際、ウイルヘ
ルム一世は、ベルサイユの宮殿鏡の間に於て、獨逸帝國の再興を各國に宣し、ウイルヘル
ム一世及びその子孫は、世々皇帝として此の帝國に君臨すべきを告げ、嚴肅莊重なる即
位の式を擧ぐると共に、黒、赤、白の國旗を制定せり。此に於てか獨逸帝國は、四王國、
六大公國、五公國、七侯國、三自由市を含むに至る。

獨逸帝國新に成る、之が憲法なかる可からざるなり、即ち柏林凱旋の後に於てその議定
を見たり、憲法の定むる所、概要左の如し。

一、獨逸皇帝たる魯普西國王は、帝國陸海軍の統率權を有し、又萬國に對して聯邦二十
五國家を代表し、外務を管掌し、條約を締結し、開戦を宣言し、聯邦議會の議決に
より、各邦に對し聯邦の諸政を遂行す。

一、皇帝は兩院を召集し、閉會し、聯邦議會の協贊を経るときは、帝國議會を解散する
ことを得可し。

一、帝國の機關としては、宰相、聯邦議會、帝國議會あり。

本憲法は現に
獨逸に行はる
所のものな
り。

宰相は帝國唯一の國務大臣にして、任免の權皇帝にあり、聯邦議會の議長として百
般の政務を遂行す。

聯邦議會は毎年各聯邦政府より任命せられたる使臣及び自由市の元老院議員、總て
五十八名より成る、但し各聯邦の權能は各々等差あり、即ち左の如し。

魯普西 十七名 バヴリア 六名 サクソニア、ウエルテンベルヒ
各四名 バアデン、ヘッセル 各三名 其他 各一名

(エルザス、ロートリンゲンは一千八百七十四年に至りて四名の議員を出すを得た

るも此の議員は投票權を有せざること先に述べたり。)

聯邦議會の權限左の如し。

法律及び豫算を起案し、帝國議會之を通過したる後承認を與ふ。

法律を完成する命令を發し、行政府管理に關する規則を制定する權限を有す。

帝國政府と各邦政府との間に法律上の疑義を生じたる場合之を決定す。

帝國議會は普通選舉の原則に遵ひ、二十五歳以上の男子の中より、人口十萬に對し
て一人の割合にて選出せられたる議員より成る、議員の任期は五ヶ年なり。

帝國議會の權限左の如し。

一切の法律、豫算、國債及び立法範圍内の事項に關聯する條約は悉く帝國議會の
協贊を経るを要す。

普魯西議員は
議會に於ける
皇帝の忠僕た
るなり。

之に由りて是を觀る、皇帝は立法上何等の權を有するなくして、聯邦議會の束縛する所
となり、加ふるに各聯邦は、各々自ら行政權を行使するが故に、その權力頗る薄弱なるの
觀ありと雖も、帝國中普魯西はその領土と人口と、共に三分の二を占め、從つて帝國議會
に於ける普魯西議員は過半數を占むるあり、聯邦議會に對しては、之が議長たる宰相を通
じて、自己の經綸を行ひ得るなり。況んや憲法の改正、陸海軍又は租税に關する法律は、